

横浜市大都市自治研究会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

- 出雲 明子 明治大学専門職大学院専任教授 (行政学)
- 伊藤 正次 東京都立大学大学院教授 (行政学・都市行政論)
- 宇野 二郎 北海道大学大学院教授 (行政学・地方自治論)
- 大杉 覚 東京都立大学教授 (行政学・都市行政論)
- 神尾 文彦 野村総合研究所研究理事 (公共政策)
- 勢一 智子 西南学院大学教授 (行政法・地方自治法)
- 辻 琢也 一橋大学教授 (行政学・地方自治論)
- 沼尾 波子 東洋大学教授 (財政学・地方財政論)
- 野口貴公美 一橋大学副学長・教授 (行政法)
- 望月 正光 学校法人関東学院常務理事・関東学院大学名誉教授 (財政学)

政 制 第 233 号
令和6年3月27日

横浜市大都市自治研究会 座長 様

横浜市長 山中 竹春

特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について（諮問）

本市では、新たな大都市制度「特別市」の基本的考え方を「横浜特別市大綱」で定めています。

政令指定都市に代わる、横浜にふさわしい都市の形を市民自ら選択できるようにするためにも、特別市への移行を可能とするよう法整備がされることが不可欠です。

そこで、国における特別市の法制化議論を喚起し、早期法制化の実現を促進するため、法制化に向けた諸課題と対応方策、及び特別市のより詳細な制度設計等について、専門的知見に基づく調査審議をお願い申し上げます。

担当：政策局大都市制度推進本部室制度企画課
電話：045-671-2952
FAX：045-663-6561

横浜市大都市自治研究会

令和6年3月27日

配付資料



1. 次第
2. 委員名簿
3. 座席表
4. 諮問文
5. 説明資料（本資料）

（参考資料）

- 横浜市附属機関設置条例（最近改正：令和3年3月）
- 横浜市大都市自治研究会運営要綱（最近改正：令和5年9月）
- 横浜特別市大綱（令和4年12月改訂）

次第



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

開会

15 : 30

1. 出席者紹介
2. 市長あいさつ
3. 座長の選任、職務代理順の指定
4. 調査審議事項（諮問文手交）
5. 研究会の進め方（案）
6. 意見交換

閉会

17 : 00

※ 本日の会議は、オンライン併用で開催しています。

1. 出席者紹介

(委員10名、敬称略、五十音順)



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

出雲 明子	明治大学専門職大学院専任教授
伊藤 正次	東京都立大学大学院教授
宇野 二郎	北海道大学大学院教授
大杉 覚	東京都立大学教授
神尾 文彦	野村総合研究所研究理事
勢一 智子	西南学院大学教授
辻 琢也	一橋大学教授
沼尾 波子	東洋大学教授
野口 貴公美	一橋大学副学長・教授
望月 正光	学校法人関東学院常務理事・関東学院大学名誉教授

3. 座長の選任、職務代理順の指定



横浜市大都市自治研究会運営要綱（抜粋）

（座長）

第4条 研究会に座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、座長が欠けたとき、その他必要があると認められる場合は、あらかじめ座長が指定した職務代理順に基づき、その最上位者の委員がその職務を代理する。

4. 調査審議事項



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

政 制 第233号
令和6年3月27日

横浜市大都市自治研究会 座長 様

横浜市長 山中竹春

特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について（諮問）

本市では、新たな大都市制度「特別市」の基本的考え方を「横浜特別市大綱」で定めています。

政令指定都市に代わる、横浜にふさわしい都市の形を市民自ら選択できるようにするためにも、特別市への移行を可能とするよう法整備がされることが不可欠です。

そこで、国における特別市の法制化議論を喚起し、早期法制化の実現を促進するため、法制化に向けた諸課題と対応方策、及び特別市のより詳細な制度設計等について、専門的知見に基づく調査審議をお願い申し上げます。

5. 研究会の進め方（案）



- 研究会設置後、2か年程度の開催を想定（議論の状況に応じて変更）。
- 国の法制化議論を早期に喚起するため、法制化に向けた諸課題と対応方策等の調査審議を先行。
- 答申は、議論の状況に応じて段階的に提出。市は、答申を受け、大綱へ反映。
- 次回は、R6夏頃を予定。開催までに個別ヒアリング等を実施。

年度	主な内容（予定）
R6～R7 (R8)	法制化に向けた諸課題と対応方策等、答申①
	より詳細な制度設計（事務・権限、税財政制度、広域連携、住民自治構造など）、その他、答申②

6. 意見交換



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

(1) 資料説明

(2) 意見交換

※ 座長からの指名以外に発言される場合は、会場の方は挙手を、オンラインの方は挙手ボタンをお願いします。

(1) 資料説明



- ① 横浜市が目指す「特別市」(骨子) ~ 本市大綱から
- ② これまでの主な経緯
- ③ 特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等の論点例
(参考1) 廃止された地方自治法の特別市条項
(参考2) 指定都市市長会の法制化案

① 横浜市が目指す「特別市」（骨子） ※「横浜特別市大綱」参照



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

特別市としての横浜市は、

(1) 事務・権限

原則として、現在神奈川県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。

(2) 税財政制度

市域内地方税の全てを賦課徴収する。

(3) 広域連携

県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。

(4) 住民自治構造

市－区の二層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。

② これまでの主な経緯



年	月	主な動き
昭和22 (1947) 年	5月	地方自治法施行 (特別市制度創設)
昭和31 (1956) 年	6月	地方自治法改正 (特別市制度廃止、指定都市制度創設)
	9月	横浜など5市が指定都市に移行
平成22 (2010) 年	5月	横浜市「新たな大都市制度の基本的考え方《基本的方向性》」策定
平成23 (2011) 年	2月	指定都市市長会「特別自治市構想」発表
	12月	横浜市会「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」
平成24 (2012) 年	9月	「大都市地域における特別区の設置に関する法律」成立 ※大阪市において、平成29 (2017) 年5月、令和2 (2020) 年11月に「大阪都構想」の住民投票 (否決)
平成25 (2013) 年	3月	横浜市「横浜特別自治市大綱」策定 (最近改訂：令和4年12月)
	6月	第30次地制調「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
平成26 (2014) 年	5月	「地方自治法の一部を改正する法律」成立 (総合区制度、指定都市都道府県調整会議の設置)
令和3 (2021) 年	6月	横浜市会「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」提出
	11月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告書 (特別市法制化案を含む)
令和4 (2022) 年	2月	横浜市会「『特別自治市』の早期実現に関する決議」
	3月	神奈川県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解について」発表
	11月	横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」提出
令和6 (2024) 年	1月	横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」提出

③ 特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等の論点例



A) 対象及び指定要件

どのように考えるか。全ての指定都市を対象とするか。

人口規模や大都市的様相などの規定を設けるか。どのように設けるか。

B) 移行手続

発意・申請はどのように行うか。市及び道府県の共同発意・申請でよいか。

国の意思決定はどのように行うか。国会か総務大臣か。

C) 住民投票の制度化

必要か。必要とする場合、その範囲をどう考えるか。

D) 法律の枠組み

地方自治法の改正に加え、移行手続等に関する法律が別途必要か。

E) その他

法制化に向けて、検討・留意すべき点等はあるか。

(参考1) 廃止された地方自治法の特別市条項(1)



地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） ※昭和31（1956）年改正前の規定

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

第二百六十四条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基く政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基く政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

2 第二条第三項及び第六項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

3 特別市の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の区域に市町村若しくは特別区の区域又は所属未定地を編入する場合においては、関係地方公共団体の議会の議決を経て内閣総理大臣がこれを定める。

4 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは予めその意見を聴かななければならない。

5 第三項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七条第七項の規定は、この場合にこれを準用する。

6 第二項の規定により特別市の指定があつたとき又は第三項但書の規定により境界の変更があつたときは、都道府県の境界は、自ら変更する。

7 第三項又は前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。

8 第四項の意見又は前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

9 第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。

第二百六十六条 第九条の規定は特別市と市町村又は特別区との境界に関し争論がある場合に、第九条の二の規定はその境界が判明でない場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第二百六十七条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第二百六十八条 特別市に市長及び助役を置く。但し、条例で助役を置かないことができる。

2 助役の定数は、条例でこれを定める。

3 特別市の市長は、当該特別市の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務及び政令で特別の定をするものを除く外、従来法律又はこれに基く政令により都道府県知事及び市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及び執行する。

(参考1) 廃止された地方自治法の特別市条項(2)



第二百六十九条 特別市に収入役一人を置く。

- 2 特別市は、条例で副収入役を置くことができる。
- 3 副収入役の定数は、条例でこれを定める。

第二百七十条 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。

- 2 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。
- 3 行政区の事務所又は支所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 4 第四条第二項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第二百七十一条 行政区に区長及び区助役一人を置く。

- 2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。
- 3 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 4 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理する。
- 5 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。

第二百七十二条 行政区に区収入役一人を置く。

- 2 区収入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 3 特別市の市長、助役、収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区収入役となることができない。
- 4 区収入役は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。

第二百七十三条 区収入役は、特別市の収入役の命を受け、特別市の出納その他の会計事務並びに特別市の市長及び区長その他特別市の吏員並びに特別市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会、監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員及び行政区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。

- 2 特別市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 3 前項に定めるものを除く外、区収入役の権限に関しては、市の収入役に関する規定を準用する。

第二百七十四条 行政区に区出納員を置くことができる。

- 2 区出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 3 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。

(参考1) 廃止された地方自治法の特別市条項(3)



第二百七十五条 前四条に定める者を除く外、行政区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、特別市の市長がこれを任免する。

- 2 前項の職員は、特別市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職の定数については、この限りではない。
- 3 第一項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。
- 4 区長は、その権限に属する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。

第二百七十六条 行政区に選挙管理委員会を置く。

- 2 前項の選挙管理委員会に関しては、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定を準用する。

第二百七十七条 第十三条、第八十六条第一項、第八十八条第一項、第九十一条第一項乃至第三項、第四百五条、第五百十二条、第六十条、第六十二条乃至第六十七条、第六十八条第六項及び第七項、第六十九条乃至第七十一条、第八十条の四第四項、第二百二条の二第三項、第七項及び第八項、第二百九条、第二百八条、第二百二十一条、第二百二十四条、第二百三十二条、第二百四十二条第一項並びに第二百六十条中市に関する規定は、これを特別市に適用する。

第二百七十八条 この法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、第二編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用する。

第二百七十九条 削除

第二百八十条 この法律に規定するものを除く外、特別市に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(参考2) 指定都市市長会の法制化案(1)



<移行手続き案：2案>

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年）

	移行手続き案① (地方自治法に規定)	移行手続き案② (別途特別法に規定)
手法案	関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める	大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考に別に移行手続法を定める
参考法令	地方自治法第6条の2 (平成16年施行)	大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成25年施行)
発意の主体	道府県と指定都市の共同申請	
意思決定の方法	市議会・道府県議会の議決 国会の承認	市議会・道府県議会の議決 総務大臣の処分
住民投票の 考え方	移行にあたって住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、 住民投票は制度化しない。 (地域の実情に応じ任意で実施)	
共同申請に向けた道府県と指定都市の調整の仕組み	『地方自治法第252条の21の2に基づく指定都市都道府県調整会議に準じた仕組み』や『地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置に準じた仕組み』を参考として、道府県との調整の仕組みを設ける。	

(参考2) 指定都市市長会の法制化案(2)



案①：地方自治法第三編「特別地方公共団体」に、以下を第五章として加える。

(特別自治市の事務及び性格)

- ①特別自治市は、基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務(ただし、市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。)、その他その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。
- ②圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担うものとする。
- ③特別自治市は都道府県の区域外とする。

(特別自治市の移行手続)

- ①特別自治市は、道府県及び指定都市からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定める。
- ②前項の申請については、道府県及び指定都市はあらかじめ当該道府県及び市の議会の議決を経なければならない。
- ③第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。
- ④特別自治市の指定があった際は、都道府県の区域も自ずから変更する。

(特別自治市の住民)

特別自治市の区域内に住所を有する者は、当該特別自治市の住民とする。

(特別自治市の長、補助機関)

特別自治市に市長及び副市長を置く。

(行政区の設置)

- ①特別自治市の市長の権限を分掌させるため、条例でその区域を分けて行政区を設け、その事務所を置く。なお、特別自治市は行政区において住民自治機能の強化に努める。
- ②行政区の事務所の長として区長を置く。
- ③行政区には選挙管理委員会を置く。

(都道府県・市に適用される規定の準用)

- ①この法律又はこれに基づく法令に特別の定めがあるものを除くほか、第2編中都道府県に関する規定及び、市に関する規定は特別自治市にこれを適用する。
- ②ただし、第5条第2項、第8条の2(以下略)中市に関する規定、第19条中都道府県に関する規定はこれを適用しない。

(参考2) 指定都市市長会の法制化案(3)



案②：案1の地方自治法改正案の移行手続き部分を「別に法律で定める」とし、「大都市地域における特別自治市への指定に関する法律案（仮称）」を定める。

（目的）

特別自治市に移行するための手続きについて定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設ける。

（対象（以下、「関係市町村」という））

(1) 指定都市

(2) 一の指定都市及び当該指定都市と同一の圏域を形成する同一道府県の区域内の一以上の市町村

（特別自治市移行協議会の設置）

特別自治市への移行を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十二条の二の二第一項の規定により、特別自治市への移行に関する協定書（以下「特別自治市移行協定書」という。）の作成その他特別自治市への移行に関する協議を行う協議会（以下「特別自治市移行協議会」という。）を置く。

（特別自治市移行協定書の作成）

- ①特別自治市移行協定書は、特別自治市への移行について必要な事項について、作成するものとする。
- ②特別自治市移行協議会は、特別自治市移行協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。
- ③総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別自治市移行協定書の内容について検討し、特別自治市移行協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県に意見を述べるものとする。

（特別自治市移行協定書についての議会の承認）

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別自治市設置協定書の送付を受けたときは、前条第三項の意見を添えて、当該特別自治市移行協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

（特別自治市の指定の申請）

関係市町村及び関係道府県は、特別自治市移行協定書についてそれぞれの議会の承認を得たときは、共同して、総務大臣に対し、特別自治市の指定を申請することができる。

（特別自治市の指定の処分）

- ①特別自治市の指定は、前条の規定による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。
- ②第一項の規定による処分があった際は、都道府県の境界は自ずから変更する。
- ③政府は、前条の規定による申請があった場合において、特別自治市移行協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があった日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

○横浜市附属機関設置条例

平成23年12月22日

条例第49号

改正 平成24年2月24日条例第4号
平成25年6月5日条例第35号
平成26年2月25日条例第10号
平成26年12月26日条例第82号
平成27年2月25日条例第7号
平成27年2月25日条例第12号
平成28年2月25日条例第8号
令和2年3月3日条例第2号
令和3年3月5日条例第3号

横浜市附属機関設置条例をここに公布する。

横浜市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員(臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月条例第4号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成24年4月規則第56号により同年同月18日から施行）

附 則（平成25年6月条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月条例第82号）

この条例中、別表の改正規定（「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に改める部分に限る。）は公布の日から、同表の改正規定（「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に改める部分を除く。）は平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年2月条例第7号）

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

附 則（平成28年2月条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月条例第2号）

この条例中、別表の改正規定（「第6条の11第1項」を「第6条の13第1項」に改める部分に限る。）は公布の日から、同表の改正規定（「第6条の11第1項」を「第6条の13第1項」に改める部分を除く。）は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月条例第3号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条第1項）

(平24条例4・平25条例35・平26条例10・平26条例82・平27条例7・平27条例12・平28条例8・令2条例2・令3条例3・一部改正)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	横浜市大都市自治研究会	大都市にふさわしい地方自治制度についての調査審議に関する事務	10人以内
	横浜市民間資金等活用事業審査委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	5人以内
	ヨコハマ国際まちづくり推進委員会	横浜市における国際性豊かなまちづくりの推進に関する事業の方針その他当該事業の推進に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
	横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会	横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則(平成18年12月横浜市規則第145号)第9条第1項の規定による内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、同規則第2条第4号に規定する特定要望に係る助言等に関する事務	3人
	横浜市税制調査会	横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務	10人以内
	横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の	5人以内

	調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の対象となる調達についての苦情の処理に関する事務	
横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会	保有土地及び用途廃止施設に関する事業提案型の公募売却及び貸付けに係る事業予定者の選定についての審議に関する事務	5人以内
横浜市公共事業評価委員会	横浜市が実施する公共事業の必要性及び効果等の評価についての審議に関する事務	10人以内
横浜市創造界限形成推進委員会	創造界限 ^{わい} （芸術家等が創作し、発表し、及び滞在する地域をいう。以下同じ。）等の拠点施設において文化芸術活動による街づくりのために実施する事業についての評価、当該事業の運営団体の選考についての審議及び創造界限の形成の推進に係る助言に関する事務	15人以内
横浜文化賞選考委員会	横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	20人以内
横浜市美術資料収集審査委員会	横浜美術館における美術作品その他の美術に関する資料の収集についての審査に関する事務	7人以内
横浜市新技術開発等支援事業審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新	13人以内

	製品開発促進助成金の交付対象者の選定について並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する認定に係る実施計画についての審査に関する事務	
横浜マイスター選考委員会	横浜市に在住し、卓越した技能等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者の選考についての審議に関する事務	10人以内
横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会	横浜市の地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、市立保育所の民間移管、乳幼児一時預かり事業等の子育て支援事業に係る運営事業者の選定についての審議に関する事務	10人以内
横浜市福祉調整委員会	横浜市における福祉保健サービスに対する利用者等からの苦情及び相談についての調査及び調整に関する事務	9人以内
横浜市社会福祉法人施設審査会	社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の設立認可、同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）を除く。）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能	7人以内

	型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	
横浜市保健医療協議会	横浜市の保健、医療及び生活衛生に係る施策及び当該施策の計画の策定についての調査審議及び評価に関する事務	20人以内
横浜市救急医療検討委員会	横浜市における救急医療体制に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	社会福祉法第107条の規定に基づく横浜市地域福祉保健計画の策定、当該計画の推進に係る評価等についての審議に関する事務	20人以内
人と動物との共生推進よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
食の安全・安心推進横浜会議	横浜市における食の安全に関する施策その他食の安全の確保に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
横浜市医療安全推進協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項の規定により設置された横浜市医療安全支援センターの運営方針、地域における医療の安全の推進のための方策等についての審議に関する事務	8人
健康横浜21推進会議	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定した健康増進計画である健康横	20人以内

	<p>浜21の推進に係る総合調整、関係団体が行う健康づくり活動の支援 その他健康づくりに関し必要な事項についての調査審議に関する事務</p>	
横浜市衛生研究所倫理審査委員会	<p>横浜市衛生研究所における研究計画、研究成果及びその公表等に係る倫理的及び科学的配慮についての審議に関する事務</p>	6人
横浜みどりアップ計画市民推進会議	<p>横浜市域の樹林地及び農地の保全並びに緑化の推進を図ることを目的とする横浜みどりアップ計画に係る施策及び事業についての情報提供、評価等に関する事務</p>	20人以内
横浜環境活動賞審査委員会	<p>環境の保全、再生及び創造に関しその功績が顕著な者を表彰する横浜環境活動賞の受賞者の選考についての審議に関する事務</p>	7人以内
横浜市協働の森基金審査委員会	<p>横浜市協働の森基金条例（平成17年3月横浜市条例第38号）第1条に規定する横浜市協働の森基金に係る事業における保全対象の樹林地についての審査に関する事務</p>	5人以内
横浜市下水道事業経営研究会	<p>横浜市における下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議に関する事務</p>	10人以内
横浜市水洗化紛争仲介委員会	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域において同法第10条第1項若しくは第11条の3第1項又は横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37</p>	3人以内

	号) 第15条第1項の規定による義務を負う者とその隣接の土地所有者、建築物所有者等との間の当該義務の履行に係る紛争についての仲介に関する事務	
横浜市建築物環境配慮評価認証委員会	横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第141条の4第1項に規定する建築物環境配慮計画の認証に係る評価内容についての調査審議に関する事務	5人以内
横浜市ESCO事業提案審査委員会	横浜市が所有する公共建築物の設備改修について民間の資金及び技術的能力等を活用し、省エネルギー及び維持管理費の低減を図る事業における事業者の応募資格についての審査、事業者の提案に関する評価基準についての審議及び当該事業に関し必要な事項についての審査に関する事務	5人以内
横浜市道路高架下等利用計画検討会	道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき横浜市が管理する道路の高架下等の利用計画の策定についての審議及び当該高架下等の利用者の選定についての審査に関する事務	4人
横浜市救急業務検討委員会	横浜市が行う救急業務に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内

横浜市大都市自治研究会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 27 日 政大推第 268 号
最近改正 令和 6 年 3 月 15 日 政 総 第 530 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市大都市自治研究会（以下「研究会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員)

第 2 条 委員は、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 3 条 市長は、諮問に関する専門的な事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、調査審議事項に関する専門性を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該専門的な事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(座長)

第 4 条 研究会に座長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、座長が欠けたとき、その他必要があると認められる場合は、あらかじめ座長が指定した職務代理順に基づき、その最上位者の委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 研究会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務める。
- 3 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ）の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 座長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達）に基づき、会議は一般に公開する。ただし、委員の承諾により、座長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴者の定員は、座長が定める。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 4 会議を非公開とする場合において、座長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(秩序の維持)

第8条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他座長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に入ってはならない。
- 4 座長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者が会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、座長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場から退去を命じることができる。

(庶務)

第9条 研究会の庶務は、政策経営局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部制度企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(横浜市大都市自治研究会設置要綱の廃止)

- 2 横浜市大都市自治研究会設置要綱（平成 23 年 8 月 1 日政大推第 78 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 12 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日までの庶務については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横 浜 特 別 市 大 綱

令和 4 年 12 月改訂

横浜市

目 次

第 1	大綱策定の趣旨	1
第 2	大都市制度改革に関する取組及び動向	2
1	横浜市及び指定都市市長会の主な取組	
2	国及び神奈川県の変向と横浜市の変向	
第 3	特別市制度が求められる背景・必要性	7
1	指定都市制度の問題点	
2	大都市及び横浜市を取り巻く現状と課題	
3	特別市制度の必要性	
第 4	横浜市が目指す特別市制度	20
1	横浜特別市制度の骨子	
2	特別市制度の創設により期待できる効果	
3	特別市移行に向けた手続等	
4	特別市に対する課題・懸念に係る横浜市の見解	
第 5	横浜特別市制度創設に向けたプロセス	36
1	現行制度（指定都市制度）における取組	
2	特別市の立法化に向けた取組	
3	特別市実現までの対処策	
4	今後の進め方	
《参考》		48
1	大都市制度改革の経緯と横浜市の変組	
2	横浜市会の変組	
3	大都市制度に関する国の動向	
4	指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書（「まとめ」抜粋）	
5	世界の都市の分野別総合ランキング	
6	諸外国の大都市制度	
7	横浜市に移譲された主な事務権限	
8	指定都市に移譲されていない事務	
9	横浜市中期計画 2022～2025（原案）（「大都市制度」抜粋）	

第1 大綱策定の趣旨

横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の5大都市は、大都市自治の拡充と大都市行政の能率的な遂行のため、戦前から「特別市制運動」を展開し、その結果、昭和22（1947）年の地方自治法制定により、「特別市制度」が創設された。

しかし、大都市がその区域から外れることによる空洞化を恐れた5府県（神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫）等の猛烈な反対に遭い、結局、特別市制度は適用されないまま、地方自治法の改正により昭和31（1956）年に廃止された。そして、その代わりに暫定的制度として「指定都市制度」が創設され、5大都市に適用されることとなった。

横浜市では、他都市とも連携しながら、歴代市長・議長が指定都市制度の改革を国に訴えてきたが、65年以上経過した現在においても、抜本的な見直しはされていない。

平成22（2010）年5月、横浜市では、市会との議論を経て、「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」を策定し、新たな大都市制度の基本的枠組みを定めた。同時期に、指定都市市長会においても、横浜市の考え方と方向性を同じくする「特別自治市」構想を発表している。

また、平成23（2011）年8月に設置された第30次地方制度調査会（以下「第30次地制調」という。）において、大都市のあり方について本格的な議論が始まったことを受け、市会との議論を行い、平成24（2012）年6月に、制度創設が求められる背景・必要性、制度の骨子、移行に向けた手続等、制度創設までの間の取組の概要を示した「横浜特別自治市大綱素案（骨子）」を策定した。

そして、同年8月に成立した大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市地域特別区設置法」という。）、同年12月に公表された第30次地制調専門小委員会による中間報告の内容などを踏まえ、平成25（2013）年3月に、横浜市にふさわしい大都市制度である特別自治市制度の早期創設を目指し、国等に制度創設の要請、提案を行うとともに、市民・県・県内市町村・経済団体等との意見交換に資するため、市会との議論を経て、「横浜特別自治市大綱」（以下「本大綱」という。）を策定した。

一方、横浜市に次ぐ人口を有する指定都市である大阪市においては、大阪市の廃止と特別区の設置のため、大都市地域特別区設置法に基づく2回の住民投票が実施された。投票の賛否は拮抗したが、いずれも反対多数となり、指定都市である大阪市は存続する結果となった。この間のいわゆる大阪都構想の動向は、昭和31（1956）年に創設された指定都市制度の課題を顕在化させ、地域の実情に応じた大都市制度のあり方について、国民の関心を高めることとなった。

本大綱については、策定時において、「国の動向や第30次地方制度調査会の答申内容などを踏まえ、引き続き検討を行い、必要に応じて改訂を行うものとする」としており、本大綱策定以降の大都市制度改革に関する国や横浜市等の動向を踏まえ、令和3（2021）年3月に改訂を行った。

その後、指定都市市長会における議論や機運醸成の取組の進展、神奈川県による特別市に対する見解の公表、県内3指定都市による特別市の法制化の必要性についての考え方の発表など、特別市をめぐる大きな動きがあったことを踏まえ、国や県が提示する特別市の課題に対する横浜市の見解を明示するため、本大綱を再度改訂する。

なお、令和4（2022）年7月に開催された第54回指定都市市長会議において、特別自治市を分かりやすく伝えるための工夫として、「特別市」という名称を使用することが決定したことを踏まえ、本大綱の名称を「横浜特別自治市大綱」から「横浜特別市大綱」に変更する。

第2 大都市制度改革に関する取組及び動向

1 横浜市及び指定都市市長会の主な取組

横浜市は、平成22（2010）年5月に、「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」を公表した。その中では、全人口の約2割が集中し、高い集積性を有する指定都市では、様々な都市的課題が生じており、道府県から市町村への権限移譲、市町村合併の進展などにより、道府県の役割も変化している現状を指摘した上で、地方自治制度を抜本的に改革し、暫定的な制度である指定都市制度に代わる新たな大都市制度を早期に創設する必要がある旨を提案した。

平成23（2011）年12月には、横浜市会において、「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」が提案され、賛成多数で可決された¹。

平成25（2013）年3月には、新たな大都市制度「特別市」の早期実現を目指し、市会との議論を経て、本大綱を策定し、次の4つの基本的枠組みを示している。

- ① 特別市としての横浜市は、原則として、現在県が横浜地域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。
- ② 特別市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。
- ③ 特別市としての横浜市は、神奈川県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。
- ④ 特別市としての横浜市の内部の自治構造は、市一区の二層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。

平成25（2013）年10月には、平成24（2012）年4月に条例に基づく横浜市の附属機関として発足した「横浜市大都市自治研究会（第2次）」に対し、市長が「横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方」を諮問し、平成28（2016）年10月に答申を受けた。

また、この間の平成27（2015）年6月には、「『特別自治市』制度における区のあり方（基本的方向性）」を公表した。

令和2（2020）年12月には、「横浜市大都市自治研究会（第3次）」から答申を受けた。

令和3（2021）年3月には、「横浜市大都市自治研究会（第3次）答申」、本大綱策定以降の大都市制度改革に関する国や横浜市等の動向を踏まえ、本大綱の改訂を行った。

横浜市会では、令和3（2021）年6月、「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」が賛成多数で可決された²。また、令和4（2022）年2月、「『特別自治市』の早期実現に関する決議」が賛成多数で可決された³。さらに、同年9月の大都市行財政制度特別委員会において、国に対して「特別市の法制化に関する要望書」⁴を提出することが決定し、同年11月には、衆議院・参議院・総務省などに対する要望活動が実施された。

指定都市市長会では、多様な大都市制度の早期実現に向け、特別市の法制化案を策定し、国及び政党に提言することを目的として、令和2（2020）年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、令和3（2021）年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」を取りまとめ

1 横浜市会「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」は、巻末の《参考》を参照。

2 横浜市会「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」は、巻末の《参考》を参照。

3 横浜市会「『特別自治市』の早期実現に関する決議」は、巻末の《参考》を参照。

4 横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」は、巻末の《参考》を参照。

た。また、令和4（2022）年7月に開催された第54回指定都市市長会議において、特別自治市を分かりやすく伝えるための工夫として、「特別市」という名称を使用することや、多様な大都市制度の実現に向けて、指定都市が一体となって情報発信していくこと等を決定した。さらに、令和4（2022）年11月に開催された指定都市サミット in 北九州において、「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言」を取りまとめた。

2 国及び神奈川県の変向と横浜市の変向

(1) 国の変向と横浜市の変向

平成25（2013）年6月の第30次地制調答申は、大都市等を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題を指摘した上で、現行の大都市等に係る制度（指定都市制度）の見直しとして、「二重行政」の解消、「都市内分権」による住民自治を強化するため区の役割拡充などを提言した。また、新たな大都市制度として、「特別市（仮称）」の意義と課題を示した。

令和3（2021）年6月には、一般財団法人自治総合センターが「21世紀地方自治制度についての調査研究会」を設置し、総務省の協力のもと、これからの大都市制度のあり方について調査研究を行った。令和4（2022）年3月に取りまとめた報告書⁵では、「第30次答申において特別自治市制度の課題として指摘されてきた警察事務等の広域事務の適正処理や道府県の税財政・行政サービスへの影響、広域行政区域の細分化、区の住民代表機能について、指定都市市長会のプロジェクト最終報告書も踏まえつつ、一定の検討結果を示した。今後、特別自治市制度の具体的な制度設計に向けて、本研究会で示した意義や課題の整理を踏まえ、更に検討が深められることに期待したい。」とされた。

第30次地制調答申における大都市制度改革に関する主な内容⁶及び同答申を踏まえた国の変向とこれまでの横浜市の変向は、次のとおりである。

ア 特別市（仮称）

第30次地制調答申においては、「特別市（仮称）」は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる『二重行政』が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資するという点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。」として、特別市（仮称）を検討する意義を示した。

一方で、次頁のとおり、さらに検討すべき課題が存在するとし、当面の変向として、「まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。」とし、特別市（仮称）の早期法制化は見送られた。

さらに検討すべき課題に対しては、平成28（2016）年10月の横浜市大都市自治研究会（第2次）答申「社会経済情勢の変化などを踏まえた横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方」において、

⁵ 「21世紀地方自治制度についての調査研究会報告書（令和3年度）」は、（一財）自治総合センターのホームページ（<https://www.jichi-sogo.jp/category/document>）を参照。

⁶ 大都市制度改革に関する第30次地制調答申の概要は、巻末の《参考》を参照。

その対応策が提案されたことも踏まえ、本大綱の第4章において横浜市としての見解をまとめた。

<特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題>（第30次地制調答申を基に記載）

- ① 警察事務の分割による広域犯罪への対応への懸念
- ② 全ての道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響
- ③ 何らかの住民代表機能のある区の必要性

イ 二重行政の解消（事務・権限の移譲推進）

第30次地制調答申を受け、第4次地方分権一括法により、平成27（2015）年度には都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する決定権限等が、平成29（2017）年度には県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定、学級編制基準の決定に関する事務が指定都市に移譲された。

また、県費負担教職員の給与負担に関しては、平成30（2018）年度に道府県から指定都市への税源移譲が初めて実施された。県費負担教職員に係る事務・権限及び給与負担の移譲に伴い、小中学校の学校経営、教職員を含む人事・給与、研修、環境整備に至るまで、横浜市が総合的な対策を進めることが可能となり、児童生徒や学校・地域の実情に応じた教職員配置が拡充されるなど大きな効果があった。

平成30（2018）年度には、第7次地方分権一括法により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務が指定都市に移譲された。また、平成31（2019）年度には、災害救助法の一部を改正する法律により、大規模災害時の応急救助の実施事務を、内閣総理大臣が指定する指定都市（救助実施市）に移譲することとなり、横浜市は同年4月に救助実施市に指定されるなど、個別の事務・権限について神奈川県からの移譲が進んだ。

さらに、平成28（2016）年4月施行の地方自治法の一部改正⁷により、指定都市と道府県の二重行政を解消するための「指定都市都道府県調整会議」が設置された。

平成29（2017）年3月に開催した「横浜市神奈川県調整会議」においては、旅券発給事務を神奈川県から横浜市に移譲することを合意し、令和元（2019）年10月に横浜市センター南パスポートセンターを新設した。しかし、同会議において横浜市が移譲を提起した「私立幼稚園の認可事務」、「河川管理事務」については、現時点で、移譲に向けた動きは具体化していない。また、令和2（2020）年11月の「横浜市神奈川県調整会議」（川崎市神奈川県調整会議と合同開催）では、「コンビナート地域の安全対策」について、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向けより一層の連携・協力を推進することについて合意するとともに、「崖地の安全対策」として、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務の権限移譲について協議を進めていくこと等を確認した。令和4（2022）年10月には、コンビナート地域に関する高圧ガス製造許可等の事務・権限の移譲予定時期を令和7（2025）年4月1日と定めたことを公表した。

なお、指定都市都道府県調整会議については、指定都市の市長又は包括道府県の知事のいずれかが協議を求めれば、もう一方は応じる義務があるという点で、実効性は担保されている。一方、令和4（2022）年2月に、県内3指定都市市長は、「持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担」について協議するため、神奈川県知事に対し指定都市都道府県調整会議の開催を申し出たが、令和4（2022）年3月に知事から3指定都市市長への回答は、「申出をいただいた事項に関しては、

⁷ 地方自治法一部改正（平成26年5月公布、平成28年4月施行）の概要は、巻末の《参考》を参照。

『指定都市都道府県調整会議』ではなく、別途、事務レベルの協議の場を設けて議論させていただきたい」というものであった。このように、協議の対象は個別の事務・権限に関するものであり、この仕組みによる、速やかな二重行政の完全解消には課題がある。

ウ 都市内分権（区の役割の拡充）

第30次地制調答申を受け、平成28（2016）年4月施行の地方自治法の一部改正により、現行の指定都市制度を前提に大都市における都市内分権や区の役割の明確化を進めるため、区の事務所（区役所）が分掌する事務を条例で定めることが義務化されるとともに、新たに「総合区制度」が創設された。

同法の改正に当たっては、総務大臣から各指定都市市長並びに各指定都市議会議長あてに「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成26年5月30日総行第87号他）が発出され、「区の事務所が分掌する事務を定める条例について、単に現在区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分に検討した上で立案する必要があること。また、指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、同様に、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要である」とされた。これを受け、市会においては、議長から大都市行財政制度特別委員会委員長あてに「指定都市の区に関する事項の検討について」が発出された。これらの経過を踏まえ、同委員会が平成27（2015）年11月に議長あてに提出した「指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書」においては、将来的な特別市への移行も念頭に、（区役所事務分掌）条例案の検討・審査等に際し、「区役所の基本的な役割・機能等」、「住民自治の強化」、「総合区制度」、「大都市制度（「特別市」制度）」の4点について考慮すべき内容が取りまとめられた⁸。

平成28（2016）年4月に施行した「横浜市区役所事務分掌条例」においては、市会における議論も踏まえ、地方自治法が要請する区役所の事務分掌に加え、行政区として市民に寄り添う区役所の役割を明示するとともに、区域における予算や制度等に関し市長に対する区長の意見陳述等の機会についても規定した。

また、総合区制度は、市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができるものである。横浜市においては、特別市の実現を見据え、総合区制度も含め、区のあり方について継続的に検討している。

なお、総合区制度の検討を進めている指定都市は横浜市を含め複数あるものの、令和4（2022）年12月時点で、導入している指定都市はない。

(2) 神奈川県の変遷と横浜市の対応

神奈川県は、特別自治市構想等の大都市制度に関し有識者の意見を聴取し、研究するため、令和3（2021）年6月に「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」を設置した。当研究会は、同年11月に報告書を取りまとめ、二重行政、税財源の確保、県・指定都市間の協議のあり方について提言した。神奈川県は、当研究会の意見や提言を踏まえ、令和4（2022）年3月に、「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を取りまとめ、特別市が仮に実現した場合、県内全域における行

⁸ 横浜市会大都市行財政制度特別委員会「指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書」の概要は、巻末の《参考》を参照。

政サービスが大幅に低下するなど、現在の指定都市域の市民を含む県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、住民目線から見て法制度化することは妥当でないとした。

この見解に対し、横浜市・川崎市・相模原市の3市長は、『特別自治市構想に対する神奈川県の見解』に対する緊急声明」を発出し、神奈川県の特設市に関する見解は、「日々、多くの住民サービスの提供を担っている基礎自治体である3市の現場の実態・実感と大きくかけ離れたものであり、到底容認できるものではない」とし、「3市長と前向きで率直な議論をしていただくよう、知事に対し、協議の場の開催を求めていく」とした。

その後、3市長の申し出により、「県・横浜・川崎・相模原 四首長懇談会」が令和4（2022）年5月に開催された。「持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について」をテーマに、特設市構想等についての議論が交わされ、今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、3市長のトップレベルでの協議を行っていくことを合意した。

同年7月には、横浜市・川崎市・相模原市が共同で「住民目線から見た『特設市』の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表し、「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」で提示された課題・懸念に対する3市の考え方を明示した。

「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」においては、第30次地制調答申で示された課題について、県としても同様の課題があると考えており、実現した場合に、住民の目線に立って具体的にどのような影響が考えられるのか、広域自治体の視点からも整理し「見える化」していく必要があるという考えのもと、大きく4点の課題・懸念を整理したとして、次のとおり特設市に対する課題・懸念を提示した。この課題・懸念に対しては、本大綱の第4章において、3市の考え方を踏まえた横浜市の見解をまとめた。

<特別自治市構想の課題・懸念>（「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を基に記載）

- ① 県が果たしてきた総合調整機能に支障が生じるおそれ
- ② 財政面から、県内全域で現行水準の行政サービスが提供できなくなるおそれ
- ③ 県民・市民にとって大きな費用負担が生じる
- ④ 住民代表機能への影響がある

第3 特別市制度が求められる背景・必要性

1 指定都市制度の問題点

現在、横浜市に適用されている指定都市制度は、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項により、政令で指定された人口 50 万人以上の市に適用されている制度である。昭和 31（1956）年の制度創設時には横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の 5 市だった指定都市は、人口などの指定要件の政策的緩和もあり、現在では 20 市に達している。

指定都市には、一般の市にはない制度上の 4 つの特例（「事務配分上の特例」、「関与の特例」、「行政組織上の特例」、「財政上の特例」）があるが、基本的には都道府県に包括される一般市町村と同じ枠組みの中にあるため、複雑で多様な大都市行政をより効率的・効果的に執行し、行政サービスを充実させていくために十分な制度であるとは言えない。

(1) 指定都市と道府県の二重行政

基礎自治体と広域自治体の二重行政には、基礎自治体と広域自治体が同一の公共施設を整備したり、同一の施策を実施したりしている状況のほか、同一又は類似した行政分野において、事業規模等により基礎自治体と広域自治体との間で事務・権限が分かれている状況や、基礎自治体の事務処理に当たって広域自治体の関与等がある状況の 3 つの分類がある。

第 30 次地制調答申を受け、県費負担教職員や都市計画決定の整備、開発及び保全の方針等に係る指定都市と道府県の二重行政は解消されたものの、未だ同一又は類似した行政分野において、指定都市と道府県との間で事務・権限が分かれていることによって、指定都市が効率的で効果的な行政運営ができない状況にあることが大きな課題である。

○ 広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について		
分類	概要	具体例（指定都市と道府県に係るもの等）
・大都市制度の課題として指摘される「二重行政」として、以下のような類型の事務をどう考えるか。 ①重複型：任意事務で広域自治体と基礎自治体双方が実施しているものや、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているもの ②分担型：同一・類似事務について広域自治体・基礎自治体が事業規模等により役割分担をしているもの ③関与型：基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在するもの ・①②③は、必ずしも大都市固有、指定都市・道府県間固有の課題とは言えないが、道府県から指定都市への権限移譲が進んでいることに加え、指定都市の規模能力が高く、道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と道府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないか。		
※任意事務に多い		
①重複型		
ハード重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一の公共施設を整備している状況	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の整備 図書館・博物館の整備 体育館・プールの整備
ソフト重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一施策を実施している状況	助成等 制度づくり等 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援 商店街振興 地球温暖化対策 環境教育 男女共同参画
※以下、法定事務に多い		
②分担型	同一又は類似した行政分野において、事業規模等により広域自治体と基礎自治体との間で事務・権限が分かれており、一体的な行政運営ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港・上下水道等の都市施設等に係るものは道府県、それ以外は指定都市） 一級河川（指定区間）・二級河川の管理（一部の指定区間のみ指定都市、それ以外は道府県） 県費負担教職員（給与負担・定数決定等（道府県）と任免・給与決定等（指定都市）） 病院の開設許可（道府県）と診療所・薬局の開設許可（保健所設置市）
③関与型	基礎自治体の事務処理に当たり広域自治体の関与等がある状況	<ul style="list-style-type: none"> 知事による農地転用許可（4ha以下）に係る市農業委員会（申請を受理し、意見付して送付）と道府県農業会議（知事が意見を聴取）の事務 指定都市立高等学校の設置・廃止に係る道府県教育委員会の認可

出典：第 30 次地方制度調査会第 14 回専門小委員会資料（平成 24 年 6 月）

(2) 大都市特例事務に関する不十分な税制上の措置

指定都市は、地方自治法及び個々の法令に基づく事務配分の特例により、道府県に代わって多くの事務を行っているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、事務に必要な財源について税制上の措置が不十分である。

指定都市は、市長及び議長の連名で、大都市特例事務に係る税制上の措置不足を解消するため「大都市特例税制の創設」を40年以上継続して要望しているが、未だ実現していない。

○ 大都市特例事務に係る税制上の措置不足額



出典：指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和5年度）」

2 大都市及び横浜市を取り巻く現状と課題

(1) 人口減少社会の到来と超高齢化の進行等

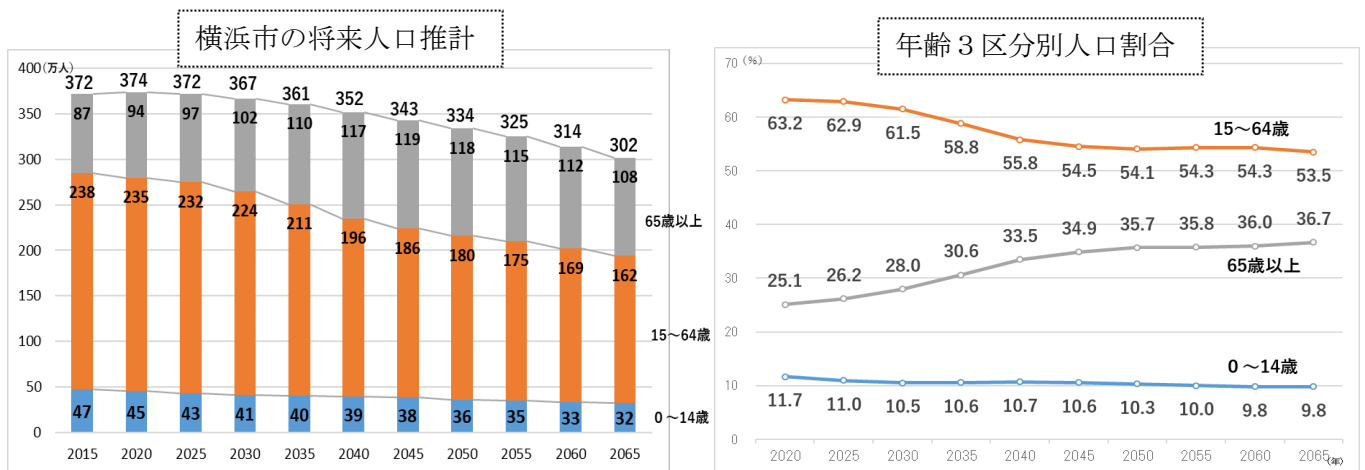
ア 人口推計

日本の人口は、平成 27 (2015) 年国勢調査による 1 億 2,709 万人から、令和 47 (2065) 年には 8,808 万人に減少する一方、65 歳以上人口割合は 38.4% まで増加 (出生中位推計) すると推計⁹されている。

横浜市の人口についても、平成 27 (2015) 年国勢調査による 372 万 4,844 人から、令和 47 (2065) 年には 302 万 125 人 (参考値) まで減少し、65 歳以上人口割合は 35.6% (参考値) に増加すると予測¹⁰されている。

なお、直近の人口推計である、横浜市の今後の人口の見通し推計 (令和 3 (2021) 年度)¹¹によると、令和 47 (2065) 年には 314 万 8,516 人に減少し、65 歳以上人口割合は 36.7% に増加すると推計されている。

○ 横浜市の将来人口推計結果及び年齢 3 区分別人口割合の推計結果



出典：横浜市将来人口推計 (平成 29 年 12 月)

※注) 横浜市将来人口推計は平成 27 年国勢調査結果を基に作成されたもので、現時点での実数とは異なる。
以下の推計についても同様。

行政区別の人口推計によると、区ごとの人口増減の傾向は相当異なっている。鶴見区、西区、港北区は、今後も人口の増加が続き、人口のピークは、それぞれ令和 24 (2042) 年、令和 23 (2041) 年、令和 18 (2036) 年である。

南区、港南区、旭区、金沢区、栄区、泉区、瀬谷区では、人口の減少が続く。

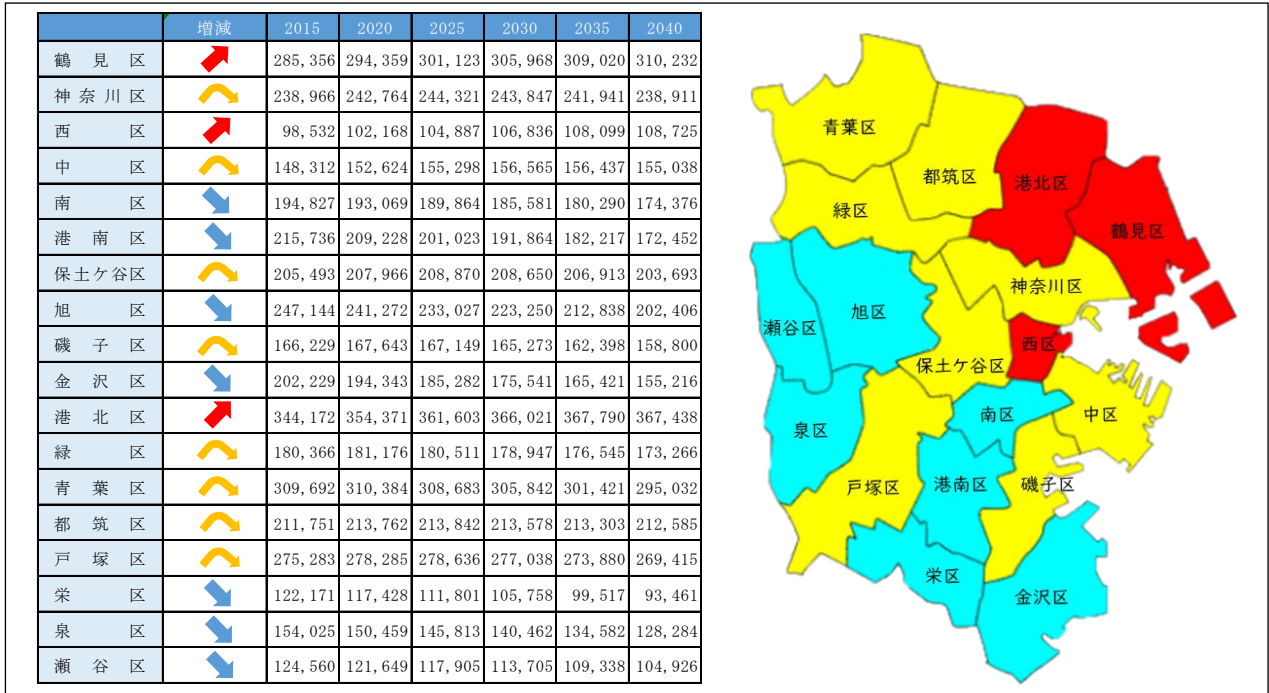
神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区は、平成 27 (2015) 年以降、数年から十数年程度の間増加し、その後人口の減少が始まる。

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 29 (2017) 年 4 月)

¹⁰ 横浜市将来人口推計 (平成 29 (2017) 年 12 月)

¹¹ 横浜市将来人口推計 (平成 29 (2017) 年 12 月) に、令和 2 年国勢調査を基準人口としたほか、令和 3 年 12 月までに公表されている数値を、簡易に反映した見通し。

○ 横浜市の行政区別将来人口



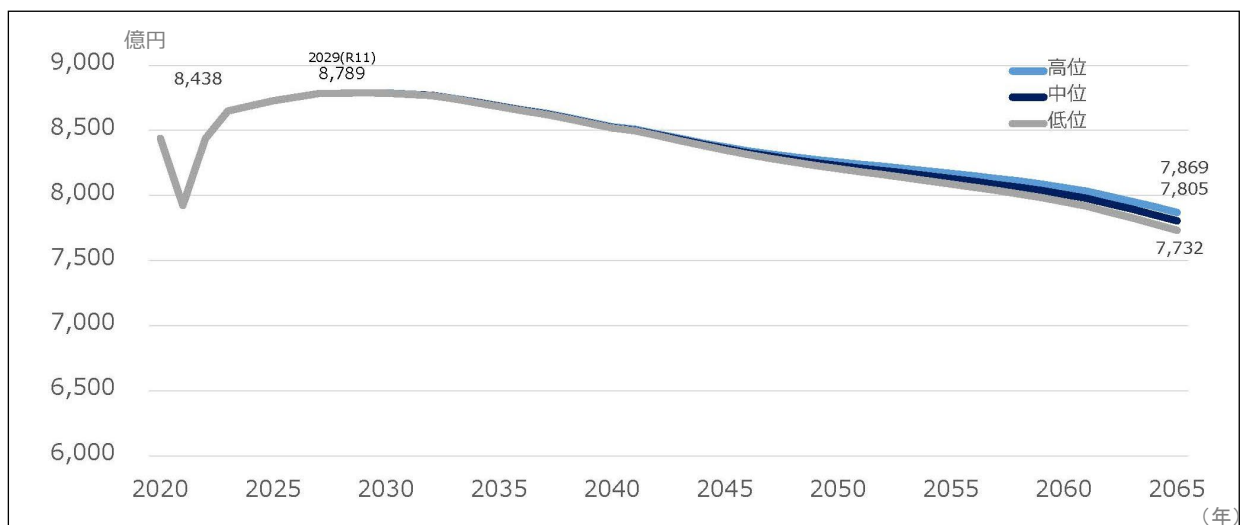
出典：横浜市将来人口推計（平成 30 年 3 月）を基に作成

イ 横浜市における将来的な財政運営等

横浜市は、令和 2（2020）年 9 月に、令和 3（2021）年から令和 47（2065）年までの長期財政推計を初めて発表した。令和 4（2022）年 8 月に更新された長期財政推計によると、生産年齢人口の減少や超高齢社会の進展による社会保障経費の増加、公共施設の保全・更新費への更なる対応など横浜市の財政状況は、今後一層厳しさを増していくことが見込まれ、持続可能な財政運営の実現に向けた取組がより重要となる。

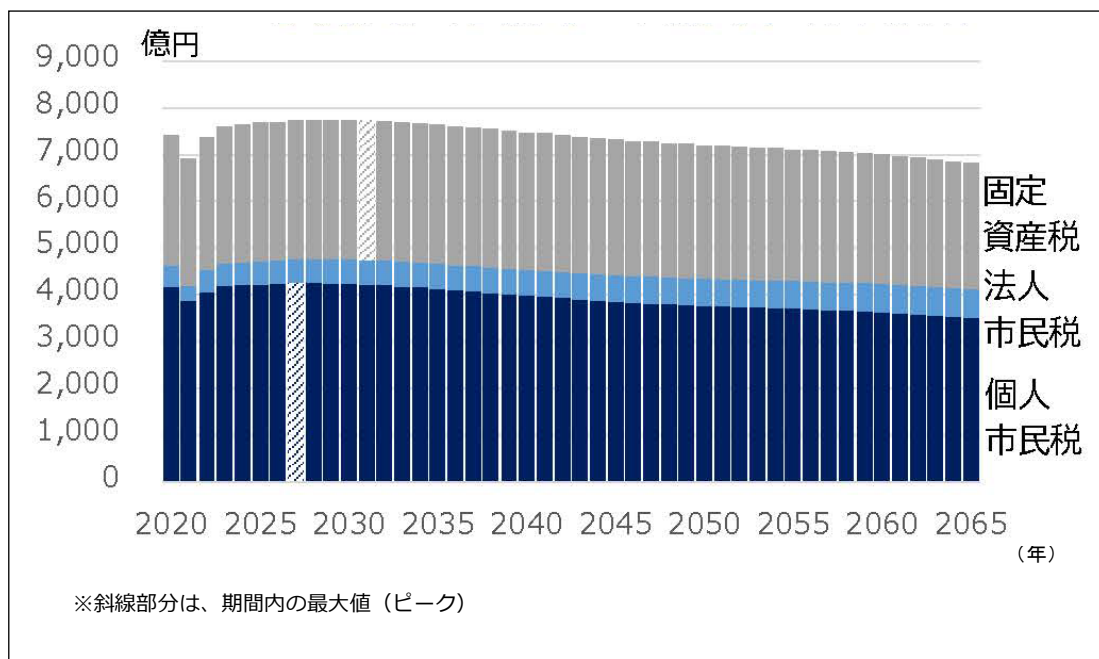
具体的な推計結果として、市税総額は、令和 11（2029）年度をピークに減少し、令和 47（2065）年度には、令和 4（2022）年度の 8,438 億円に比べて、570 億円～710 億円規模の減収となる。

○ 横浜市の市税収入の長期推計



出典：横浜市の長期財政推計（令和 4 年 8 月）より抜粋

○ 横浜市の主な税目区分別の長期推計

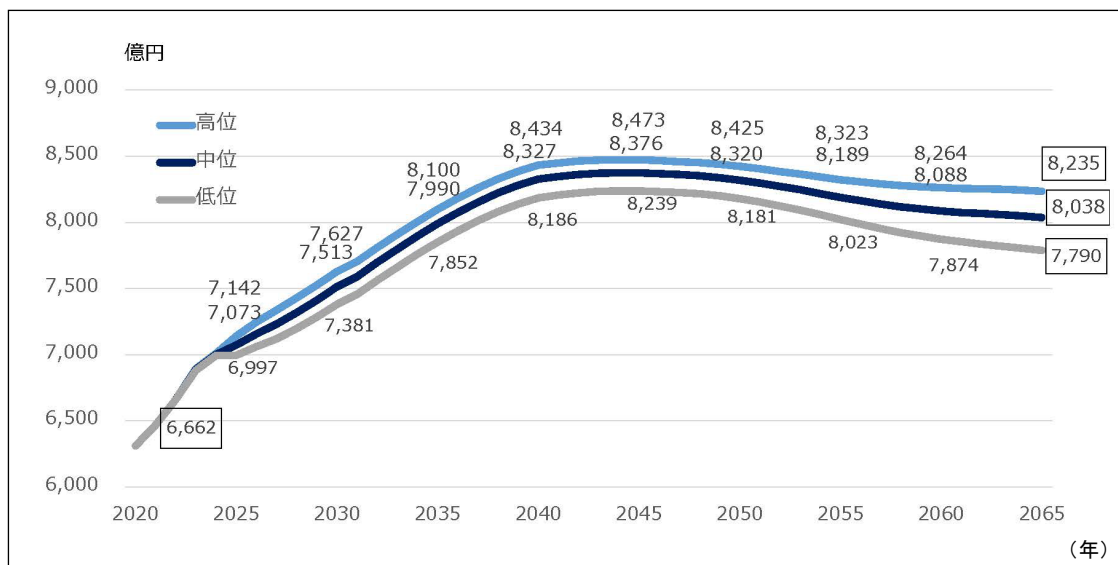


出典：横浜市の長期財政推計（令和4年8月）より抜粋

また、社会保障経費については、高位、中位、低位推計いずれの区分でも令和4（2022）年度に比べて、増加している。

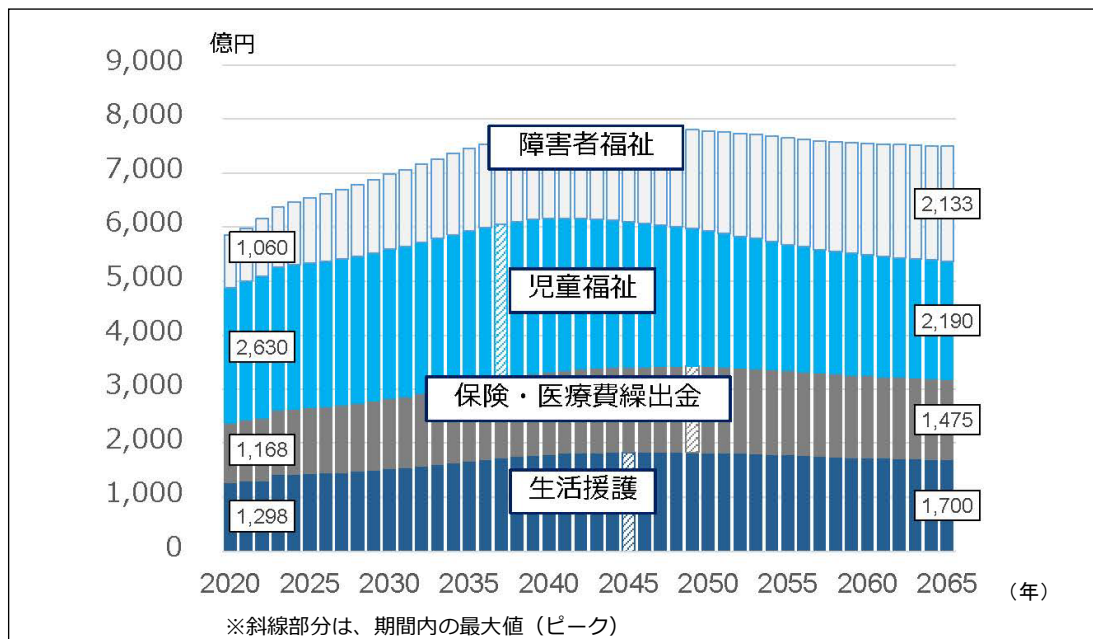
社会保障経費による歳出のピークは、令和26（2044）年頃と推計されている。

○ 横浜市における社会保障経費の長期推計



出典：横浜市の長期財政推計（令和4年8月）より抜粋

○ 横浜市の主な社会保障分野の長期推計

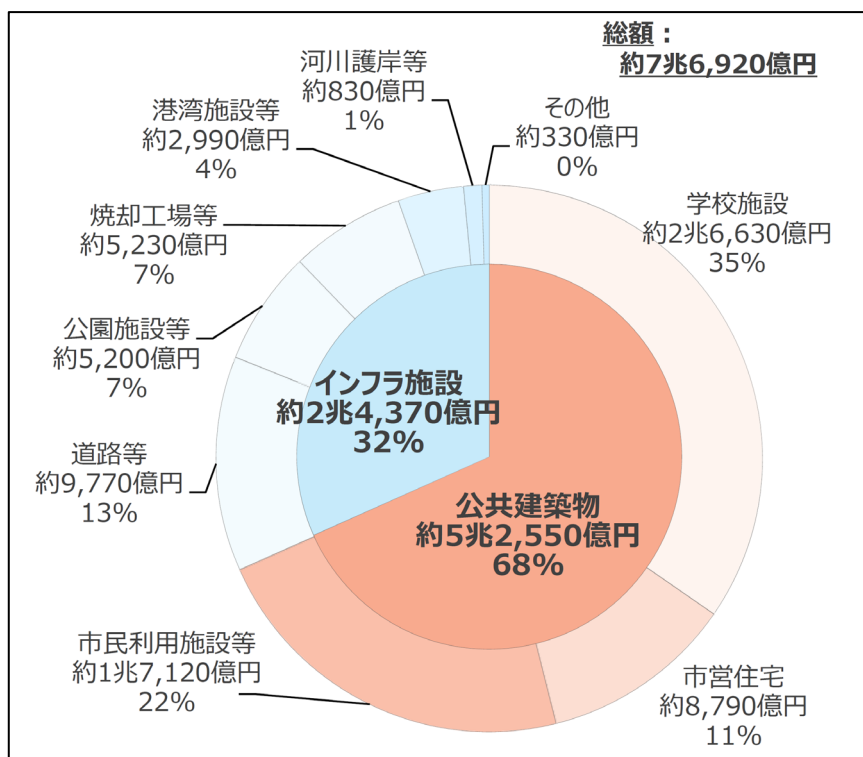


出典：横浜市の長期財政推計（令和4年8月）より抜粋

さらに、横浜市では、都市を形成する基盤及び行政サービスの提供の手段として、公共公益施設を昭和30年代半ばから平成の初めまでに集中して整備してきたため、多くは整備後30年以上が経過し、老朽化が進行している。

施設の維持に必要な保全・更新費は、令和3（2021）年度からの45年間で約7.7兆円かかると推計されている。

○ 公共施設の保全更新コストの長期推計（一般会計における2021年～2065年の見込額）

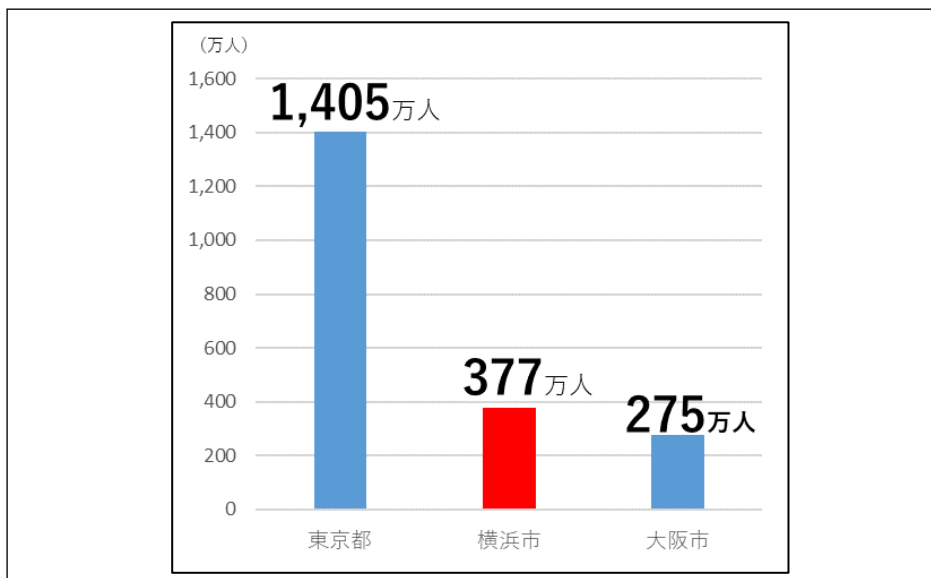


出典：横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（令和4年6月）より抜粋

ウ 横浜市の経済規模等

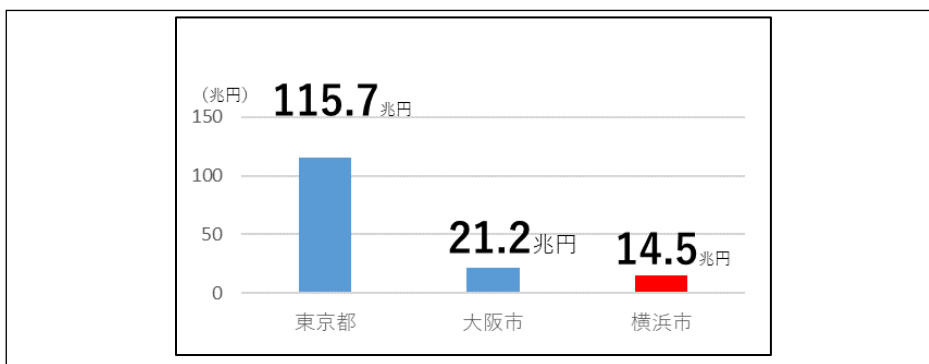
経済規模に着目すると、横浜市と東京都では大きな差が生じている。人口規模では、東京都は横浜市の3.7倍だが、市内総生産では8.0倍、大企業数では14倍の差がある。また、横浜市は、東京都や大阪市と比べ、大企業が極めて少ない。

○ 横浜市と他都市の人口比較



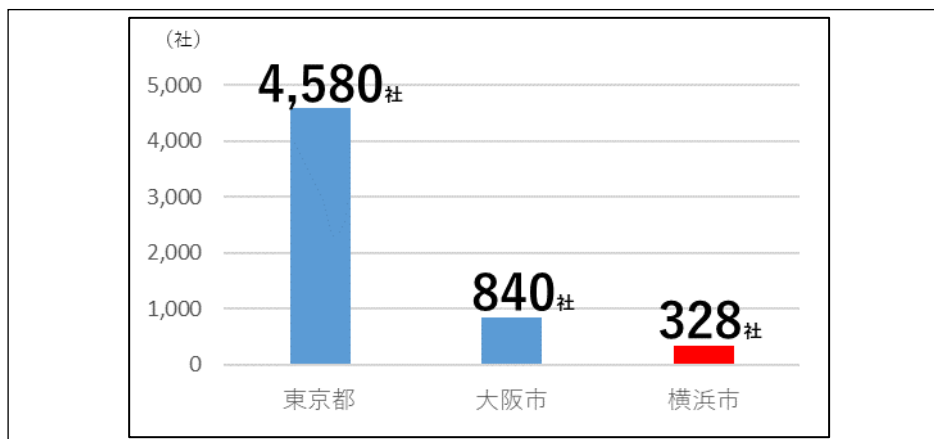
出典：各都市の人口（推計）（令和2年10月1日現在）を基に作成

○ 横浜市と他都市の市内総生産比較



出典：「都民経済計算」（東京都）、各都市の市民経済計算（令和元年度）を基に作成

○ 横浜市と他都市の大企業数比較



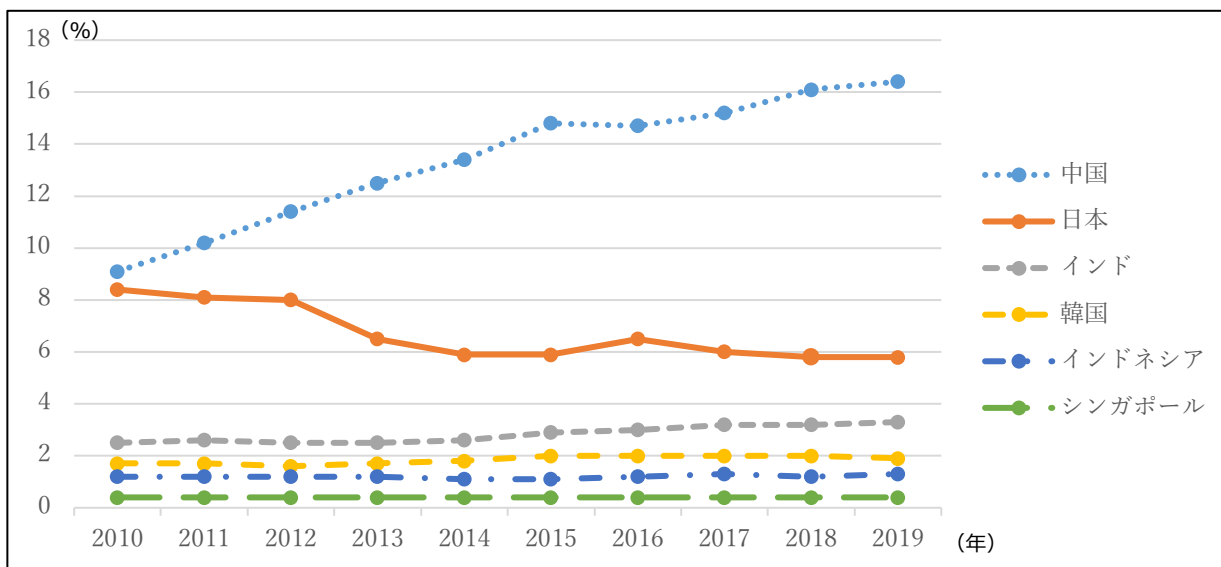
出典：中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者数」（平成29年6月時点）を基に作成

(2) グローバル化の進展に伴う日本の国際競争力の低下

アジアの諸外国が大都市を拠点として著しい発展を遂げている中で、我が国の国際競争力の低下がより一層懸念される。例えば、世界の国内総生産に中国が占める割合は、平成 22 (2010) 年に 9.1% だったものが令和元 (2019) 年には 16.4% にまで増加している中、日本は 8.4% (平成 22 (2010) 年) から 5.8% (令和元 (2019) 年) とその割合が低下している。

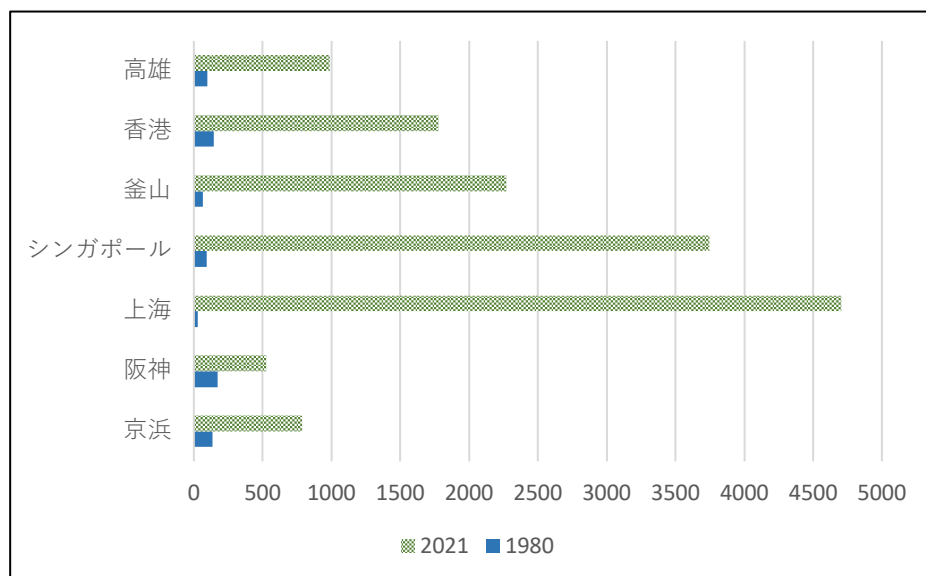
また、アジア主要港のコンテナ取扱個数を昭和 55 (1980) 年と令和 2 (2020) 年で比較すると、上海や釜山などアジアの主要港が我が国の主要港に比べ飛躍的に増加している。アジア諸国は国策として大都市の港に資本を集中投下し、国をけん引する役割を担う拠点として位置付けており、大都市が果たすべき役割は大きい。

○ アジア諸国の国内総生産 (名目 GDP・世界における構成比)



出典：総務省ホームページ「世界の統計」を基に作成

○ アジア主要港のコンテナ取扱個数 (単位：万 TEU)



※阪神は大阪港・神戸港
京浜は東京港・横浜港・川崎港

TEU (twenty-foot equivalent unit)
国際標準規格 (ISO 規格) の 20 フィート・コンテナを 1 とし、
40 フィート・コンテナを 2 として計算する単位

出典：国土交通省ホームページ
「世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング (1980 年, 2021 年 (速報値))」を基に作成

(3) 神奈川県内における補助率の較差

神奈川県は、社会保障関係補助事業において、県内市町村へ補助をしているが、指定都市とその他の市町村とで補助率等の取扱いに較差を設けている（令和4（2022）年度時点）。

県内の指定都市市民は、県内の他の市町村に住む市民と同様に県民税を負担しており、租税負担の公平性が損なわれている状態である。補助率の較差の是正について、県内3指定都市共通要望として県に要望しているが改善されていない。

○ 補助較差是正を要望する事業（令和5年度神奈川県予算に対する要望）

事業	補助率		
	指定都市	中核市	その他市町村
重度障害者医療費助成事業 昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度から補助較差が設定	1 / 3	1 / 3	1 / 2
小児医療費助成事業 平成14年度まで県内全市町村への補助率 1 / 2、平成15年度から補助較差が設定	1 / 4	1 / 3	1 / 3
ひとり親家庭等医療費助成事業 平成15年度まで県内全市町村への補助率 1 / 2、平成16年度から補助較差が設定	1 / 3	1 / 3	1 / 2
在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業 平成9年度の県補助制度開始以来、対象外（本市は平成7年度から事業開始） 本市は県内他都市と比して支給者数が格段に多いにも関わらず、全額本市負担	対象外	1 / 3	1 / 2

出典：横浜市「令和5年度神奈川県予算に対する要望」を基に作成

3 特別市制度の必要性

横浜市は、ハンガリーなどとはほぼ同等の一国並みの経済力を有する大都市である。実際、OECD 諸国の国内総生産と横浜市の市内総生産を比較すると、横浜市は 29 位のハンガリーと 30 位のスロバキアの間に相当する。グローバル化の進展に伴い我が国の国際競争力が低迷し、存在感や影響力が一層低下している中で、大都市として、これまで以上に我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務がある。加えて、人口・産業、様々なインフラが集積する大都市としての総合力を生かし、都市としての価値をより高めていくことも必要である。諸外国においては、人口が横浜市よりも少ない都市であっても、経済だけでなく、環境や文化・交流、研究・開発等に関する戦略の下、大都市としての総合力を発揮させている都市もある¹²。

しかし、日本における指定都市制度は、65 年以上前に暫定的に導入されて以降、制度改革はほぼ行われておらず、現在の大都市に求められる役割に対応できる制度となっていない。また、事務配分や財政面などで一般の市にはない特例はあるものの、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的位置付けもなされていない。昭和 30 年代の高度成長期に導入された現行の指定都市制度は、我が国における人口減少・超高齢化が進行している中、とりわけ、大都市における急速な高齢化等に対する課題に即応できる制度とは言い難く、横浜市が将来に向け日本の経済発展を支え、国際都市として都市間競争に勝ち得るよう更なる進化・成長を遂げるためには、現在の制度では限界がある。

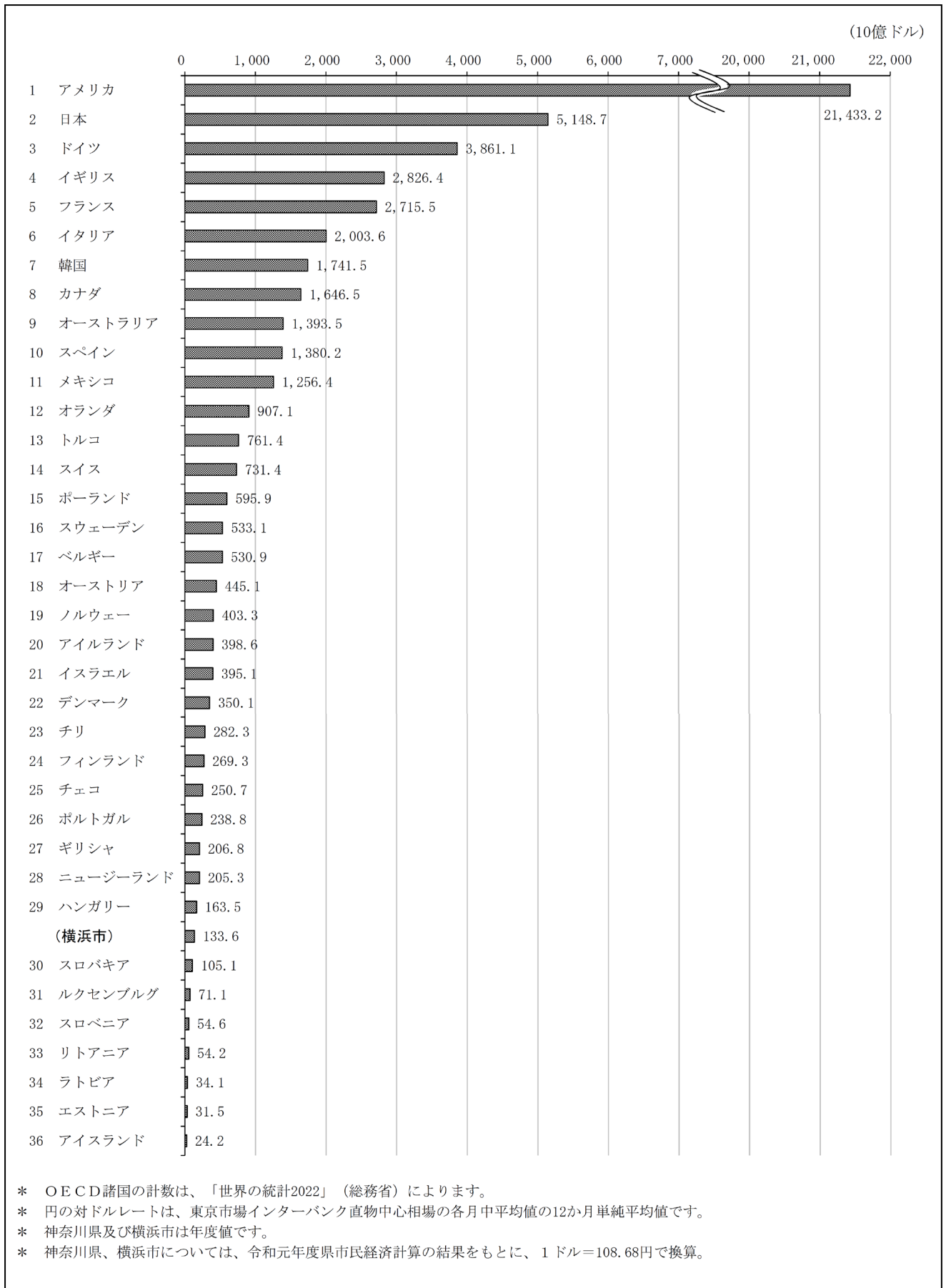
令和 2（2020）年 7 月の第 32 次地方制度調査会答申においては、2040 年頃には高齢者人口がピークを迎え、インフラの老朽化、都市の低密度化・スポンジ化、大規模災害のリスクなど様々な行政課題が顕在化するとともに、住民のライフコースや価値観の一層の変化・多様化が想定されること等が指摘されている。

これらの行政課題は、地方圏、三大都市圏などそれぞれの地域や自治体により状況は異なるが、それを解決する行政体制は、基本的には、県一市町村という画一的なものであるため、様々な地域特性に合わせ、持続可能な地方自治制度を再構築していくことが急務である。特に、超高齢化等に伴い行政需要が高まる大都市においては、特別市をはじめ、その地域の実情に応じた多様な地方自治制度の早期実現が必要である。

第32次地方制度調査会においても指摘されているとおり、各都道府県によって都道府県（広域自治体）と市町村（基礎自治体）の事務分担の領域は異なっており、都道府県における「広域事務」、「連絡調整事務」、「補完事務」の3つの機能の範囲も一律ではない。例えば、都道府県の役割とされている経済産業政策について、実態としては、地域・圏域の経済活動の中心であり、企業市民を含む地域住民に最も身近な指定都市（大都市）においても取り組んでいる。

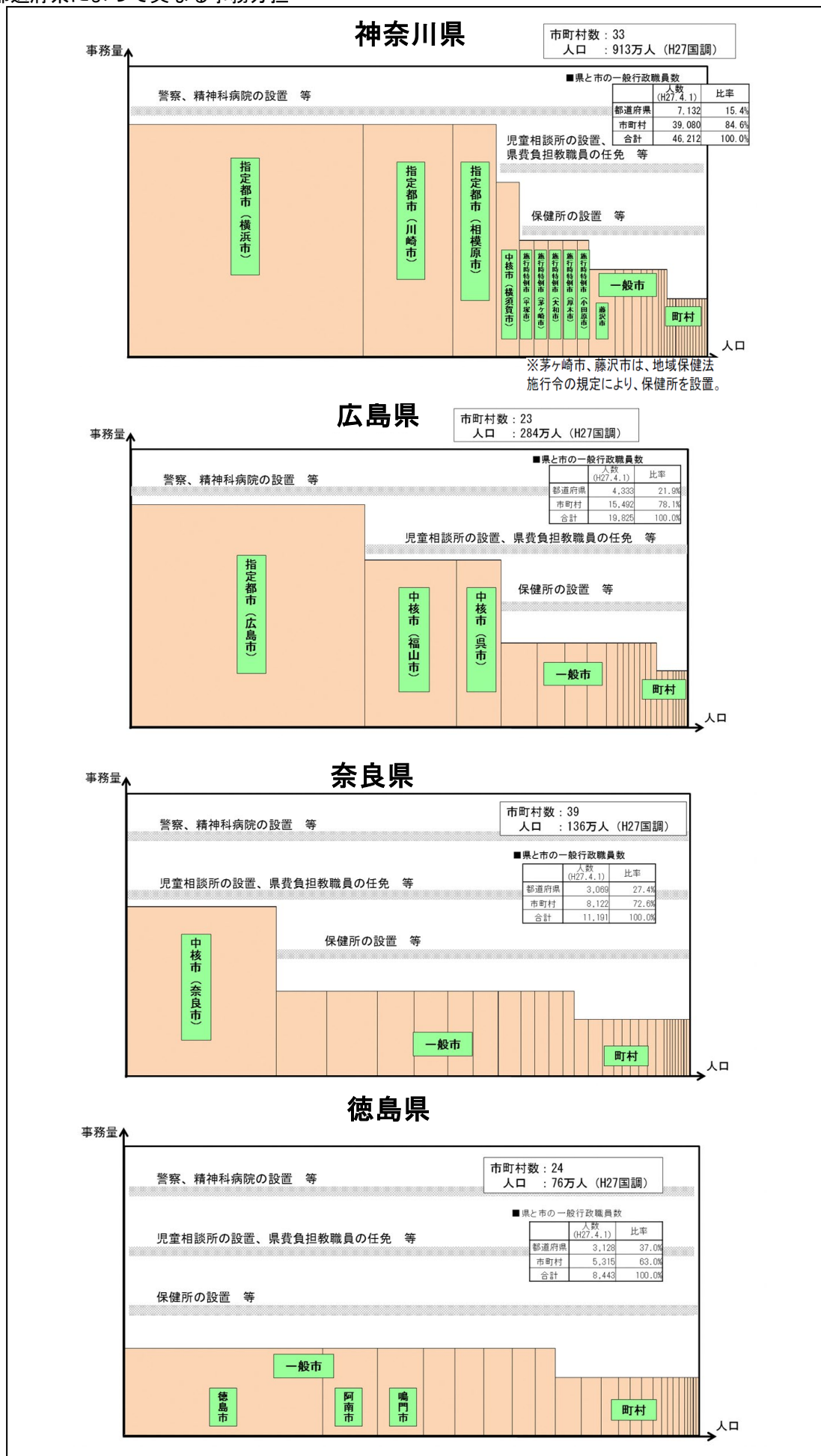
¹² 巻末の《参考》の世界の都市の分野別総合力ランキング（（一財）森記念都市戦略研究所）を参照。

○ 市内総生産と OECD 諸国国内総生産との国際比較



出典：横浜市「令和元年度横浜市の市民経済計算」を基に作成

○ 都道府県によって異なる事務分担



出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会（令和元年12月）資料を基に作成

また、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大という未曾有の事態は、我が国の人口が集中する大都市のリスクや課題、デジタル化の遅れなどの脆弱性を浮き彫りにした。特に、東京一極集中など人口・産業の過度の集中に伴うリスクの顕在化とともに、地域内や地域間の分断をさせかねないという課題を生じさせた一方、テレワークやウェブ会議といったデジタル技術を活用した社会経済活動が浸透するきっかけにもなった。

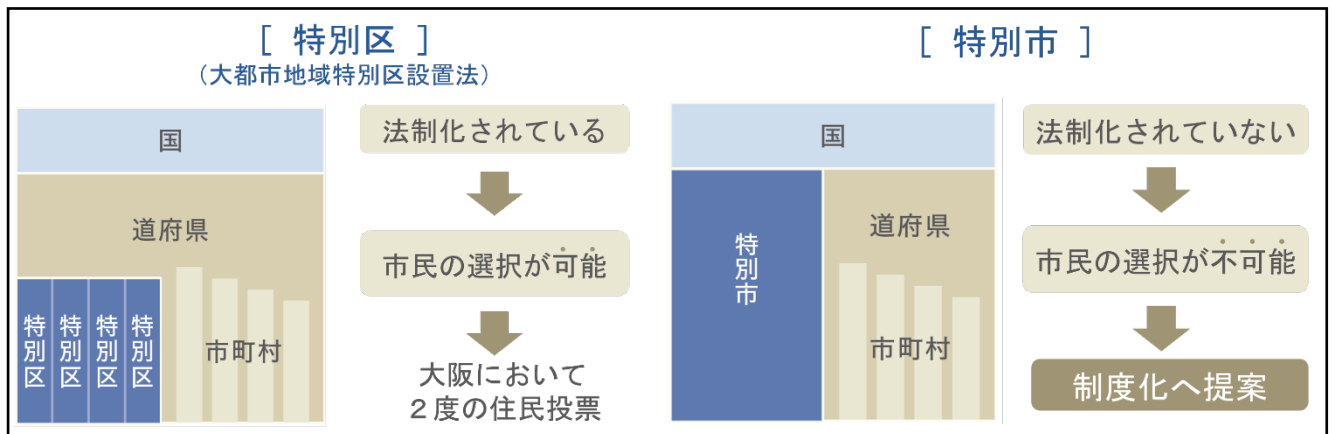
ポストコロナ社会における国・地方を含めた行政のデジタル化は、自治体間や自治体と国との調整等を容易にし、地域の実情に応じた柔軟な地方自治制度の選択を可能とさせるツールにもなり得る。

コロナ禍において、地域によって都道府県・市町村の事務分担の領域は異なることや、新型コロナウイルス感染症対策において抱える課題も様々であることがより一層明らかになり、現在の全国一律の都道府県及び市町村からなる二層制による地方自治制度ではなく、地域の実情に応じた多様な地方自治制度の必要性はますます高まっている。

現在、法制化されている大都市に係る地方自治制度は、①指定都市制度、②中核市制度、③都区制度、④大都市地域特別区設置法に基づき、指定都市を廃止・特別区に再編し、道府県に広域的な事務・権限等を一元化する制度がある。

現行の指定都市制度が抱える二重行政の課題を完全に解消する方法としては、上記の④の他には、指定都市が道府県の区域外となり、全ての地方事務とその権限を持つ「特別市」があるが、「特別市」については、法制度化がなされておらず、地域の実情に応じた多様な地方自治制度とはなっていない。我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、「特別市」を追加することが必要である。

○ 大都市地域特別区設置法と特別市の仕組み



併せて、大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、横浜市だけでなく、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる特別市制度の早期実現を日本の国家戦略として取り組むべきである。

そして、特別市制度実現による更なる行政サービスの充実や都市の成長による成果を、横浜市民はもちろん、近隣自治体を含めた圏域、ひいては日本全体に還元していくことが、大都市・横浜のあるべき姿である。

第4 横浜市が目指す特別市制度

特別市は、大都市が都道府県の区域外となる新たな地方自治の仕組みであり、制度の骨子や統治機構は法令により規定されることになる。本章では、横浜市の実態を踏まえ、横浜市が目指す特別市制度の骨子、効果、移行手続、特別市に対する課題・懸念に係る見解を提示する。

1 横浜特別市制度の骨子

(1) 事務・権限

特別市としての横浜市は、原則として、現在神奈川県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。

県が市町村を包括する広域自治体として担っている市町村間の広域調整事務や市町村に対する補完事務を除く、例えば、第30次地制調答申別表で示された、医療法に基づく「医療計画の策定」、学校教育法に基づく「私立幼稚園の設置認可」、都市計画法に基づく「都市計画事業（一部）の施行認可」など、道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない全ての地方事務を担うことを原則とする。

即ち、特別市制度は、県を分割して県と同じ機能を持つ新しい広域自治体を作るのではなく、現在県が横浜市域において実施している事務と基礎自治体として横浜市が担っている事務を統合する新たな自治の仕組みで、横浜市域内の行政サービスを一元的に担うことで、より効率的な行政や積極的な政策展開ができるようにするものである。

指定都市には、道府県から多くの事務・権限が移譲されていると言われているが、ここ数年で顕在化した課題、例えば、災害の頻発化や感染症などの対応等に関し、道府県に事務・権限が留保されている実態がある¹³。このような事務・権限の移譲を迅速に進めるためにも特別市の早期実現が必要である。

現在、県が実施している法令に基づかない事務（任意事務）を含めた事務の移譲、市域内の県有施設、職員等の移管に関しては、現行の県民サービスの低下を招かないよう、横浜市が特別市に移行する際に県と協議をして定めるものとする。また、移行後においても必要に応じ、継続的に協議を行うものとする。

なお、特別市制度は、県からの権限・財源の移譲に加え、将来的には、真に国が担わなければならない事務（国防、司法、通商政策など）を除き、ハローワークや直轄国道など国が担っている事務も含め全ての事務を特別市が担うことを目指すものである。しかし、当面は、県からの権限・財源の移譲による特別市への早期移行を最優先とする。

(2) 税財政制度

特別市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。

特別市としての横浜市は、原則として、県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理するため、市域内地方税（現行の県税のうち横浜市域部分と市税の全て）

¹³ 事務・権限の移譲に伴う二重行政の解消による効果は、P28～30 参照。また、横浜市に移譲された主な事務・権限及び道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務については、巻末の《参考》を参照。

を賦課徴収するものとする。

また、水源管理に関する経費や特別市移行後も必要となる施設など広く県民に対しサービスが提供される経費等については、原則として、特別市が応分の負担をするものとする。

昭和 31（1956）年に「特別市制度」が廃止された際、廃止を求めてきた 5 府県側の大きな理由の一つは、「大都市が府県の区域から外れることにより残存地域の利益が損なわれる」という点にあったものと考えられる。

しかし、この 70 年以上の間で横浜市と県、県内市町村の関係は変化している。例えば、県内における県税額の市町村別構成比と人口の構成比について、特別市制度が反対されていた頃の昭和 25（1950）年度においては、横浜市に人口構成比以上の税収が集中していたことを確認できるが、令和元（2019）年度では税収の市町村別構成比と人口構成比はほぼ一致しており、この傾向はここ十数年変わっていない。

また、令和 2（2020）年度における全都道府県の財政力指数では、神奈川県は 0.89 で全国 3 位、全国市町村の財政力指数の都道府県別平均では、0.92 で全国 2 位となっており、いずれも平均値と比べるとかなり高くなっている。さらに、横浜市を除いた県内 32 市町村中 12 市町村が横浜市よりも財政力指数が高いか同水準である。

○ 神奈川県内における県税額の市町村別構成比と人口構成比（横浜市内）

	県税構成比 (%)	人口構成比 (%)	構成比差引 (%)
昭和25年度	49.19	38.24	10.95
昭和30年度	46.24	39.17	7.07
平成元年度	40.18	40.35	-0.17
平成20年度	42.67	40.77	1.9
平成21年度	44.56	40.77	3.79
平成22年度	43.98	40.77	3.21
平成23年度	44.07	40.75	3.32
平成24年度	43.86	40.75	3.11
平成25年度	43.48	40.77	2.71
平成26年度	43.95	40.77	3.18
平成27年度	43.14	40.81	2.33
平成28年度	43.4	40.78	2.62
平成29年度	42.56	40.75	1.81
平成30年度	40.91	40.74	0.17
令和元年度	40.75	40.74	0.01

出典：神奈川県「県税統計書」、国勢調査人口（神奈川県「人口統計調査」）を基に作成

○ 全都道府県の財政力指数

	都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数
1	東京都	1.15	17	滋賀県	0.58	33	大分県	0.40
2	愛知県	0.91	18	岐阜県	0.56	34	山形県	0.38
3	神奈川県	0.89	19	福島県	0.54	35	沖縄県	0.37
4	大阪府	0.79	20	岡山県	0.53	36	岩手県	0.37
5	千葉県	0.78	21	長野県	0.53	37	青森県	0.36
6	埼玉県	0.77	22	石川県	0.52	38	宮崎県	0.36
7	静岡県	0.73	23	香川県	0.49	39	佐賀県	0.36
8	福岡県	0.66	24	富山県	0.48	40	鹿児島県	0.35
9	茨城県	0.66	25	新潟県	0.48	41	長崎県	0.35
10	兵庫県	0.65	26	北海道	0.46	42	和歌山県	0.34
11	栃木県	0.65	27	山口県	0.46	43	徳島県	0.33
12	群馬県	0.64	28	愛媛県	0.45	44	秋田県	0.32
13	宮城県	0.63	29	奈良県	0.44	45	鳥取県	0.29
14	広島県	0.62	30	熊本県	0.43	46	高知県	0.27
15	三重県	0.61	31	福井県	0.42	47	島根県	0.27
16	京都府	0.59	32	山梨県	0.41		都道府県平均	0.52

出典：総務省「令和 2 年度 地方公共団体の主要財政力指数一覧」を基に作成

○ 全国市町村財政力指数の都道府県別平均

	都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数
1	愛知県	0.95	17	宮城県	0.56	33	長野県	0.40
2	神奈川県	0.92	18	山梨県	0.55	34	長崎県	0.40
3	埼玉県	0.79	19	京都府	0.55	35	沖縄県	0.40
4	静岡県	0.79	20	広島県	0.54	36	宮崎県	0.39
5	東京都	0.76	21	香川県	0.54	37	岩手県	0.37
6	栃木県	0.74	22	福岡県	0.54	38	山形県	0.37
7	千葉県	0.73	23	山口県	0.52	39	熊本県	0.37
8	大阪府	0.72	24	佐賀県	0.52	40	和歌山県	0.36
9	茨城県	0.71	25	石川県	0.51	41	青森県	0.35
10	滋賀県	0.71	26	新潟県	0.50	42	鳥取県	0.33
11	兵庫県	0.61	27	福島県	0.47	43	秋田県	0.30
12	群馬県	0.60	28	岡山県	0.43	44	鹿児島県	0.29
13	三重県	0.60	29	愛媛県	0.43	45	北海道	0.28
14	福井県	0.59	30	奈良県	0.41	46	高知県	0.26
15	岐阜県	0.59	31	徳島県	0.41	47	島根県	0.25
16	富山県	0.58	32	大分県	0.41		全国市町村平均	0.51

出典：総務省「令和2年度 地方公共団体の主要財政力指数一覧」を基に作成

○ 神奈川県内市町村財政力指数

	市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数
1	箱根町	1.44	12	横浜市	0.97	23	秦野市	0.88
2	厚木市	1.26	13	大和市	0.97	24	逗子市	0.86
3	鎌倉市	1.09	14	小田原市	0.96	25	大磯町	0.86
4	寒川町	1.09	15	茅ヶ崎市	0.96	26	大井町	0.82
5	藤沢市	1.08	16	開成町	0.94	27	横須賀市	0.81
6	海老名市	1.06	17	清川村	0.94	28	二宮町	0.73
7	川崎市	1.03	18	綾瀬市	0.93	29	湯河原町	0.71
8	愛川町	1.02	19	座間市	0.91	30	松田町	0.65
9	中井町	1.00	20	南足柄市	0.89	31	三浦市	0.61
10	平塚市	0.98	21	葉山町	0.89	32	山北町	0.57
11	伊勢原市	0.98	22	相模原市	0.88	33	真鶴町	0.45

出典：総務省「令和2年度 地方公共団体の主要財政力指数一覧」を基に作成

(3) 広域連携

特別市としての横浜市は、県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。

横浜市は、特別市への移行により、県が包括する市から除外されることになるが、横浜市を含む大都市圏域のつながりを断絶するものではなく、県や周辺の基礎自治体との連携は、より一層強化していく。

特別市としての横浜市は、生活圏・経済圏など、その影響が強く及ぶ周辺地域も含めた都市圏全体を見据えた経営を行うことで、引き続き圏域の中核都市としての役割を果たすものとする。

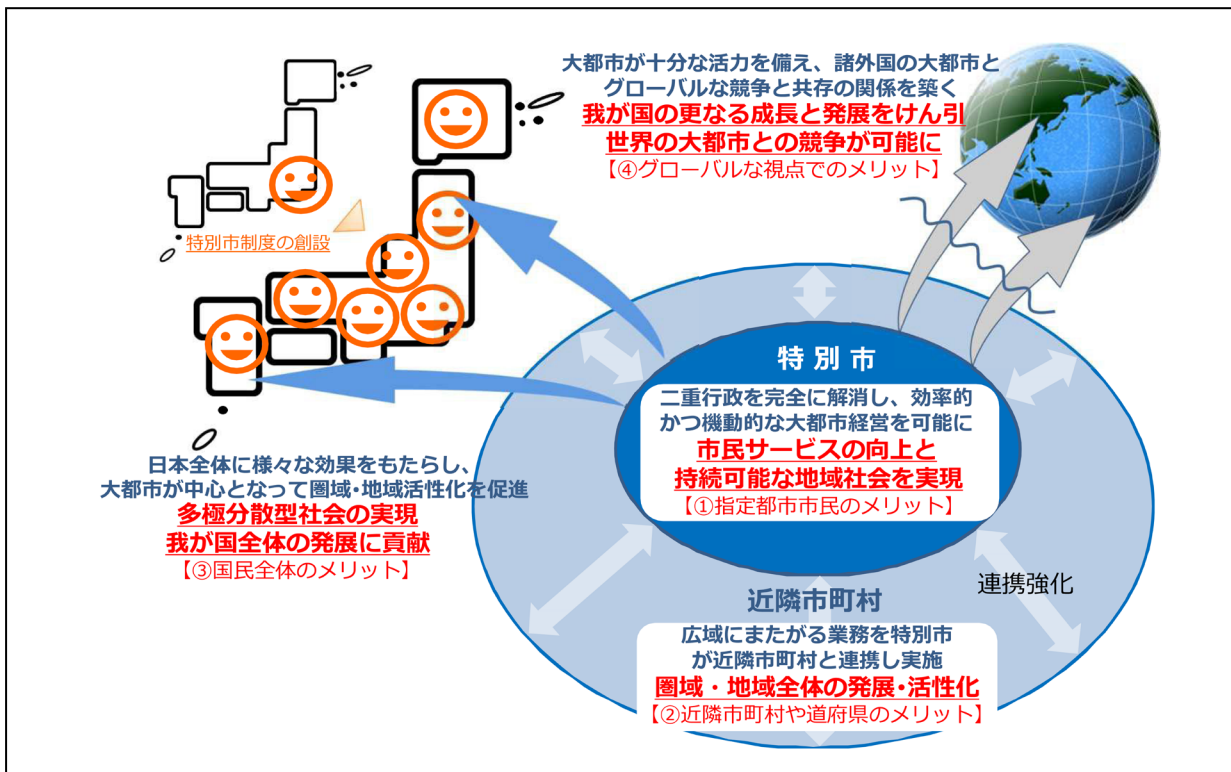
具体的には、横浜市と希望する近接市町村を合わせた圏域を設定し、定住自立圏や連携中枢都市圏の仕組みに準じた近接市町村との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化していく。また、広域防災や環境対策など広域的な調整が必要な課題については、地方自治法に基づく特別市と他の基礎自治体との協議会の設置や一部事務組合の設置、連携協約の締結、特別市と県との協議会の設置などによって、その解決に支障が生じることのないようにしていく。

さらに、現行の九都県市首脳会議など首都圏の広域自治体や指定都市との連携についても、引き続き推進していく。

<想定される連携協力の例>

大都市の持つ専門性を活用した連携、経済・産業施策の連携、それぞれの強みを生かした観光施策の連携、地域医療の連携、市域を越えて同一生活圏を形成している場合の連携、災害発生時の連携、市民利用施設等の相互利用や共同設置、環境対策や治水対策の連携、都市間移動の円滑化、感染症対策の連携、専門人材の育成・確保に関する連携、行政のデジタル化に伴う知識・情報の共有

○ 大都市圏における連携



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）を一部修正

(4) 住民自治構造

特別市としての横浜市の内部の自治構造は、市一区の二層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。

ア 特別市内部の自治構造

特別市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市（市域）全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整を行うことができ、行政運営の効率性と住民自治を両立する、法人格を持たない区（行政区）とする。

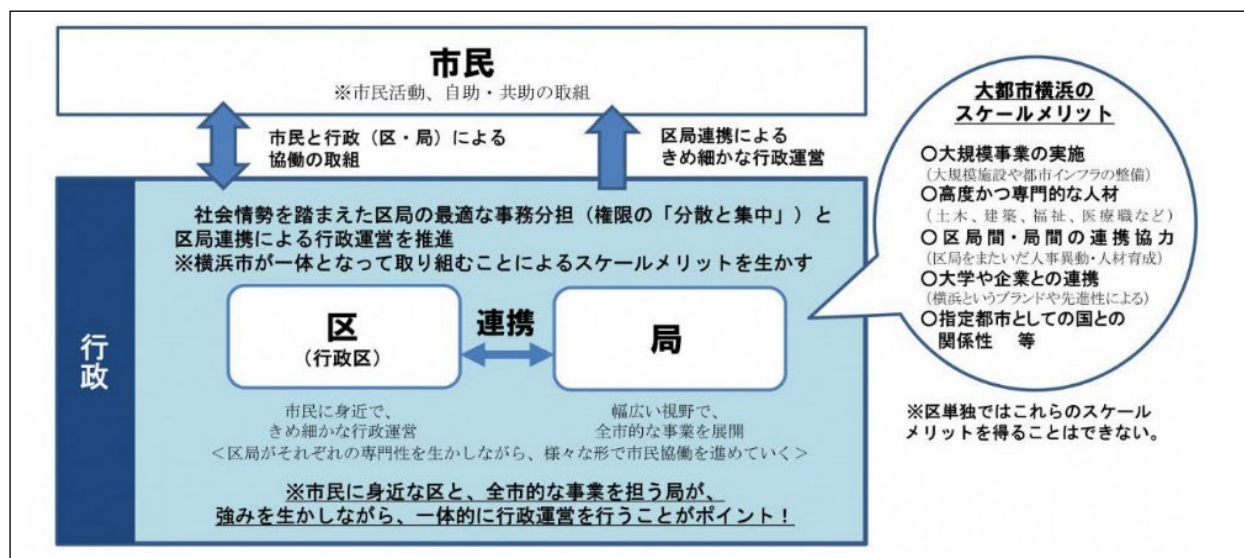
このことにより、特別市という一つの自治体として、区における身近できめ細かな事業と市（局）による市域全体を見据えた専門性の高い事業の両側面からなるサービスを提供でき、効率的・効果的な行政運営が可能となる。

これらを踏まえ、特別市の行政運営（執行）体制については、大都市としてのスケールメリットや区と市（局）の連携を最大限に生かした制度設計を行う必要がある。

特別市においては、横浜市域における県の事務と指定都市として現在横浜市が担っている事務

とを統合し、市が担う行政分野がさらに広範になることから、例えば、災害に強いコミュニティづくり、地域経済の活性化、環境問題などの様々な課題について、できるだけ区役所が対応し、解決できるようその役割・機能を拡充するとともに、これに併せて、市（局）の役割・機能についても検討する必要がある。検討に当たっては、現在、国を挙げて取り組んでいる行政のデジタル化やDXによる業務の効率化・省力化等も十分に勘案していく。

○ 特別市における「区局連携」を最大限生かした行政運営



出典：「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）（平成 27 年 6 月横浜市）

なお、大都市地域特別区設置法により、人口 200 万人以上の指定都市等では特別区の設置が可能となったが、市を廃止して特別区を設置することについては次のような課題があることから、横浜市はこの法律による特別区の設置は目指さないものとする。

- ・ 横浜市は、昭和 14（1939）年の第 6 次市域拡張によって、ほぼ現在の市域が確定しており、80 年以上もの間、現在の市域を前提とした行政運営が行われてきた経緯がある。市域の一体性が高い都市構造を形成しているという特徴があることから、横浜市を廃止して特別区を設置することは、横浜市の強みである大都市の一体性を失わせることになる。
- ・ 市を廃止して特別区を設置することにより、一部の権限が市から道府県（横浜市の場合は神奈川県）に移譲されることになる。市から道府県に移譲された事務については、市民（特別区民）からは遠くなり、住民の意見が反映しづらくなる。
- ・ 市を廃止し、事務、予算、職員などを道府県と特別区に再編することによるコスト増が懸念される。

イ 区における住民自治の強化

横浜特別市の住民自治の構造は、平成 27（2015）年 6 月に公表した「『特別自治市』制度における区のあり方（基本的方向性）」を基本に、制度設計を行う。

(7) 住民代表機能（区選出議員及び区長のあり方）

特別市においては、原則として、市域における県の事務と市の事務を全て処理することから、

区の役割や予算が拡大し、区長の権限強化も想定される。特別市における区は法人格を有しない行政区であり、区議会を設置しないことから、投票により住民の代表として選出された公選職である区選出議員が区行政を民主的にチェックする意思決定機能の導入を検討する。

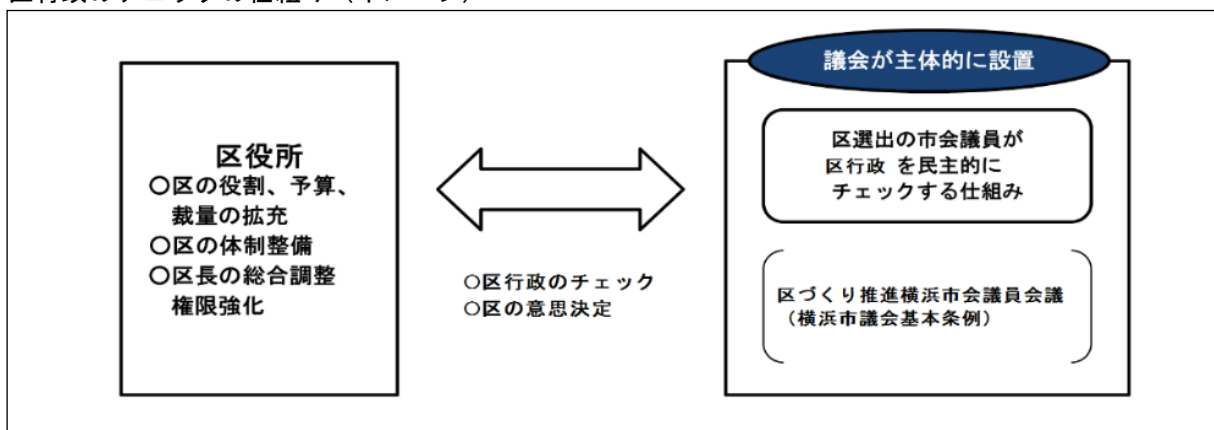
横浜市は既に議会基本条例に基づく「区づくり推進横浜市会議員会議」の実績等もあり、この仕組みを継承・拡充し、例えば、第30次地制調答申で提案された、一又は複数の区を所掌する常任委員会や特別委員会の設置、あるいは、カナダ・トロント市における「コミュニティ・カウンシル制度」などを参考¹⁴に、特別市の議会に、区選出議員が当該区における意思決定を担う常任委員会等を設置することについて、市会との協議により、具体的な制度設計を検討していく。

併せて、特別市は大都市の総合力やスケールメリットを最大限に生かす一層制の自治体であり、区長の選任方法は、市の意思決定機関として住民の代表で構成される市会の同意を得た上で、市長が選任する特別職とする。

なお、昭和22(1947)年の地方自治法制定に向けた地方制度調査会の答申では、特別市制度における行政区の区長の選任方法として、①市会の同意を得て市長が選任、②市長が任免、③選挙人が直接選挙のいずれかによるとされた。政府原案では、市長の任命制とされていた区長は、国会の修正により直接公選制へと改められた。このように、かつては住民代表機能を持つ区の仕組みとして、日本国憲法第93条第2項に基づく¹⁵区長公選が考えられた。

一方、横浜市においては、昭和14(1939)年にほぼ現在の市域が確定しており、横浜に愛着・誇りを感じている市民の割合も高い¹⁶。その強みである都市の一体性や総合力を最大限生かし、市民サービスと日本経済の活性化を目指す横浜特別市においては、区民の代表である区選出市会議員のチェックによる適正な区行政が行われ、住民の意見を行政に反映させることができるような仕組みを構築することが重要である。

○ 区行政のチェックの仕組み（イメージ）



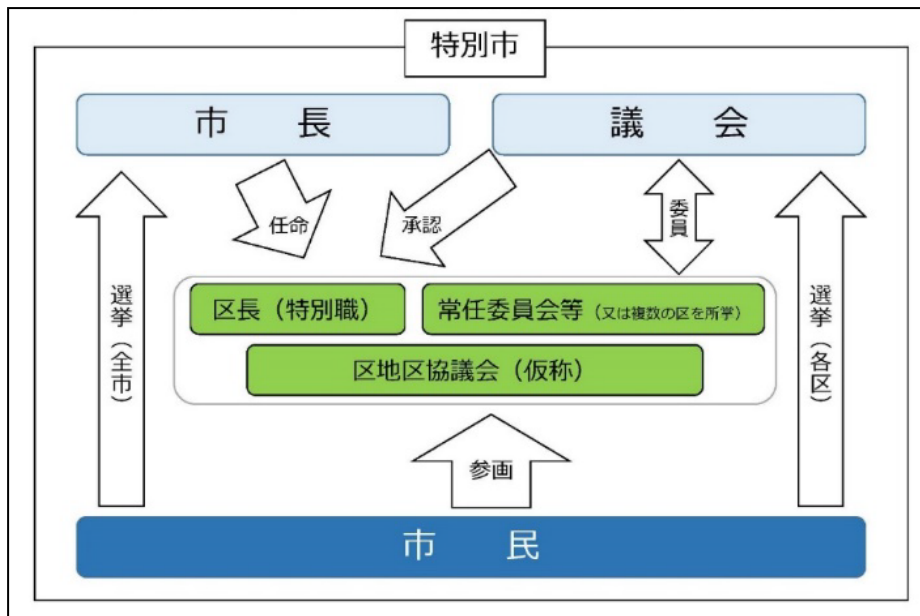
出典：「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）（平成27年6月横浜市）

¹⁴ 諸外国の大都市制度については、巻末の《参考》を参照。

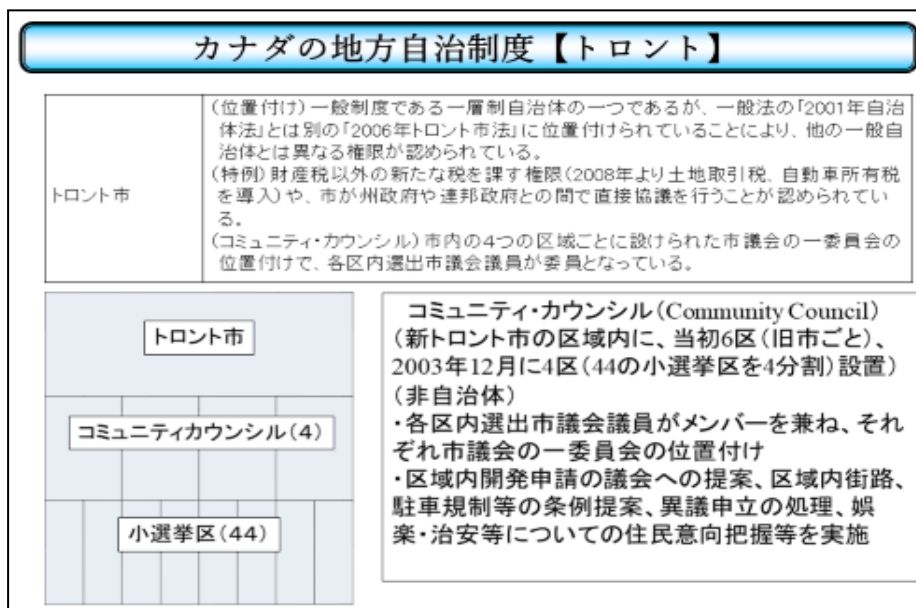
¹⁵ 憲法93条は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と定める。

¹⁶ 平成30(2018)年度横浜市民意識調査において、横浜に対して、愛着や誇りを感じているかを聞いたところ、「感じている」が48.4%、「やや感じている」が33.2%であり、これらを合計すると『感じている』人の割合は81.6%となっている。

○ 公選職の市長と議員による意思決定システム（イメージ）



○ カナダ・トロント市の地方自治制度



出典：第 30 次地方制度調査会第 10 回専門小委員会資料（平成 24 年 4 月）を基に作成

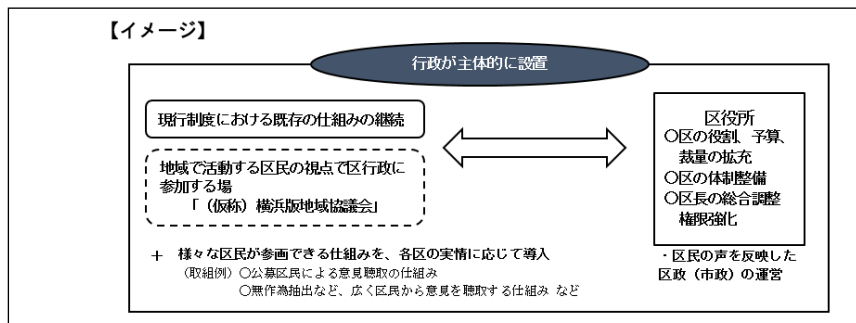
(イ) 住民参画と協働の充実

地域特性や実情に応じて、行政がより住民に近づくため、区行政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区行政に参加する場）として、条例に基づく「区地域協議会」（仮称）を各区に設置する。これに加え、様々な区民が区行政に参加できる仕組み（「公募委員が参画するテーマ別懇談会」、「無作為抽出区民による議論等の仕組み」など）を各区の実情に応じて導入を検討する。

さらに、現在も各区において展開している、地域の様々な団体や人々が、地域レベルで連携して課題解決に取り組む場である「地域のプラットフォーム（地域レベルの協働の場）」の充実に向け、「地域協働の総合支援拠点」としての区役所機能をさらに強化し、地域の実情を踏まえ

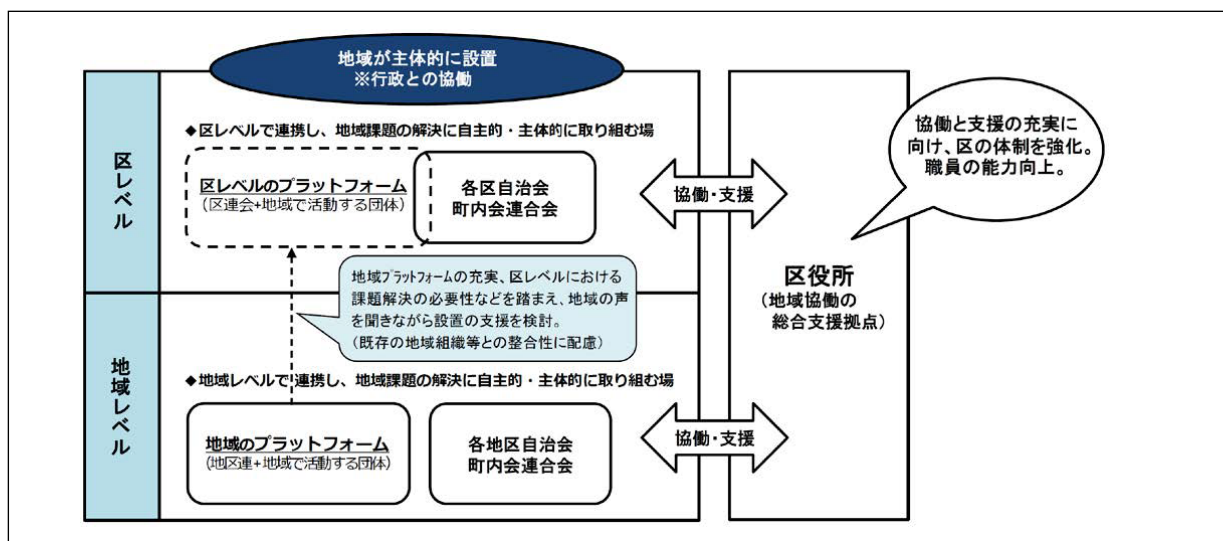
た支援を継続的に行っていく。将来的には、地域のプラットフォームの充実の状況や区レベルの課題解決の必要性などを踏まえ、地域が主体的に区レベルのプラットフォーム（区レベルの協働の場）の設置を検討するように、区役所が設置支援を行う。

○ 区地域協議会（イメージ）



出典：「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）（平成 27 年 6 月横浜市）

○ 地域・区域レベルで課題解決に取り組む場（イメージ）（※）



出典：「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）（平成 27 年 6 月横浜市）

※「区レベルのプラットフォーム」は、地域が行政との協働のもと自主的・主体的に課題解決に取り組む場である一方、「区における住民の参画機会の仕組み」は、区民の声を区行政（市政）に反映させるため、行政が設置する仕組みである。2つの仕組みは、その基本的な考え方や設置主体が異なる。

※地域・区レベルで課題解決に取り組む場については、各区の実情に応じ運用を行う。

<第 30 次地制調答申による住民自治の制度的強化の例>

- ・ 区長の特別職化
区長を議会の同意を得て市長が選任する任期 4 年の特別職とする。
- ・ 区選出市会議員による常任委員会の設置
市議会内に区選出市会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行う。
- ・ 各区における（地方自治法に基づく）区地域協議会や地域自治区等の仕組みの活用

2 特別市制度の創設により期待できる効果

(1) 積極的な政策展開による経済の活性化

大都市が特別市として、その役割、仕事量に見合った権限及び財源を持つことで、自らの判断と責任に基づき、大都市地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を進めることができるようになる。

身近な行政サービスを充実させるとともに、成長分野に迅速な投資を行うなど積極的な政策展開によって、市域内の経済・産業活動を活性化させ、さらにその影響が周辺地域や国全体に広がり、ひいては、特別市が日本全体の経済発展を支えていくことになる。

(2) 二重行政の解消による行政サービスの質の向上

指定都市と道府県における二重行政の解消により、市域内の事務や行政サービスを特別市が一元的に担うことで、より効率的で効果的な行政サービスの提供が可能になる。

次に、横浜市に移譲されていない主な事務・権限及び移譲（二重行政の解消）による効果等を記すが、これらの事務・権限については、市民の安心・安全につながる分野も多く、特別市の実現までの間にも速やかな移譲が必要である。

○ 横浜市に移譲されていない主な事務・権限

○子育て支援分野

私立幼稚園の設置認可権限 など

○都市計画・土木分野

急傾斜地崩壊危険区域の指定等権限、一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、都市計画事業の認可権限 など

○福祉・保健・衛生分野

医療計画の策定権限、
新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る事務権限 など

○安全・市民生活分野

高压ガスの製造等の許可等権限

（コンビナート地域に所在する事業所に限る）など

※令和7（2025）年4月1日の移譲を前提に神奈川県と協議中（令和4（2022）年12月現在）。

<事務・権限の移譲（二重行政の解消）による効果（例）>

○ 子育て支援

保育所及び認定こども園については、設置認可・認定及び施設型給付費の支給などに係る確認を横浜市が所管している。一方、幼稚園については設置認可を神奈川県が所管している。

現在、横浜市では、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）等により、多様な保育ニーズに対応しているが、幼稚園については検査・指導を行っていても認可権限がないため、総合的・一体的な子育て支援を実施することが困難な状況となっている。

特別市になることで、幼稚園・保育所・認定こども園の3施設を所管することになれば、地域の実情に応じた効率的で総合的な子育て支援施策が展開できる。

○ 新たな感染症への対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法において、新型コロナウイルス感染症等への対策の権限は、県知事に集中している。市長には、知事に対して総合調整を要請するという極めて限定した権限しか与えられていない。そこで、まずは新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、国と地方の役割分担や事務・権限について検証を行い、明確にする必要がある¹⁷。

横浜市は、保健所・衛生研究所、消防・救急、高度医療機関を持ち、地域医療の拠点としての役割を担っていることに加え、県内における経済活動の中心となっている。特別市となることで、特に感染症が拡大した際に都道府県と対等な立場で連携し、感染症対策、経済対策を機動的・効果的に実行できる。

○ 崖地の安全対策

現在、急傾斜地の崩壊対策は県が行っている。「急傾斜地崩壊対策事業」の権限や財源が移譲されることで、横浜市独自の助成金制度や横浜型の避難システム¹⁸と合わせて一体的な運用ができるようになり、市民の安全・安心に、より一層つなげることができる。

○ 都市計画

都市計画の基本的な方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限は指定都市に移譲されたが、都市計画事業の認可権限については、依然として県が有しており、事務処理等に時間を要している現状がある。

特別市になることで、市等が施行する都市計画事業の認可権限が移譲されれば、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理が可能となり、地域の実情に応じた事業効果の早期発現や事業期間の短縮につなげることができる。

○ 医療政策

横浜市は「よこはま保健医療プラン」を独自に策定し、市域の医療課題や医療提供体制の動向を十分に把握し、効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開しているが、医療計画の策定は県の権限となっており、また、更なる医療施策の展開のために必要となる国からの財源等の措置も十分ではない。

特別市になることで、横浜市が医療計画の策定や地域医療介護総合確保基金の活用などを行うことによって、より迅速かつ円滑に、地域の医療需要を的確に反映させた医療提供体制を構築することができる。

○ 就業支援・雇用対策

就業支援や雇用対策については、現在、国や県が職業紹介、求人開拓、労働政策などを実施し、市が生活保護、公営住宅、若者や障害者の自立・就業支援などを実施している。大都市は、経済活動の中心地であり、企業など雇用の場が集積している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に

¹⁷ 横浜市の会においては、令和3年2月に「感染症対策の在り方の見直しを求める意見書」が可決され、内閣総理大臣他あてに提出された。

(横浜市会ホームページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/torikumi/kaketsu.files/iken030219-1.pdf>)

¹⁸ 横浜市では、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地をあらかじめ抽出し、その周辺地域に対して、「土砂災害警戒情報」の発表と同時に「避難勧告」を発令している。

より、雇用情勢が悪化するなか、就労や生活保護などセーフティネットに対するニーズも高い。

特別市になることで、就業支援や雇用対策を総合的かつ一元的に実施できるようになり、行政サービスの質の向上につなげることができる。

なお、横浜市では、緊急度の高い現状を踏まえ、現行制度の中で国と地方がお互いの強みを生かすため、生活保護受給者等に対してハローワークと一体となって就労支援を行う「ジョブスポット」を、平成28（2016）年3月までに、市民に身近な区役所（18か所）に開設した。

○ コンビナート地域の安全対策

現在、コンビナート地域の許認可等権限においては、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許認可等の権限は県に、消防法に基づく危険物（石油等）の許認可等の権限は市に分かれている。

コンビナート地域は高圧ガスと危険物の両方が混在する施設が多いこともあり、消防を担う市が現行の危険物の許認可等権限に加え、高圧ガスの許認可等の権限移譲を受けることで、一体的な指導による保安体制の充実が図られるほか、災害発生時に迅速かつ円滑な対応が可能になる。

※令和7（2025）年4月1日の移譲を前提に神奈川県と協議中（令和4（2022）年12月現在）。

3 特別市移行に向けた手続等

法律の改正等により特別市制度が創設され、二層制である指定都市から一層制である特別市に移行する際の住民による意思決定の方法については、旧地方自治法における特別市制度、現行地方自治法による都道府県の廃置分合制度、大都市地域特別区設置法による指定都市における特別区設置制度などを踏まえると、**特別市の移行に当たっても、住民投票や議会の議決などの仕組みが法律により制度化されることが想定される。**

住民投票が制度化された場合の住民投票の対象範囲については、参政権において、一層制の地方自治体であることにより特別な取扱いを受けることになる特別市に移行する市の住民による意思決定に委ねるべきであり、特別市に移行する区域の住民とすべきである。

また、特別市に移行することにより、県内の他市町村の住民が県から受けている行政サービスに大きな変更がないように配慮する。

特別市移行に当たっては、**県との間に協議の場を設置し、必要な事項を定める。**

<協議の場で定める事項（例）>

- 事務移譲及び職員、施設等の移管について必要な事項
- 市・県で政策分野ごとに必要となる協議 など

4 特別市に対する課題・懸念に係る横浜市の見解

第30次地制調答申では、特別市を検討する意義が示された一方で、さらに検討すべき課題として、3点の課題が示された。また、「特別自治市構想等に対する神奈川県の見解」では、4点の課題・懸念が示された。これらの課題・懸念に対する横浜市の見解は、次のとおりである。

(1) 第30次地制調答申で示された課題に対する見解

<課題①>

特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。

<横浜市の基本的見解>

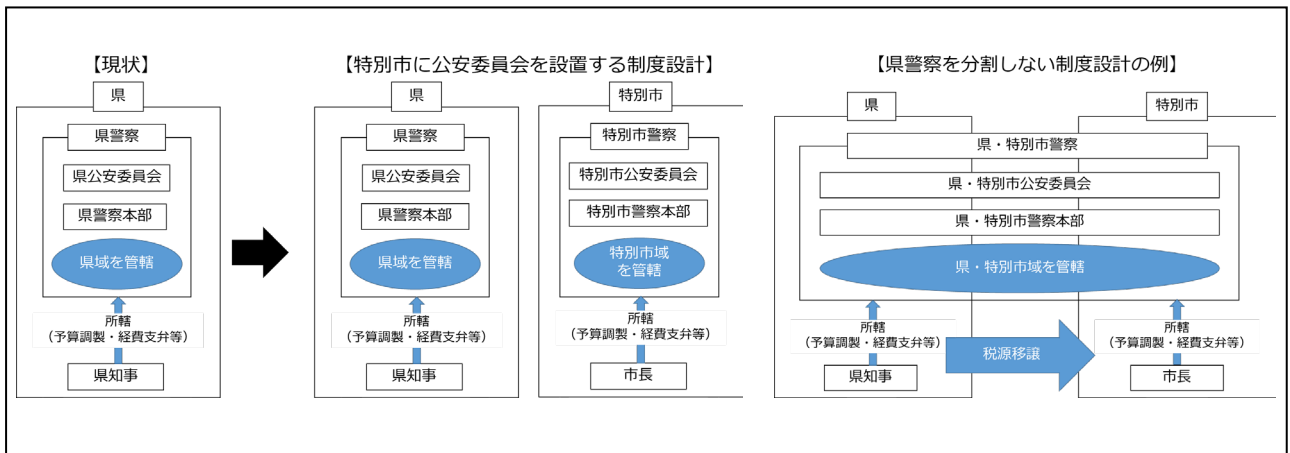
現在、区役所が中心となり地域住民とともに、県警察とも連携し取り組んでいる地域防犯対策、交通安全を含む交通関連事務、消費者被害対策、児童虐待対応などに関し、特別市が主体となることで総合的で迅速な対応が可能となり、警察事務を一元的に担うことは多くのメリットがあると考えられる。したがって、警察事務についても、原則として特別市が担うものとする。

事務の執行上、広域犯罪への対応などに支障が生じる場合には、かつての自治体警察が現在の都道府県警察に移行した経緯などを踏まえつつ、当面の対処策として、現在の県警察の分割を前提としない制度設計も検討する。

例えば、警察法や関係法令の改正により、横浜市が県警察（公安委員会）に関する事務・権限と財源の移譲を受けた上で、公安委員会を市と県が共同設置し、県と市の区域を分割しない形で警察本部を置く方法などが考えられる。

いずれにしても、道府県警察が警察庁の指揮監督も受けることに鑑み、特別市における警察事務のあり方については、国とも意見交換をし、検討を深めていくことが必要である。

○ 特別市制度における公安委員会設置の例



○ 現行制度における交通安全に係る事務・権限の範囲

警察（県）	横浜市
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; background-color: #fff9c4;">規制に関する標示</div> <ul style="list-style-type: none"> ・路面標示（横断歩道、停止線、「止まれ」など） ・道路標識（一時停止、進入禁止などの主に規制標識） ・安全施設（信号機など） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; background-color: #fff9c4;">安全に関する標示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; background-color: #fff9c4;">スクールゾーンに関する標示</div> <ul style="list-style-type: none"> ・路面標示（車道外側線、グリーンベルト、スクールゾーン等） ・道路標識（交差点あり、スクールゾーン等） ・安全施設（ガードレール、カーブミラーなど）

<課題②>

特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。

<横浜市の基本的見解>

横浜市の特別市移行に伴い、県において財源不足が生じる場合は、その必要な財政需要に応じ、一義的には、地方交付税による財源保障が措置されるものとする。

なお、神奈川県域においては、県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や県内市町村の財政力指数といったデータからは、少なくとも横浜市と県内市町村の間では「大都市だけが財政的に突出し、大都市が府県の区域から外れることにより残存地域の利益が損なわれる」状態であるとは言えない。

特別市が地方税の全てを賦課徴収することによって、県内市町村に対する県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないことが必要であり、新たな税財政制度の創設を目指す。万一、支障が生じる場合は特別市と県の間で個別に調整を行うこととし、その仕組みについては県と協議を行うこととする。さらに、特別市移行後も、県や周辺自治体との広域連携を推進していく。

○ 神奈川県内における県税額の市町村別構成比と人口構成比（横浜市内）（再掲）

	県税構成比 (%)	人口構成比 (%)	構成比差引 (%)
昭和25年度	49.19	38.24	10.95
昭和30年度	46.24	39.17	7.07
平成元年度	40.18	40.35	-0.17
平成20年度	42.67	40.77	1.9
平成21年度	44.56	40.77	3.79
平成22年度	43.98	40.77	3.21
平成23年度	44.07	40.75	3.32
平成24年度	43.86	40.75	3.11
平成25年度	43.48	40.77	2.71
平成26年度	43.95	40.77	3.18
平成27年度	43.14	40.81	2.33
平成28年度	43.4	40.78	2.62
平成29年度	42.56	40.75	1.81
平成30年度	40.91	40.74	0.17
令和元年度	40.75	40.74	0.01

出典：神奈川県「県税統計書」、
国勢調査人口（神奈川県「人口統計調査」）を基に作成

<課題③>

一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

<横浜市の基本的見解>

特別市は、一層制の大都市制度であることから、住民代表機能を持つ区として、選挙により住民の代表として選出された公選職である区選出議員の役割を強化し、機能を明確化する。併せて、区長の位置付けも強化することに加え、住民自治を充実させる観点から、行政への住民参画の仕組みを設けるとともに、地域協働の取組を更に推進させていく。

これらを総合的に推進していくことにより、特別市における行政区の住民代表機能を強化する。

(2) 「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」で示された課題・懸念に対する見解

令和4（2022）年3月に神奈川県は「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を取りまとめた。この中で示された特別市制度に対する課題・懸念については、同年7月に、横浜市・川崎市・相模原市共通の考え方として、「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性～神奈川県から実現する新しい自治のかたち～」をまとめた。これも踏まえた横浜市としての基本的な見解は次のとおりである。

<課題・懸念①>

県が果たしてきた総合調整機能に支障が生じるおそれがある。

県は、医療資源や水源など、県内に偏在する地域資源を有効活用し、広域的なスケールメリットを活かした取組や、市町村のバックアップといった取組を展開するなど、指定都市内外を問わず、総合調整機能を発揮している。資源等が集中する指定都市が県の区域外となれば、県が発揮してきた総合調整機能に大きな支障が生じ、指定都市内外の住民サービスが低下するおそれがある。

<横浜市の基本的見解>

特別市制度は、県の総合調整機能に支障を生じさせるものではない。市域内の国以外の仕事を全て特別市が担うことで、むしろ県は特別市以外の補完・支援に、より一層注力することが可能となり、県内市町村全体の底上げを図るメリットも期待できる。

また、首都圏では広域行政の多くは県内では完結しないため、首都圏域で都・県・特別市が連携して調整機能を果たすことで、より実効性が高まると考えられる。特別市が、県との連携を一層高めるとともに、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を果たし、新たな連携・協力関係を構築することで、近隣市町村に対するメリットも期待できる。

<課題・懸念②>

財政面からも、県内全域で現行水準の行政サービスが提供できなくなるおそれがある。

道府県税収入は、道府県が広域自治体として、域内における幅広い行政サービスを提供するために活用するものである。神奈川県は、約6割が指定都市域から、約4割が同市域外から収入されている一方、これらの県税や他の収入をもとにした歳出を通じ、県が行う行政サービスは、県の試算では、指定都市域と同市域外で約5割ずつ提供されている。指定都市域内の県税全てが指定都市に税源移譲されると、県独自の行政サービスの財源としている「留保財源」が大幅に減少することとなり、県の行政サービス水準が低下する。

<横浜市の基本的見解>

特別市の創設により、県の財政不足の拡大や、行政サービス水準の低下が生じないよう、財政中立の観点から、国・地方間の適切な税源配分や財政調整が可能となる新たな地方税財政制度の構築が必要である。

三位一体の改革や、県費負担教職員の給与負担など、過去の大規模な権限と税財源の移譲の際にも、財政中立の観点から地方財政措置が実施されている。

特別市の創設にあたっては、財政中立の観点から、国に対して新たな税財政制度の創設を要望する。

<課題・懸念③>

県民・市民にとって大きな費用負担が生じる。

県は、指定都市域内において、県庁舎や警察本部などの多くの県機関・県有施設を設けている。指定都市が特別市になる場合、市には県有施設等の移管費用及び債務の引き受け等が発生するものと想定される。また、現在の県機関及び県の施設の多くは、原則、特別市の区域外に移転する必要があることから、移転に伴う費用負担が生じる。加えて、特別市は、都道府県のみを設置されている公安委員会、労働委員会といった行政委員会などを新たに設置し、運営していくことが必要となるため、それに伴う費用も生じる。

<横浜市の基本的見解>

県機関・県有施設等の移設にともなう費用負担については、特別市が法制化され、移行に向けた取組の中で県市間で詳細に検討・協議すべき事項である。また、施設へのアクセスの容易性・利便性などの住民サービスの水準がどう変化するかについても精査が必要であり、県民の利用実態を考慮し、県機関や県有施設を従来の設置場所から変更しないことも考えられる。

特別市の創設により、県機関・県有施設を一律に区域外に移転するのではなく、人口減少や少子高齢化などの社会経済状況にも適切に対応し、効率的・効果的に行政運営を行う観点から、次に掲げる案を含めより幅広く総合的な検討を行っていくべきものと考えられる。

<県機関・県有施設のあり方を検討する際の考え方（案）>

- ① 特別市に移管する
- ② 県と特別市の共同運営とする
- ③ 県が運営を継続し、特別市が必要な費用を負担する

<課題・懸念④>

住民代表機能に影響がある。

特別市は、道府県と指定都市の権限と税財源を併せ持つ巨大な一層制の地方自治体であり、1人の市長と市議会のみで地方自治を行うことになるため、住民意思を的確に反映できるのか疑問がある。また、特別市の住民にとって、地方自治体の選挙は市長・市議会議員のみとなり、県知事や県議会議員の選挙には参加できなくなる。その結果、広域自治体としての行政サービスを担う県政に、住民の意見を反映させるための代表者を選出する機会が失われるほか、国政に関しても、国会議員の議席数が県と特別市に分割されることで、地域としての国政における発信力が低下するおそれがあるなど、県政や国政における住民代表機能に影響がある。

<横浜市の基本的見解>

特別市は、県の区域外となる大都市制度であることから、効率的かつ機動的な大都市経営と住民代表機能の確保という2つの方向性から行政区の役割や位置付けの強化を図る。特別市における区は、都市内分権によりその役割や裁量の拡充を進める一方、大都市としての一体性を損なわない行政区とし、住民の声を反映するための仕組みを強化する。また、区長を議会の同意が必要な特別職とし、区はその役割、裁量の拡充に併せ、課題に的確に対応できるよう予算を拡充する。併せて、区民の代表である区選出市会議員の区行政に対するチェック機能を強化する。

特別市は一層制の自治体であり、住民の意見を反映させるための代表者は1人の市長と市議会のみになるため、住民意思の反映が迅速・的確になるメリットも考えられる。国政に関しても、県と

特別市が分かれることで、県、特別市双方の実態に合った発信が可能となる。

特別市の法制化に向け、市会・市民との十分な議論を踏まえ、住民自治に関する制度改革や選挙制度改革を国に提案していくことも考えられる。

第5 横浜特別市制度創設に向けたプロセス

1 現行制度（指定都市制度）における取組

(1) 事務・権限及び財源移譲に向けた取組

特別市の創設は、二重行政の解消などにより、市民に多くのメリットを生む。既に県から市への権限移譲により二重行政が解消された事例で、災害救助法の救助実施市制度では、それまで県が行っていた大規模災害時の救助事務を市が行うことで、円滑かつ迅速な災害対応が可能となり、市民の安全・安心により一層つながっている。また、パスポート発給事務が県から市に移譲され、横浜市センター南パスポートセンターを新設したことで、市民の利便性が向上している。

二重行政の完全な解消には特別市の実現が必要であるが、それまでの間は、**現行の地方自治制度下であっても、県と市の二重行政の弊害が解消され、市民サービスの向上につながる事務（警察事務を除く）については、適正な財源の移譲と事務配分の見直しを基本に段階的に県と協議を行い、市民にとってのメリットが実感できるように進めていく。**

県市間での協議を前提とした現行の事務処理特例制度の活用のほか、法改正等が必要な分野については、特区制度の適用や法改正の要望を国に行うことについても、国や県と協議を進めていく。

人口減少等の社会構造の変化や少子高齢化の急速な進行に伴う行政需要の急増などにより税収の伸びが県市ともに期待できないことなどから、より一層効率的かつ効果的な行財政運営が求められていることを踏まえ、横浜市域内での事業統合や効率化をモデル的に実施していくことなども県と協議を進めていく。

<協議分野例>

○子育て支援分野

私立幼稚園の設置認可など

○都市計画・土木分野

急傾斜地崩壊危険区域の指定等、一級河川（指定区間）・二級河川の管理、都市計画事業の認可など

○福祉・保健・衛生分野

医療計画の策定、新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る事務など

○安全・市民生活分野

高圧ガスの製造等の許可等（コンビナート地域に所在する事業所に限る）など

※ 令和7（2025）年4月1日の移譲を前提に神奈川県と協議中（令和4（2022）年12月現在）。

○ 横浜市神奈川県調整会議の開催状況

開催日	協議事項	結果概要
第1回 平成29（2017）年 3月30日	・大都市行政について ・県市の協調連携について	・パスポートの発給事務について、早急に権限移譲に向けて検討を開始することを合意
第2回 令和2（2020）年 11月16日 ※川崎市と合同開催	・大都市行政について	・高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意 ・崖地の安全対策として、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務の権限移譲について、住民目線に立って、今後協議を進めていくことを確認

(2) 区行政の強化に向けた取組

第30次地制調答申では、現行の指定都市制度においては、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割の拡充、区単位の行政運営の強化、区単位の議会活動の推進を検討すべきであるとしている。

区の役割の拡充については、横浜市は、昭和52(1977)年度に福祉事務所を区役所に編入し、その後も保健所、市立保育所、土木事務所などの編入等を行い、区役所が「地域の総合行政機関」として、市民への幅広いサービス提供を推進するとともに、「地域協働の総合支援拠点」として、参加と協働による地域自治が進むよう、地域に寄り添い課題解決を進める地域支援の取組を強化してきた。

また、規則等によって、市長の事務の一部を区長、福祉保健センター長、土木事務所長等に委任し、また、区の裁量で使途が決められる予算制度(個性ある区づくり推進費)や区長が自律的に組織機構の組み換えを行うことができる制度等を導入し、区における課題の解決に取り組んでいる。

現在、平成26(2014)年度の地方自治法改正により新たに規定された「総合区制度」を導入している指定都市はないが、横浜市においては、特別市の実現に向けたプロセスとして、総合区制度の検討も含め、行政区の更なる見直し・強化(区長権限や区予算の拡充、議会の区行政に対するチェック機能の強化、住民参画の仕組みの構築など)を進めていく。

なお、第30次地制調答申において、「区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用すべき」とされているが、市内内の地域自治に関することについては、横浜市の各地域における実情に応じ進めていくことが必要である。

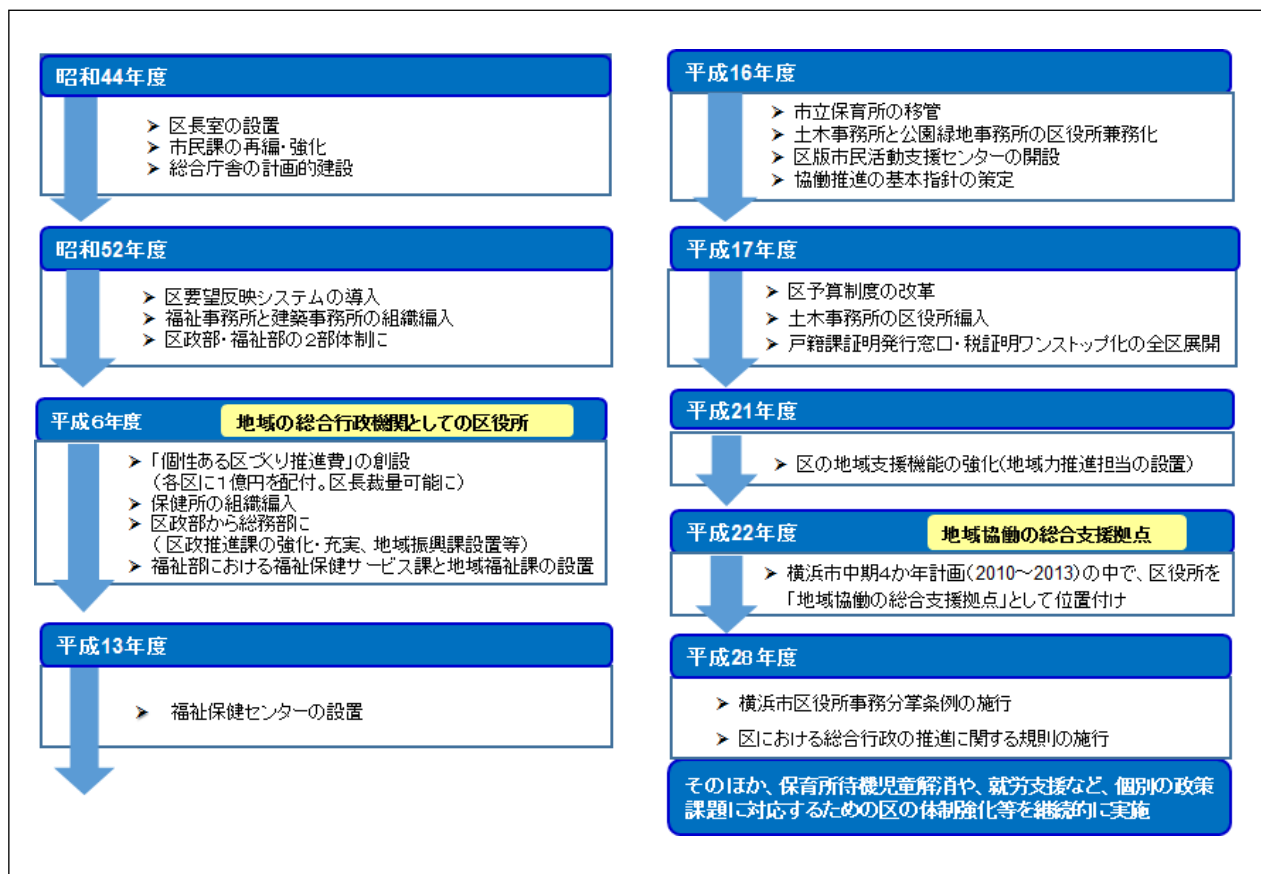
横浜市では既に各区において、地域力推進担当や、地区担当等で構成する「地域と向き合う体制」を設置し、地域の実情に応じて地域課題の解決に関する様々な取組を行っていることから、それらの取組を生かすことができる仕組みを検討していく。

○ 総合区と区と比較

	総合区	区	(参考)東京都の特別区
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織	特別地方公共団体
2 法人格	なし	なし	あり
3 長	総合区長	区長	特別区の区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	特別区の政策・企画の立案 市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、一 部の事務は都が処理)
権限	職員任命権 予算意見具申権	—	職員任命権 予算編成権 条例提案権 等
身分	特別職	一般職	特別職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命	公選
任期	4年	—	4年
市長との 関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	—
リコール	あり	なし	あり
4 議会	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	あり

出典：総務省ホームページ

○ 横浜市の区の機能強化の取組



(3) 県内市町村等との協議による取組

大都市が中枢都市として圏域をより一層けん引するためには、隣接自治体との関係は重要である。横浜市では、基礎自治体間での広域的な課題解決を進めるため、水平的・対等な連携の構築を目指し、平成 23（2011）年 12 月に横浜市及び隣接 7 市による「8 市連携市長会議」を開催して以来、事務レベルで連携に向けた協議を行い、複数都市間での連携や地域レベルでの連携を進めてきた。

平成 30（2018）年 7 月に 2 回目を開催し、2040 年頃の課題を見据え、8 市の持続可能な成長発展に向けて更に連携を進めることなど、今後の 8 市連携による取組について確認している。さらに、令和 3（2021）年 5 月に 3 回目、令和 4（2022）年 7 月に 4 回目の市長会議を開催し、自治体間の連携につながる施策の検討に合意した。

また、8 市連携による取組のみならず、県内市町村との意見交換等も積極的に行っていく。

<連携・協力の事例>（8 市連携市長会議での合意事項から）

- 8 市の広域連携に係る調査
 - 広域連携に係る若手職員勉強会の開催
 - 専門人材の育成・確保（再任用終了後の人材活用、合同研修の実施等）
 - プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動
 - 自治体間の連携につながる施策の検討（高齢化やインフラの老朽化をはじめとした 2040 年頃に顕在化する課題について、中長期的な取組を視野に研究・検討）
- など

2 特別市の立法化に向けた取組

(1) 大都市制度の選択肢としての特別市の立法化の必要性

現在の指定都市制度が抱える二重行政の課題を完全に解消する方法としては、「大都市地域特別区設置法」に基づき、指定都市を廃止し、特別区に再編し、道府県に広域的な事務・権限等を一元化する制度が存在するが、横浜市は、「第4 横浜市が目指す特別市制度」で述べたとおり、同法による特別区の設置は目指さない。

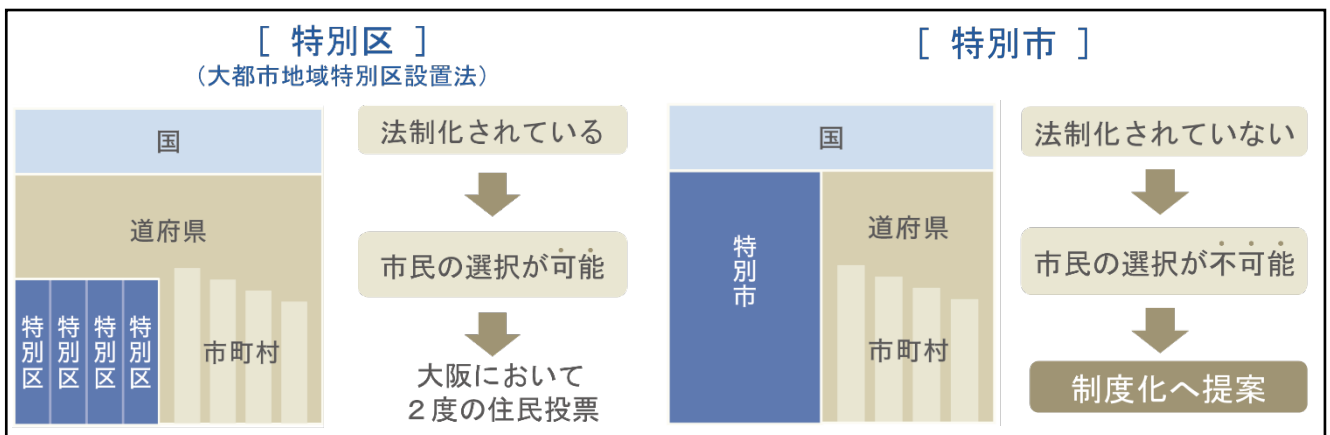
国においては、二重行政を完全に解消するため、「大都市地域特別区設置法」に基づく特別区設置以外の選択肢である特別市の実現を可能とするための立法化を速やかに進め、指定都市がそれぞれの地域の実情に応じた地方自治制度を選択できるようにすべきである。

具体的には、昭和22(1947)年の地方自治法制定当初に規定され、現在は「削除」されている「特別市制度」を参考とした地方自治法の改正とともに、「大都市地域特別区設置法」の対案として、第30次地制調答申で示されたとおり同法の対象区域と同様に人口200万人以上とするなど一定以上の人口の指定都市等を対象とした、特別市の設置を可能とする特例法（「大都市地域特別市設置法（仮称）」）、さらに平成24(2012)年に議員立法により提案された「大都市制度提案法案」等を参考に、特別市の立法化や道府県の事務・権限及び税財源を移譲することを可能とする手続法など様々な手法が考えられる。

これらの法案の国会への提出方法としては、内閣からの提案によるもの（閣法）、あるいは、国会議員からの提案によるもの（議員立法）が考えられる。

今後、特別市の立法化の実現に向けて、これらの手法を組み合わせることも含めて検討し、国や国会議員に対し、具体的な法制案の提案を行っていく。

○ 大都市地域特別区設置法と特別市の仕組み（再掲）



○ 指定都市制度の創設時に廃止された特別市制度の概要

特別市(1947(昭和22)～1956(昭和31))

※ 特別市の指定は行われず、制度は廃止(制度制定時には京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の指定が見込まれていた)

特別市の特徴

対象となる市	人口50万以上の市で法律で個々に指定するもの※1
都道府県との関係	都道府県の区域外
特例の内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">法律の適用関係の特例</div> <ul style="list-style-type: none"> ・法律に特別の定め※2があるものを除くほか、都道府県に関する規定を適用 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">組織の特例</div> <ul style="list-style-type: none"> ・区の設定 ・区は法人格を有しない ・区長は公選 ・区に議会は置かれない

※1 この法律は、地方自治特別法となり、関係自治体の住民投票が必要とされていた。

※2 「特別の定め」

- ・議会の議員の定数に関する規定
- ・助役・収入役等の選任の方法、職務権限 など

出典：第30次地方制度調査会第3回総会資料（平成24年1月）

○ 地方自治法 ※昭和31年改正前の規定（特別市の規定）

第3編 特別地方公共団体
第1章 特別市

第264条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基づく政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

2 第2条第3項及び第6項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第265条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口50万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

3 特別市の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の区域に市町村若しくは特別区の区域又は所属未定地を編入する場合においては、関係地方公共団体の議会の議決を経て内閣総理大臣がこれを定める。

4 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは予めその意見を聴かなければならない。

5 第3項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、この場合にこれを準用する。

6 第2項の規定により特別市の指定があつたとき又は第3項但書の規定により境界の変更があつたときは、都道府県の境界は、自ら変更する。

7 第3項又は前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。

8 第4項の意見又は前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

9 第2項の法律は、第261条及び第262条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付きなければならない。

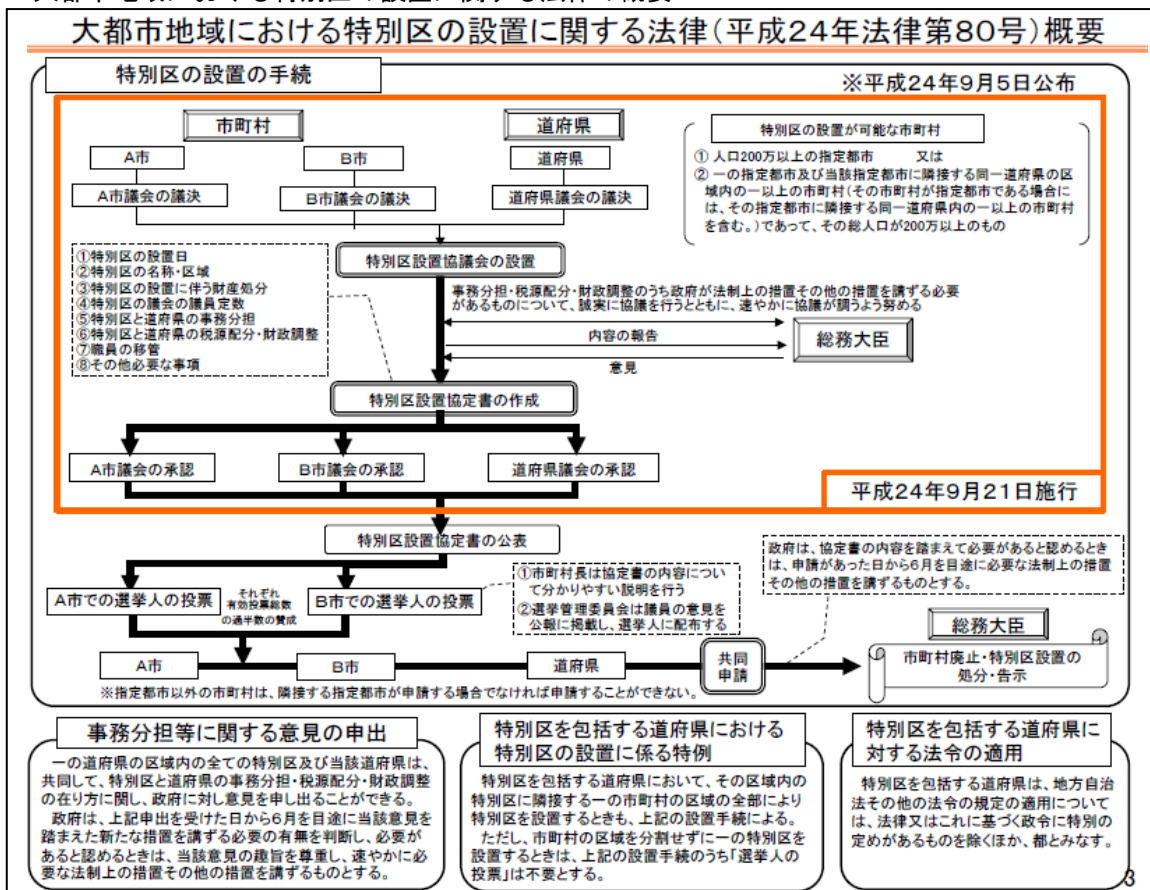
第266条 第9条の規定は特別市と市町村又は特別区との境界に関し争論がある場合に、第9条の2の規定はその境界が判明でない場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第267条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第268条 特別市に市長及び助役を置く。但し、条例で助役を置かないことができる。

- 2 助役の定数は、条例でこれを定める。
 - 3 特別市の市長は、当該特別市の事務並びに法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務及び政令で特別の定をするものを除く外、従来法律又はこれに基づく政令により都道府県知事及び市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及び執行する。
- 第 269 条 特別市に収入役 1 人を置く。
- 2 特別市は、条例で副収入役を置くことができる。
 - 3 副収入役の定数は、条例でこれを定める。
- 第 270 条 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。
- 2 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。
 - 3 行政区の事務所又は支所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
 - 4 第 4 条第 2 項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。
- 第 271 条 行政区に区長及び区助役 1 人を置く。
- 2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。
 - 3 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
 - 4 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理する。
 - 5 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。
- 第 272 条 行政区に区収入役 1 人を置く。
- 2 区収入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
 - 3 特別市の市長、助役、収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区収入役となることができない。
 - 4 区収入役は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。
- 第 273 条 区収入役は、特別市の収入役の命を受け、特別市の出納その他の会計事務並びに特別市の市長及び区長その他特別市の吏員並びに特別市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会、監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員及び行政区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。
- 2 特別市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨を告示しなければならない。
 - 3 前項に定めるものを除く外、区収入役の権限に関しては、市の収入役に関する規定を準用する。
- 第 274 条 行政区に区出納員を置くことができる。
- 2 区出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
 - 3 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。
- 第 275 条 前 4 条に定める者を除く外、行政区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、特別市の市長がこれを任免する。
- 2 前項の職員は、特別市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職の定数については、この限りではない。
 - 3 第 1 項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。
 - 4 区長は、その権限に属する事務の一部を第 1 項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。
- 第 276 条 行政区に選挙管理委員会を置く。
- 2 前項の選挙管理委員会に関しては、第 2 編第 7 章第 3 節中市の選挙管理委員会に関する規定を準用する。
- 第 277 条 第 13 条、第 86 条第 1 項、第 88 条第 1 項、第 91 条第 1 項乃至第 3 項、第 145 条、第 152 条、第 160 条、第 162 条乃至第 167 条、第 168 条第 6 項及び第 7 項、第 169 条乃至第 171 条、第 180 条の 4 第 4 項、第 202 条の 2 第 3 項、第 7 項及び第 8 項、第 209 条、第 218 条、第 221 条、第 224 条、第 232 条、第 242 条第 1 項並びに第 260 条中市に関する規定は、これを特別市に適用する。
- 第 278 条 この法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、第 2 編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用する。
- 第 279 条 削除
- 第 280 条 この法律に規定するものを除く外、特別市に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律の概要



出典：第30次地方制度調査会第20回専門小委員会資料（平成24年9月）

○ 大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案（第180回衆第36号）

(目的)

第1条 この法律は、大都市制度に関する提案に係る手続について定めることにより、地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度を構築することを目的とする。

(大都市制度に関する提案に係る手続)

第2条 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区及びこれを包括する都道府県は、共同して、内閣総理大臣に対し、指定都市又は特別区とこれを包括する都道府県の関係に係る制度に関し政府が講ずべき措置に関する提案をすることができる。

2 前項の提案については、当該指定都市又は特別区及び都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項の提案を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに地方制度調査会に諮問するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度を構築するため、大都市制度に関する提案に係る手続について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 指定都市市長会による特別市の法制化案

指定都市市長会では、令和2（2020）年11月に設置された「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、大都市が地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できるようにするため、多様な大都市制度の早期実現に向けた議論が行われた。令和3（2021）年11月には、「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」が取りまとめられ、特別市の法制化案を提示した。

当報告書では、制度の規定の方法について、特別市は現在の地方自治法に類似の制度がないため、昭和31年まで地方自治法上に存在していた特別市制度の規定を参考に、地方自治法に特別市の性格、事務等の定義等を新たに規定する形とし、特別市の法的位置付けを整理した。

○ 特別市の法的位置付け（指定都市市長会案）

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う
税財源の調整	区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

また、指定都市市長会は、特別市への移行手続について、近年の地方統治機構変更に関する事例を参考に2つの案を「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」において提示した。1つは、地方発意による都道府県の廃置分合について規定した「地方自治法第6条の2」を参考とした手続で、もう1つは、「大都市地域特別区設置法」を参考とした手続である。なお、当報告書では、住民投票の考え方について、特別市は指定都市が解体されるものではなく、地域住民への影響は特別区設置よりも小さいこと、また住民代表である議会の議決を経ることを踏まえ、住民投票は制度化せず、地域の実情に応じ任意で実施することと整理した。

これらを踏まえ、指定都市市長会は当報告書において、地方自治法改正案及び移行手続に関する特別法案の概要骨子案について整理した。

○ 移行手続の手法案の整理（指定都市市長会案）

	移行手続き案① (地方自治法に規定)	移行手続き案② (別途特別法に規定)
手法案	関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める	大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考に別に移行手続法を定める
参考法令	地方自治法第6条の2 (平成16年施行)	大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成25年施行)
発意の主体	道府県と指定都市の共同申請	
意思決定の方法	市議会・道府県議会の議決 国会の承認	市議会・道府県議会の議決 総務大臣の処分
住民投票の考え方	移行にあたって住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、 住民投票は制度化しない 。(地域の実情に応じ任意で実施)	
共同申請に向けた道府県と指定都市の調整の仕組み	『地方自治法第252条の21の2に基づく指定都市都道府県調整会議に準じた仕組み』や『地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置に準じた仕組み』を参考として、道府県との調整の仕組みを設ける。	

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

○ 移行手続の手法案の整理（指定都市市長会案）

【法概要骨子（移行手続案①）】

地方自治法第三編特別地方公共団体に以下を第五章として加える。

（特別自治市の事務及び性格）

- ①特別自治市は、基礎的な地方公共団体として、市及び市内における都道府県に属する事務(ただし、市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。)、その他その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。
- ②圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担うものとする。
- ③特別自治市は都道府県の区域外とする。

（特別自治市の移行手続）

- ①特別自治市は、道府県及び指定都市からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定める。
- ②前項の申請については、道府県及び指定都市はあらかじめ当該道府県及び市の議会の議決を経なければならない。
- ③第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。
- ④特別自治市の指定があった際は、都道府県の区域も自ずから変更する。

（特別自治市の住民）

特別自治市の区域内に住所を有する者は、当該特別自治市の住民とする。

（特別自治市の長、補助機関）

特別自治市に市長及び副市長を置く。

（行政区の設置）

- ①特別自治市の市長の権限を分掌させるため、条例でその区域を分けて行政区を設け、その事務所を置く。なお、特別自治市は行政区において住民自治機能の強化に努める。
- ②行政区の事務所の長として区長を置く。
- ③行政区には選挙管理委員会を置く。

（都道府県・市に適用される規定の準用）

- ①この法律又はこれに基づく法令に特別の定めがあるものを除くほか、第2編中都道府県に関する規定及び、市に関する規定は特別自治市にこれを適用する。
- ②ただし、第5条第2項、第8条の2（以下略）中市に関する規定、第19条中都道府県に関する規定はこれを適用しない。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

【法概要骨子（移行手続案②（特別法部分））】

移行手続案①の地方自治法改正案の移行手続部分「別に法律で定める」とし、「大都市地域における特別自治市への指定に関する法律案（仮称）」を定める。

（目的）
特別自治市に移行するための手続について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設ける。

（対象（以下、「関係市町村」という））

(1)指定都市

(2)一の指定都市及び当該指定都市と同一の圏域を形成する同一道府県の区域内の一以上の市町村

（特別自治市移行協議会の設置）

特別自治市への移行を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十二条の二の二第一項の規定により、特別自治市への移行に関する協定書（以下「特別自治市移行協定書」という。）の作成その他特別自治市への移行に関する協議を行う協議会（以下「特別自治市移行協議会」という。）を置く。

（特別自治市移行協定書の作成）

①特別自治市移行協定書は、特別自治市への移行について必要な事項について、作成するものとする。

②特別自治市移行協議会は、特別自治市移行協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。

③総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別自治市移行協定書の内容について検討し、特別自治市移行協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県に意見を述べるものとする。

（特別自治市移行協定書についての議会の承認）

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別自治市設置協定書の送付を受けたときは、前条第三項の意見を添えて、当該特別自治市移行協定書を速やかにそれぞれの議会の付議して、その承認を求めなければならない。

（特別自治市の指定の申請）

関係市町村及び関係道府県は、特別自治市移行協定書についてそれぞれの議会の承認を得たときは、共同して、総務大臣に対し、特別自治市の指定を申請することができる。

（特別自治市の指定の処分）

①特別自治市の指定は、前条の規定による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。

②第一項の規定による処分があった際は、都道府県の境界は自ずから変更する。

③政府は、前条の規定による申請があった場合において、特別自治市移行協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があった日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

3 特別市実現までの対処策

特別市の立法化までの期間、あるいは、立法化が実現しても、横浜特別市の実現には、国や県との協議などの手続に一定期間を要することも想定されることから、その間においては、**税財源の移譲などの財源確保を前提に、警察事務以外の県の事務・権限の移譲を特例的に実現させていく**。その際、市内の県有施設等（県立高校、県立病院等）については、現行サービスを低下させないよう、十分な配慮が必要である。

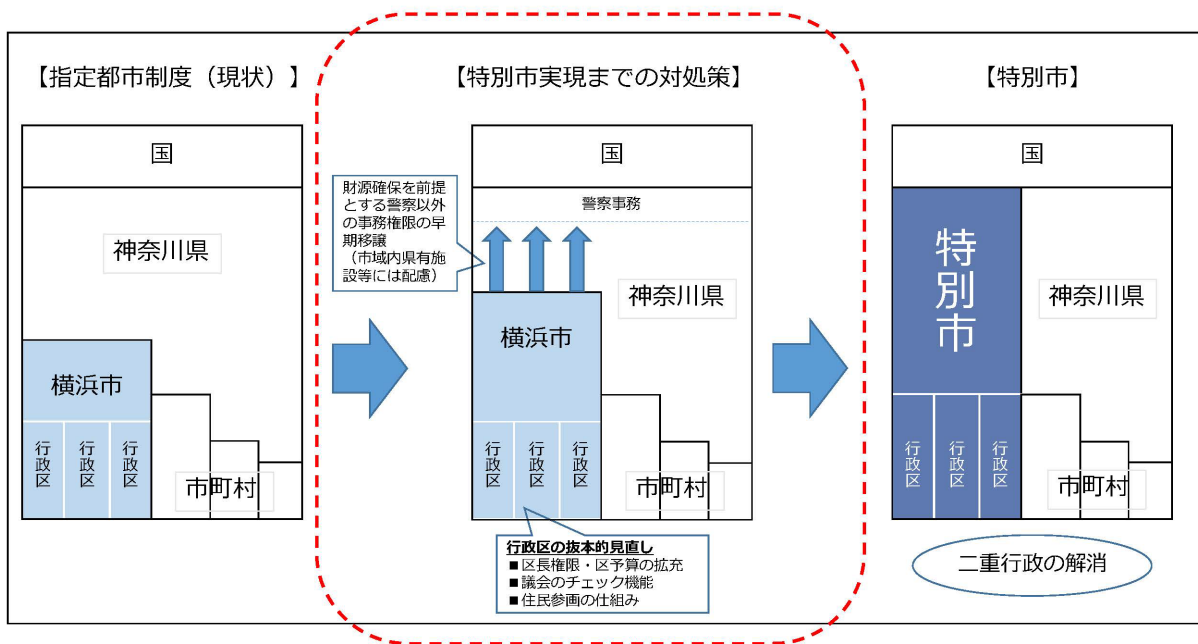
併せて、円滑に特別市へ移行するため、県とも情報交換・意見交換の場を設けていく。

さらに、横浜市は、現行制度の中で行政区の機能強化を他の指定都市に先んじて進めているが、**警察事務以外の事務・権限の移譲と財源の確保に合わせ、総合区制度の検討を行うなど特別市制度における行政区の抜本的見直し（区長権限や区予算の拡充、議会による区行政のチェック機能強化、住民参画の仕組みの構築など）を先行して進め、特別市における行政区の姿を示していく**。

現在、国を挙げて推進している行政のデジタル化により、各種申請や届出など定型的な行政サービスの効率化が期待され、区役所の機能が大きく変化する可能性もある。行政のデジタル化が進展しても、複雑化・深刻化が進む地域課題を解決していくためには、区役所と地域住民との協働がますます重要になることから、区役所の地域支援機能のさらなる強化も併せて検討していく。

横浜市では、地域のプラットフォームとして、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種ボランティアグループといった様々な団体がつながりを形成し、地域住民の具体的な状況などの情報等を踏まえた地域支援に取り組んでいる。今後の人口減少・超高齢社会においても、地域における様々な団体の力を維持するために、第32次地方制度調査会で提案された「公共私の連携」をより一層進めていく。

○ 横浜市が目指す大都市制度の姿

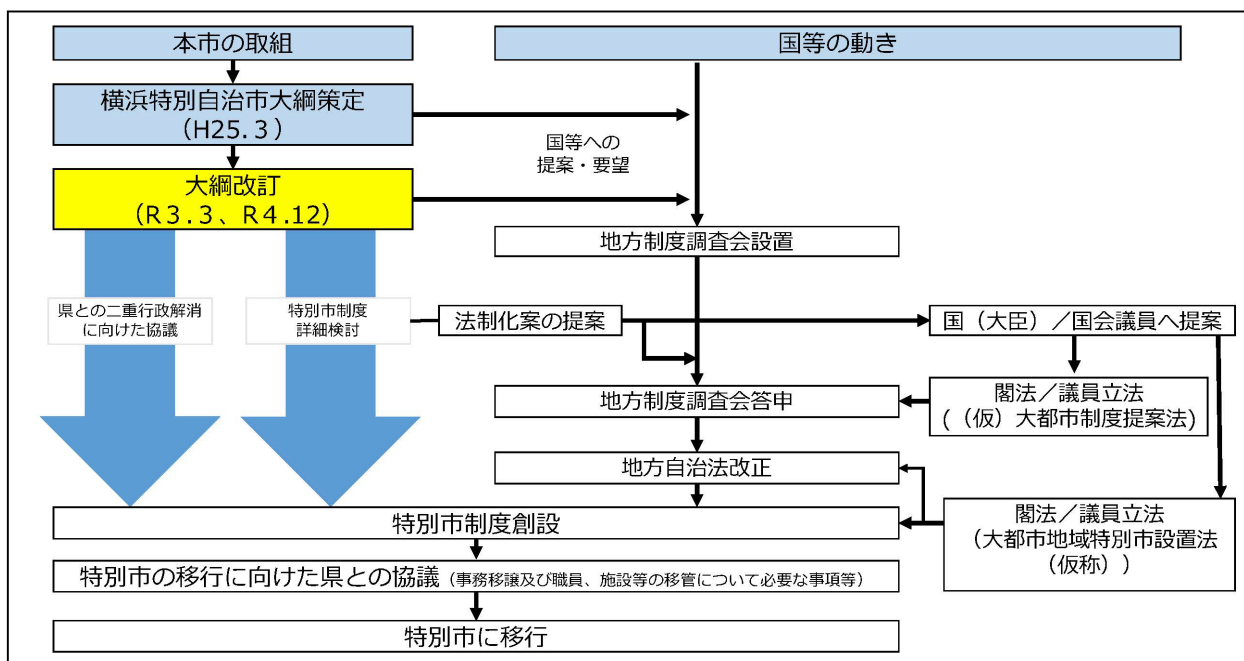


4 今後の進め方

大都市制度改革は、国の経済成長に不可欠であることから、特別市の法制化に向けては、国会での議論が加速するよう、本大綱に基づき、市長と市会が一体となって、国や政党に提案・要望を行っていく。また、他の指定都市とも連携・協調しながら、国への働きかけを更に強化していく。

併せて、市民・県・県内市町村・経済団体等との意見交換や二重行政の解消に向けた県との協議も進める。

<横浜特別市制度創設に向けたこれまでの取組と今後の流れ>



さらに、特別市制度について市民等の理解を得るため、市民向け講演会の開催や広報冊子の発行等により、**横浜市が目指す特別市制度の内容、必要性、メリットなどを分かりやすく伝えていく取組を引き続き実施**していく。併せて、本大綱に基づき、特別市のより詳細な制度設計や法制化案などを作成していく。

なお、今後、国において新たな地方自治の仕組みとして、道州制の議論が再び行われることも想定される。道州制に関連した大都市の位置付けについては、本市が公表した「新たな大都市制度創設の基本的考え方」（平成 22 年 5 月）において、「現在の府県制度や将来的な道州制などどのような制度下にあっても、原則として、大都市は、地方の事務をすべて担う、広域自治体の区域から独立した特別な市」とするとしている。

市町村合併の進展など基礎自治体の規模・能力の拡大や、都道府県の区域を越える広域的課題の増大により、市町村に対する広域・補完・連絡調整機能を担ってきた広域自治体としての都道府県の役割も含め、地方自治の枠組みのあり方が問われる中で、**道州制は新たな国のかたちとしての選択肢の一つではある**。しかし、**道州制における基礎自治体や大都市のあり方については、これまで必ずしも十分な議論がされていないことから、道州制における特別市のあり方については、今後、国における検討状況等を注視しながら検討するものとする**。

《参考》

1 大都市制度改革の経緯と横浜市の取組

明治 22 (1889) 年	4 月	横浜市市制施行
大正 11 (1922) 年	3 月	六大都市行政監督ニ関スル法律公布（東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の 6 市において、一部事務で府県知事の許認可が不要に）
昭和 2 (1927) 年	10 月	横浜市区制施行
昭和 14 (1939) 年	4 月	横浜市第 6 次市域拡張でほぼ現在の市域に
昭和 22 (1947) 年	5 月	地方自治法施行（特別市制度創設）
昭和 31 (1956) 年	6 月	地方自治法改正（特別市制度廃止・指定都市制度創設）
	9 月	横浜、名古屋、京都、大阪、神戸市が指定都市に移行
昭和 48 (1973) 年	12 月	「横浜市総合計画 1985」で大都市行財政制度の確立を明記
昭和 63 (1988) 年	11 月	横浜市が主導し、指定都市 11 市で、「市民の暮らしから明日の都市を考える懇談会（明日都市懇）」発足
平成 3 (1991) 年	5 月	明日都市懇報告書（憲章都市制度など）
平成 21 (2009) 年	1 月	横浜市大都市制度検討委員会「新たな大都市制度の創設」発表
	2 月	横浜・大阪・名古屋 3 市による大都市制度構想研究会「日本をけん引する大都市－『都市州』創設による構造改革構想」発表
平成 22 (2010) 年	5 月	横浜人会「大都市行財政制度特別委員会報告書」（調査研究テーマ「新たな大都市制度の創設について」）公表 横浜市「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」策定
平成 23 (2011) 年	2 月	指定都市市長会「特別自治市構想」発表 横浜人会「大都市行財政制度特別委員会報告書」（調査研究テーマ「水平的、対等な連携協力の可能性について」）公表
	8 月	第 30 次地方制度調査会設置（我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方等が諮問事項に。横浜市長が臨時委員に就任）
	12 月	横浜人会「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」 8 市連携市長会議設置
平成 24 (2012) 年	3 月	横浜市大都市自治研究会第 1 次提言発表
	5 月	横浜人会「大都市行財政制度特別委員会報告書」（調査研究テーマ「新たな大都市制度における都市内分権について」）公表
	6 月	横浜市「横浜特別自治市大綱素案（骨子）」策定
平成 25 (2013) 年	3 月	横浜市「横浜特別自治市大綱」策定
	4 月	指定都市 7 市による大都市制度共同研究会「『特別自治市』の早期実現に向けて」発表
	6 月	第 30 次地方制度調査会「大都市制度改革及び基礎自治体の行政サ

		ービス提供体制に関する答申
平成 26 (2014) 年	10 月	横浜市大都市自治研究会 (第 2 次) 設置 (横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方について諮問)
	5 月	地方自治法の一部を改正する法律成立 (区役所事務分掌条例、総合区制度、指定都市都道府県調整会議の設置)
平成 27 (2015) 年		第 4 次地方分権一括法成立 (県費負担教職員の給与負担・定数や学級編制基準の決定、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) に関する都市計画の決定等の移譲)
	6 月	横浜市『特別自治市』制度における区のあり方 (基本的方向性) 発表
平成 28 (2016) 年	4 月	横浜市区役所事務分掌条例施行、横浜市神奈川県調整会議設置
	10 月	横浜市大都市自治研究会 (第 2 次) 「第 2 次 横浜市大都市自治研究会答申」
平成 29 (2017) 年	4 月	第 7 次地方分権一括法成立 (幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の移譲)
	5 月	大阪市において、「大阪都構想」の実現に向けた住民投票実施
平成 30 (2018) 年	3 月	横浜市大都市自治研究会 (第 3 次) 設置 (特別自治市の制度設計のあり方について諮問)
	4 月	県費負担教職員の給与負担事務移譲に伴う税源移譲 (道府県から指定都市へ個人住民税所得割の標準税率 2 % が移譲)
平成 31 (2019) 年	6 月	改正災害救助法成立
	4 月	改正災害救助法に基づき、横浜市が救助実施市に指定
令和 2 (2020) 年	11 月	大阪市において、「大阪都構想」の実現に向けた 2 度目の住民投票実施
	12 月	横浜市大都市自治研究会 (第 3 次) 「第 3 次 横浜市大都市自治研究会答申」
令和 3 (2021) 年	3 月	横浜市「横浜特別自治市大綱」改訂
	6 月	横浜市会「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」
令和 4 (2022) 年	11 月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告書
	2 月	横浜市会「『特別自治市』の早期実現に関する決議」
	3 月	神奈川県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解について」発表
	5 月	「第 44 回 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」開催
	7 月	「第 54 回指定都市市長会議」開催 (「特別自治市」の通称として「特別市」を使用することが決定)
		横浜市・川崎市・相模原市「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」発表
	11 月	横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」

2 横浜市会の取組

(1) 「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」(平成 23 年 12 月)

新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議

横浜市は 1859 年の開港以来、国際都市として日本の近代化を牽引するとともに、貿易立国日本の物流や生産の拠点として日本経済の発展を支え、現在 369 万人の人口を擁する日本有数の大都市として、港湾、道路、地下鉄、上下水道などの都市インフラの整備を行い、基礎自治体の機能のほかに圏域の中核都市として広域的な機能もあわせ持っている。

我が国は東日本大震災の影響から一刻も早く立ち上がらなければならない状況にあり、加えて、経済活性化、環境問題やグローバル化への対応などの課題にスピード感を持って果敢に挑戦するために、本市のような大都市がダイナミックな経済活動を生み出す役割を果たすことが求められている。

大都市がさらにその能力を十分に発揮できるよう新たな大都市制度を創設することは、横浜市のような大都市のためだけではなく、日本という国のあり方を示すことにつながるものである。

しかし、現在の指定都市制度では、日本の成長を牽引する都市力を有する横浜市のような大都市であっても基本的には一般市と同じ枠組みの中で一部特例的な扱いをされているにすぎず、指定都市は府県にかわって多くの事務を行っているにもかかわらず、それに対して必要な財源も措置されていない。さらに、大都市は、市民・地域ニーズに的確に対応する行政サービスのきめ細やかな提供や、市民参加、協働による市政運営の推進が課題となっている。

このような問題を解消し、また、多様な行政ニーズに対応しながら大都市が総合的、自立的に行政運営を行い、さまざまな行政課題を迅速に、効率的に解決することができるよう地方分権を進めていくことが、横浜市が目指す新たな大都市制度の目的である。

よって、横浜市議会は、大都市の規模や歴史、都市圏域での役割を踏まえた新たな大都市制度である「特別自治市」の創設を強く要望する。

以上、決議する。

平成 23 年 12 月 16 日

横浜市議会

(2) 「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」(令和3年6月)

特別自治市制度の早期実現を求める意見書

現行の指定都市制度は、65年前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化など課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に
対応できる制度になっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割な
ど、それぞれが異なる特性を持っており、各指定都市においても、その地域にふさわしい多様な大
都市制度の実現を目指した取組を行っている。

平成24年には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、二度の住民投票が
実施された一方で、従来から横浜市が提案している「特別自治市」制度については、法制度化がな
されておらず、地域の実情に応じた大都市制度とはなっていない。

大都市制度についての検討がなされた第30次地方制度調査会においては、「特別市(仮称)」の検討
には意義があるとされた一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく
必要があるとされた。

このような中で、横浜市は、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」(平成25年3月策定)を改訂
し、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を示したところ
である。

特別自治市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力を強化するととも
に、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものである。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長
力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別自治市制度の早期
実現に取り組むべきである。

よって、国におかれては、第30次地方制度調査会から示された課題に対する横浜市の考えも踏ま
え、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、速やかに特別自治市の制度化に向けた
議論を加速化させることを強く要望する。

これに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策、地方創生)

宛て

横浜市会議長
清水富雄

(3) 「『特別自治市』の早期実現に関する決議」(令和4年2月)

「特別自治市」の早期実現に関する決議

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、大きな課題を抱えており、大都市がその潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置づけがなされていない。

377万市民を擁する大都市横浜が、持続可能な都市運営を進め、日本経済の成長を牽引していくためには、大都市制度の抜本的な改革が必要である。

本市では、平成25年3月に、市会における議論を経て、新たな大都市制度である特別自治市の基本的考え方を取りまとめた「横浜特別自治市大綱」を策定した。令和3年3月には、「横浜特別自治市大綱」を8年ぶりに改訂し、特別自治市実現のための立法化や具体的なプロセスを明確にするとともに、第30次地方制度調査会で指摘された特別自治市について検討すべき課題について、本市の考え方を提示した。

さらに、令和3年11月10日に、本市をはじめ16市の指定都市市長が参加する指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が特別市制度の法制化案や実現に向けての機運醸成などを盛り込んだ最終報告書をまとめた。

また、全国市議会議長会指定都市協議会においても、令和3年11月10日に「多様な大都市制度の早期実現」について国等に要望を行っている。

一方、神奈川県においては、特別自治市制度の課題も含め県と指定都市のあり方や広域自治体の役割について検討するため、令和3年6月に有識者で構成される「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」が設置され、同年11月26日に県知事に方向書が手交された。

これまでも横浜市会では、平成23年12月16日に、特別自治市創設を強く要望する新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議を議決するとともに、令和3年6月4日には、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるように要望する「特別自治市の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や総理大臣等に提出している。

よって、横浜市会は、本市を取り巻く各方面において大都市制度改革の議論が盛んになっている今、改めて、国等において、速やかに特別自治市の制度化に向けた議論を始めるなど特別自治市の早期実現に向けた取組を加速化させることを強く要望する。

以上、決議する。

令和4年2月18日

横浜市会

(4) 「特別市の法制化に関する要望書」 (令和4年11月)

特別市の法制化に関する要望書

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、半世紀以上に渡り、地方制度の調査とその改善促進を目指すとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていくこと等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成28年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、地域の実情に応じた大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、横浜市を取り巻く各方面において大都市制度改革の議論が盛んになっている時期を捉え、改めて、国等において、速やかに特別市の制度化に向けた議論を始めるなど、特別市の早期実現に向けた取組を加速化させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決したところです。

特別市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の早期実現に取り組むべきです。

特別市の実現に向けては、国会において立法化されることが必要です。ついては、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和4年11月9日

内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 寺田稔様
内閣官房長官 松野博一様
内閣府特命担当大臣 岡田直樹様
(沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クールジャパン戦略、アイヌ施策)
衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
衆議院総務委員長 浮島智子様
参議院総務委員長 河野義博様

横浜市会議長

清水富雄

特別市の法制化に関する要望

1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年余りが経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がその能力を十分に発揮できる制度的な位置づけがなされていない。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として特別市の法制化を早期に実現すること。

2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

これを受け、横浜市は、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」を改訂し、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示している。

しかし、第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会において大都市制度改革の実質的な議論がされてない状況である。

特別市の「さらに検討すべき課題」に対する横浜市の考え方も踏まえ、特別市の法制化に向けて、速やかに地方制度調査会における大都市制度改革の議論を進めること。

3 大都市制度に関する国の動向

(1) 大都市地域における特別区の設置に関する法律の制定

平成 24 (2012) 年 8 月 29 日、大都市地域における特別区の設置に関する法律が成立した。この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的としている。

この法律により、人口 200 万人以上の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村であって、その総人口が 200 万人以上のもの（関係市町村）について、特別区の設置が可能となった。

<特別区設置手続の概要>

ア 特別区設置協議会の設置

特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係市町村を含む道府県（関係道府県）は、特別区の区域、特別区と道府県の事務分担、税源配分及び財政調整等について、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う特別区設置協議会を置く。

特別区設置協議会の会長及び委員は、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から選任する。

イ 特別区設置協定書の作成

特別区設置協定書に、特別区と道府県の事務の分担、税源の配分及び財政の調整に関する事項のうち、政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協定書をそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

ウ 関係市町村における選挙人の投票

特別区の設置については、関係市町村の選挙人の投票に付し、有効投票総数の過半数の賛成があったときは、関係市町村及び都道府県が共同して、総務大臣に対して申請することができる。総務大臣は申請に基づき、特別区の設置を定めることができる。

(2) 第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 (2013) 年 6 月）

第 30 次地方制度調査会は、「議会のあり方を始めとする住民自治のあり方」、「大都市制度のあり方」、「基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」を諮問事項として、平成 23 (2011) 年 8 月に設置された。

大都市のあり方については平成 24 (2012) 年 2 月から 12 月まで 21 回の専門小委員会が開催され、同年 12 月 20 日に「大都市制度についての専門小委員会中間報告」が公表され、平成 25 (2013) 年 6 月に最終的な答申が行われた。

答申では、大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題、現行の大都市等に係る制度（指定都市制度、中核市・特例市制度、都区制度）の見直し、新たな大都市制度（特別区制度の他地域への適用、特別市（仮称）、三大都市圏域の調整）等についてまとめられている。

＜大都市制度改革についての答申（概要）＞（太字横浜市）

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

- 三大都市圏は、これまで地方圏に比べて高齢化の進行が緩やかであったが、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していく。これまで地方圏が高齢化の進行に応じて徐々に対応してきた行政課題について、三大都市圏においては今後極めて短期間のうちに対策を講じる必要がある。
- 三大都市圏においては、人々を支えるコミュニティの機能が低下し、人とひととのつながりが希薄化している。暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。
- また、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかなど、社会資本整備のあり方の見直しも問われている。
- 三大都市圏や地方中枢拠点都市を核とする圏域の課題に対しては、規制等に係る個別法の見直しや、重点的な社会資本整備など様々な対策を国として戦略的に実施することが必要である。これと並んで、大都市等に関する地方自治制度のあり方を議論することが必要な時期が到来している。

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

- 指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要である。
- 事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要がある。県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。その際には、一律の税源配分の見直しのみによって個々の指定都市に新たに生じる財政負担を適切に措置することは困難であり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠である。
- 「二重行政」を解消するためには、このような事務の移譲及び税財源の配分に加え、指定都市と都道府県が公式に政策を調整する場を設置することが必要である。このため、任意事務を中心に指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化し、公の施設の適正配置や効率的・効果的な事務処理を図ることとすべきである。
- 指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。
- 区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができるとすべきである。また、区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものの管理権などを持つこととすることを検討すべきである。
- 区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている

る区の事務所の長（区長）について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する必要がある。さらに、区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用すべきである。

- 条例で、区に教育委員会や区単位の市教育委員会の事務局を置くことを可能にすることとすべきである。
- 区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。

第3 新たな大都市制度

2 特別市（仮称）

- 特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。
- また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。
- 一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。
- 特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。
- さらに、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。
- 大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある。
- まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。

3 三大都市圏域の調整

- 三大都市圏においては、社会経済的に一体性のある圏域（例えば通勤・通学10%圏）の広がりには、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えているが、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。例えば交通体系の整備や防災対策といった圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要がある。
- その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する必要がある。
- 仮に新たな枠組みを設ける場合には、圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団

体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようにすることなどについても検討する必要がある。

○ 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理事手交)の概要

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理事手交)の概要

○ 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。

○ 人口減少社会(平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測)において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。

<p>現行の大都市等に係る制度の見直し</p> <p>(指定都市制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「二重行政」の解消(都道府県から指定都市への事務移譲等) <ul style="list-style-type: none"> 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務(31事務:県費負担教職員の給与負担など)や都道府県条例で移譲実績のある事務(21事務)(重複除くと計52事務)は移譲を基本 道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の区域を超えない場合に限り等の工夫を講じて移譲できないか更に検討(例:都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限) 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要 ○ 事務移譲に伴う税財源の配分 <ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまわった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討 指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき ○ 「都市内分権」による住民自治強化(特に人口が非常に多い指定都市) <ul style="list-style-type: none"> 区の役割の拡充、区長に独自の権限(人事・予算等) 区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にすべき 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置 区に教育委員会や区単位の市教委事務局(教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関)の設置を可能にすべき 	<p>(中核市、特例市制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合(現在の特例市が少なくとも従来处理してきた事務を処理し続けることを前提) ・ 都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用 ・ 都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務の要請権限の積極的活用が必要 <p>(都区制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討 ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討
---	---

<p>新たな大都市制度</p> <p>(特別区制度の他地域への適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響が生じないように留意 ・ 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処理できるかという点に留意 ・ 税財源は、道府県・特別区の仕事の規模に応じて適切に配分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特別区の処理する事務や特別区の規模によっては、調整3税(固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税)以外の調整財源が必要となる場合があることに留意 ・ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本に検討 <p>(特別市(仮称))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義 ・ 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要 ・ まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討 <p>(三大都市圏域の調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三大都市圏において、圏域にわたる行政課題(交通体系整備、防災対策等)に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の仕組みを設けることについて引き続き検討 	<p>基礎自治体の行政サービス提供体制</p> <p>(総論)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的な合併や、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中で、各市町村が最も適したものを自ら選択できるようにする必要 <p>(「平成の合併」後の基礎自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併により、行財政の効率化、広域的なまちづくり等の成果がある一方で、専門職員の不足や行政区域の広域化等に伴う課題も存在 ・ 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要 <p>(新たな広域連携等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな広域連携制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の広域連携等を一層進めていくため、現行の一部事務組合や事務の委託等の制度のほか、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき ○ 地方圏における市町村間の広域連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方圏では、「地方中核拠点都市」(指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市)等を中心とした連携(地方中核拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置) ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進 ○ 三大都市圏の市町村における広域連携等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上ある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進 ・ 合併については、特に三大都市圏の市町村に対して、自主的な選択の尊重を前提とした上で、その成果や課題について、十分な情報提供が必要 ○ 都道府県による補完 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方中核拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、地域の実情を十分踏まえた上で、都道府県による補完も選択肢
---	---

○ 地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方自治法の一部を改正する法律の概要①
<p>地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。</p>
<h3>1. 指定都市制度の見直し</h3>
<ul style="list-style-type: none">○ 区役の拡充<ul style="list-style-type: none">・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする (第252条の20第2項関係)・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする (第252条の20の2関係)○ 指定都市都道府県調整会議の設置<ul style="list-style-type: none">・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする (第252条の21の2関係)・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする (第252条の21の3関係)
<h3>2. 中核市制度と特例市制度の統合</h3>
<ul style="list-style-type: none">・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする (第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係)

地方自治法の一部を改正する法律の概要②
<h3>3. 新たな広域連携の制度の創設</h3>
<ul style="list-style-type: none">○ 「連携協約」制度の創設<ul style="list-style-type: none">・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする (第252条の2関係)・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする (第251条の3の2、第252条の2第7項関係)○ 「事務の代替執行」制度の創設<ul style="list-style-type: none">・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする (第252条の16の2～第252条の16の4関係)
<h3>4. その他</h3>
<ul style="list-style-type: none">・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する (第260条の38、第260条の39関係)
<h3>5. 施行期日</h3>
<ul style="list-style-type: none">・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日（平成28年4月1日）、2及び4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日（平成26年11月1日）

出典：総務省ホームページ

4 指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書（「まとめ」抜粋）

（平成 27（2015）年 11 月 30 日大都市行財政制度特別委員会委員長から市会議長に報告）

第 3 まとめ

第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の一部改正は、平成 28 年 4 月に施行される。区の事務所が分掌する事務については条例で定める等の見直しが行われた同法の改正に当たって、総務大臣から各指定都市市長並びに各指定都市議会議長宛てに通知が発出され、「区の事務所が分掌する事務を定める条例については、単に現在、区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分検討した上で立案する必要があること。また、指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要である」とされた。

これを受け、横浜市会においては、議長から当委員会委員長宛てに「指定都市の区に関する事項の検討について」が発出された。

このような経過から、当委員会において検討を行ってきたところである。

今回、これまでの委員会における真摯な議論を踏まえ、本報告書のとおり、当委員会の考え方をまとめた。本報告書は、地方制度調査会における大都市制度の議論を経て、地方自治法が改正された趣旨も踏まえ、区のあり方に関して、理念も含め内容を整理したものである。

区の事務所が分掌する事務を定める条例については、今後、市民・文化観光・消防委員会での審査に場を移すこととなるが、市当局における条例案の検討並びに市民・文化観光・消防委員会における条例案の審査等に際しては、将来的な特別自治市への移行を念頭に、次の点を考慮するよう求める。

1 区役所の基本的な役割・機能について

本市の区役所のあり方としては、より一層の区役所の機能強化を図っていく必要があることから、区役所の基本的な役割・機能については次の点で整理すべきである。

- ① 住民に最も身近な総合行政機関として、区民生活に密着した行政サービスを迅速かつ的確に提供すること
- ② 地域の特性に応じた区行政を推進すること
- ③ 地域協働を総合的に支援すること

また、区長の位置づけについては、公選職ではない前提のもと、市長の指揮監督を受け、条例・規則等に基づく分掌事務を掌理することを基本に整理すべきである。

2 住民自治の強化について

区役所が把握した課題やニーズについては、区が自ら完結できないものもあるため、区と局が連携して、市として一体的に対応し、総合力を発揮していくための方策を充実させていくことが必要であることから、区長が局長や市長・副市長に対して提案や意見を述べる機会や、地域の課題をこれまで以上に解決していくことができるような仕組みを確立することが必要である。

また、区行政の推進に当たっては、区役所の分掌事務や事務権限をどのようにしていくかという課題だけでなく、二代表制を踏まえ、その事務権限等の内容に応じて区選出の市議員による民主的なチェック機能を高めるなど、住民自治の強化を進めていくことが必要である。

議会基本条例において規定している区づくり推進横浜市議員会議のあり方を含め、議会側として、区におけるガバナンスについて、検討していく必要がある。

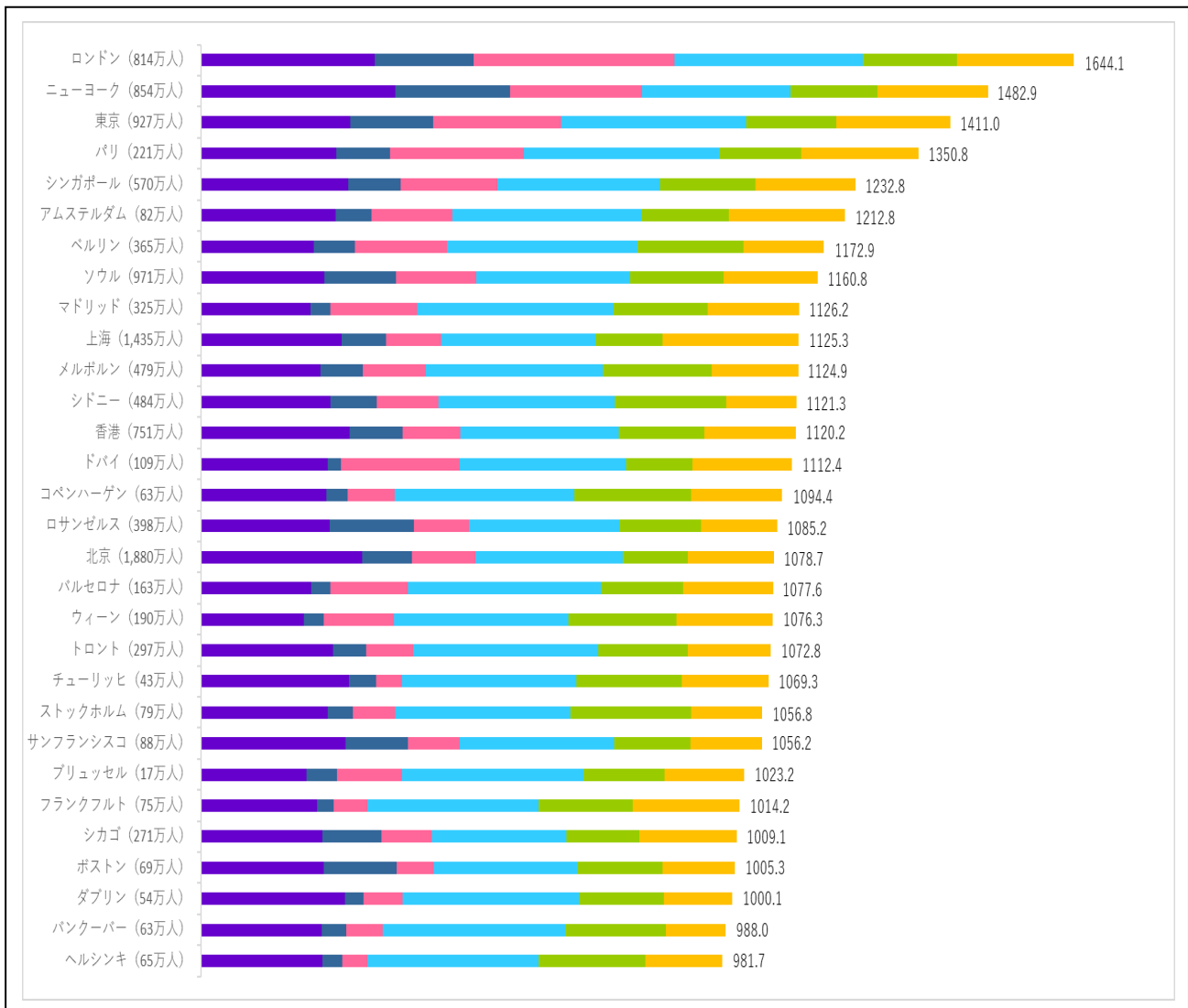
3 総合区制度について

区の事務所が分掌する事務を定める条例を制定する平成 28 年 4 月のタイミングで性急に結論を出すのではなく、総合区制度については、引き続き、議論を継続すべきである。

4 大都市制度（「特別自治市」制度）について

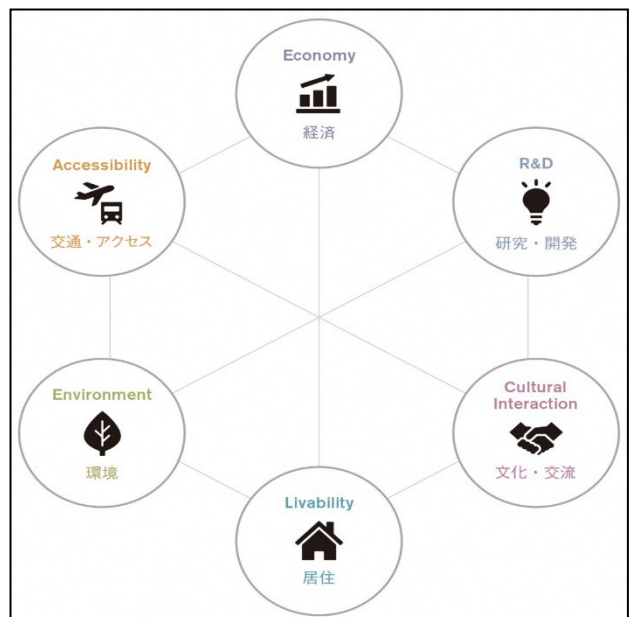
本市が目指す「特別自治市」制度については、制度の早期実現を目指し、当委員会においても継続的に議論し、実現を目指していかなければならない。

5 世界の都市の分野別総合ランキング

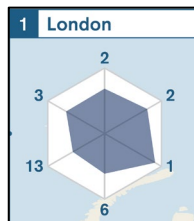


GPCI

「世界の都市総合力ランキング」(Global Power City Index, GPCI) は、国際的な都市間競争において、人や企業を惹きつける“磁力”は、その都市が有する総合的な力によって生み出されるという考えに基づき作成されたものである。GPCIでは、世界の主要都市の「総合力」を経済、研究・開発、文化・交流、居住、環境、交通・アクセスの6分野で複眼的に評価し、順位付けしている。GPCIは、順位そのものだけでなく、ランキングの構成要素を分析することで、変わりつつある世界の中で、各都市がどのような強みや弱み、課題を有しているのかを詳細に把握することができる。



出典：一般財団法人 森記念都市戦略研究所、世界の都市総合力ランキング 2021年版を基に横浜市が作成
人口データは総務省統計局「世界の統計2021」、アメリカセンサス局ホームページ、欧州連合統計局ホームページ、チューリッヒ市ホームページ、バンクーバー市ホームページから引用



6 諸外国の大都市制度

諸外国の大都市において、横浜特別市制度と同じように、市を一層制の自治体とし、区は非自治体（行政区）と位置づけている都市にはニューヨーク、パリ、ハンブルクなどがある。

ニューヨークでは、区長は直接公選であるが、区委員会（区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバー）の議長を兼ねる仕組みになっている。パリでは、区長は区議会議員の中から区議会の互選で選出されており、各区議会に当選した議員のうち名簿における上位3分の1が市議会議員を兼務している。ハンブルクでは区議会が区長を推薦し、市参事会が任命している。

また、トロントのように、複数の選挙区を区域とし、各選挙区選出の市議会議員がメンバーとなるコミュニティ・カウンシルを市議会の委員会として設置することにより、住民自治の制度的強化を行っている事例もある。

都 市	パリ (フランス)	ハンブルク (ドイツ)	ニューヨーク (アメリカ)	トロント (カナダ)	ロンドン (英国)	仁川 (韓国)
人 口	約 221 万人 (2015)	約 184 万人 (2019)	約 854 万人 (2016)	約 299 万人 (2020)	約 814 万人 (2011)	約 294 万人 (2019)
位置付け	県とコミュニティの機能を併有する、憲法上、特別な地位を有する地方自治体	都市州（州、郡・市の機能を併有）	シティとカウンティの機能を併有	広域自治体と基礎自治体が合併した団体	グレーター・ロンドン・オーソリティー（GLA） ※ロンドン全体を広域的に担う地方政府（機能は極めて限定的）	広域自治体（基礎自治体の事務の一部も処理）
長及び議会	市長（議会で互選） 議会（直接公選）	市長（議会が選出） 議会（直接公選）	市長（直接公選） 議会（直接公選）	市長（直接公選） 議会（直接公選）	市長（直接公選） 議会（直接公選）	市長（直接公選） 議会（直接公選）
区の位置付け	非自治体（20区）	非自治体（7区）	非自治体（5区）	—	基礎自治体（ロンドン区(32区)と・シティ・オブ・ロンドン）	基礎自治体（8区）
長及び議会等	○区長：区議会で互選 ○区議会：2017年に一部区議会が統合され、17議会。各区議会に当選した各党派の議員のうち、名簿における上位3分の1が市議会議員兼務	○区長：区議会が推薦し、市参事会が任命 ○区議会：直接公選	○区長：直接公選 ○区委員会：区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバーで議長は区長	○コミュニティ・カウンシル：市内を4つの区域に分け、市議会の一委員会として設置。区域内選出市議会議員がメンバー	○区長：直接公選又はリーダーと内閣制 ○区議会：直接公選	○区長：直接公選 ○区議会：直接公選

出典：第30次地方制度調査会第10回専門小委員会資料、自治体国際化協会（2020）「フランスの地方自治—平成29年（2017年）改訂版—」、自治体国際化協会（2022）「ドイツの地方自治（概要版）—2021改訂版—」、自治体国際化協会（2021）「ニューヨーク州地方政府ハンドブック（第7版）」、自治体国際化協会（2010）「巨大都市トロントの成立」、自治体国際化協会（2020）「英国の地方自治（概要版）—2019改訂版—」、自治体国際化協会（2006）「GLAの現状と展望」、自治体国際化協会（2015）「韓国の地方自治—2015年改訂版—」、総務省統計局「世界の統計2022」を基に作成

諸外国の大都市における区の比較表

	横浜市	ニューヨーク市	トロント市	パリ市	ハンブルク市
人口	約377万人（2022）	約854万人（2016）	約299万人（2020）	約221万人（2015）	約184万人（2019）
面積	約435km ²	約785km ²	約630km ²	約105km ²	約755km ²
行政区の数	18区	5区		20区	7区
市：議員数	86人	51人	25人	163人	123人
区：議員数				527人	357人
市長・市議会（選出方法、任期）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 市長 <small>公選（任期4年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市議会 <small>公選（任期4年）</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 市長 <small>公選（任期4年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市議会 <small>公選（任期4年）</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 市長 <small>公選（任期4年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市議会 <small>公選（任期4年）</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 市長 <small>議会互選（任期6年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市議会 <small>（任期6年） 区議会選挙の上位当選者が兼務</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 市長 <small>議会互選（任期5年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市議会 <small>公選（任期5年）</small> </div>
区長・区議会（選出方法、任期）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 区長 <small>非公選</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 区長 <small>公選（任期4年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 区委員会 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 区長 <small>議会互選（任期6年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 区議会 <small>公選（任期6年）</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 区長 <small>（任期6年） 区議会が推薦、市参事会が任命</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 区議会 <small>公選（任期4年）</small> </div>
区民の代表が区行政を民主的にチェックする仕組み	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 区づくり推進 横浜市会議員会議 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 当該区選出議員 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> コミュニティ委員会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 住民（半数はコミュニティ地区を代表する市議会議員から指名を受け区長により任命された者） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> コミュニティカウンスル </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 各地区選出議員 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 近隣住区評議会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 区議会議員 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">+</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 住民 市民団体 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 地域委員会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 区議会議員 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: small;"> 住民 </div>

出典：第30次地方制度調査会第10回専門小委員会資料、横浜市ホームページ、自治体国際化協会（2021）「ニューヨーク州地方政府ハンドブック（第7版）」、ニューヨーク市ホームページ、自治体国際化協会（2020）「フランスの地方自治—平成29年（2017年）改訂版—」、自治体国際化協会パリ事務所ホームページ、パリ市ホームページ、日本建築学会大会学術講演梗概集「パリにおける近隣住区評議会による都市保全に関する研究」、トロント市ホームページ、公益財団法人日本都市センター「ドイツにおける都市経営の実践」、自治体国際化協会（2022）「ドイツの地方自治（概要版）—2021改訂版—」、ハンブルク市ホームページ、総務省統計局「世界の統計2022」を基に作成

7 横浜市に移譲された主な事務権限

■法改正による事務権限の移譲

＜横浜市に移譲された主な事務権限等(平成 24 年度以降)＞

法律	主な事務権限等	施行期日
第2次地方分権一括法 (平成 23 年成立)	区域区分等に係る都市計画の決定	H24.4.1
	特定非営利活動法人の設立認証等 ※横浜市は、H22.4 に条例による事務処理の特例により県から移譲済	H24.4.1
第3次地方分権一括法 (平成 25 年成立)	市街地再開発事業における事業認可等	H26.4.1
第4次地方分権一括法 (平成 26 年成立)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定、学級編制基準の決定(税財源も移譲)	H29.4.1
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定	H27.6.4
	自家用有償旅客運送の登録・監査等 (国から希望する市町村へ移譲)	H27.4.1 (横浜市は H28.1.4 に移譲)
難病の患者に対する 医療等に関する法律 (平成 26 年成立)	都道府県が行うとされている事務を、大都市特例により指定 都市が処理 (特定医療費の支給に要する費用の支弁等)	H30.4.1
第5次地方分権一括法 (平成 27 年成立)	農地転用許可に関する事務権限 (農林水産大臣が指定した市町村への移譲)	H28.4.1 (横浜市は H28.11.1 から運用開始)
	火薬類の製造許可等	H29.4.1
	高压ガスの製造許可等	H30.4.1
第6次地方分権一括法 (平成 28 年成立)	地方版ハローワークの創設 国と地方自治体による雇用対策の一体的実施	H28.8.20
第7次地方分権一括法 (平成 29 年成立)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等 ※横浜市は H27.4 に条例による事務処理の特例により県から移譲済み	H30.4.1
災害救助法の一部を 改正する法律 (平成 30 年成立)	大規模災害時の応急救助の実施 (内閣総理大臣が指定する救助実施市への移譲)	H31.4.1 (横浜市は H31.4.1 救助実施市に 指定)
第 10 次地方分権一括法 (令和2年成立)	軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限	R4.4.1

都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
1	保育士試験・登録	児童福祉法第 18 条の 8、第 18 条の 18 等	○		
2	介護支援専門員の登録	介護保険法第 69 条の 2 等	○		
3	介護サービス事業者*の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある介護サービス事業者（全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業等のみを行う事業者を除く）	介護保険法第 115 条の 32～第 115 条の 34 等	○	○	○
4	介護サービス情報の公表	介護保険法第 115 条の 35 等	○		
5	都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第 118 条等	○		
6	国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第 17 条等			
7	市域を越え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第 30 条、第 31 条等			
8	都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第 93 条等	○		
9	指定障害福祉サービス事業者等*の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある指定障害福祉サービス事業者等（全ての事業所が一の市町村の区域内にある特定相談支援事業のみを行う事業者を除く）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 2～第 51 条の 4、第 51 条の 31～第 51 条の 33 等	○	○	○
10	都道府県障害福祉計画の策定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条等	○		
11	特別児童扶養手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 5 条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
12	都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	○		
13	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等 ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後	○	○	
14	婦人相談所の設置	売春防止法第34条等	○	○	
15	医療計画の策定	医療法第30条の4等	○		
16	病院の開設許可	医療法第7条等	○	○	○
17	地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	○		○
18	精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7等	○		
19	臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	○		
20	結核に係る定期の健康診断の実施の指示	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2等	○	○	
21	流域下水道の設置・管理 （市町村は都道府県と協議の上、設置・管理が可能）	下水道法第25条の2等			
22	浄化槽工事業者の登録	浄化槽法第21条等	○		
23	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定 （指定都市は必要な制限を付加する基準の策定が可能）	食品衛生法第51条等 （地方自治法施行令第174条の34等）	○		
24	特定毒物の製造許可	毒物及び劇物取締法第3条の2等	○	○	○

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
25	麻薬取扱者及び向精神薬取扱者（一部）の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等	○		
26	職業能力開発大学校・障害者職業能力開発校等の設置	職業能力開発促進法第15条の6、第16条等	○	○	
27	都市計画基礎調査の実施	都市計画法第6条等	○		
28	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第1号、第87条の2等	○		
29	都市計画事業（一部）の施行認可	都市計画法第59条等	○		○
30	市街地再開発事業（一部）の施行等の認可	都市再開発法第7条の9等	○	○	○
31	防災街区整備事業（一部）の施行等の認可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第122条等	○	○	○
32	都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	○		
33	空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	○		
34	土地利用基本計画の策定	国土利用計画法第9条等	○		
35	土地取引の規制区域の指定	国土利用計画法第12条等	○	○	
36	指定区間内の一級河川の管理	河川法第9条、令第2条等	○	○	
37	二級河川の管理	河川法第10条等	○	○	
38	直轄区域以外の砂防設備の管理	砂防法第5条等	○		
39	直轄区域以外の海岸保全区域等の管理	海岸法第5条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
40	公有水面の埋立免許	公有水面埋立法第2条等	○	○	○
41	地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	○		
42	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条等	○	○	
43	解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条等	○		
44	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	○	○	○
45	農林物資製造業者等への立入検査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第23条、令第12条等	○	○	○
46	農地（4ha以下）の転用許可	農地法第4条等	○	○	○
47	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	農地法第18条等	○	○	○
48	農業振興地域整備基本方針の作成 農業振興地域の指定 市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条等	○		
49	地域森林計画の策定	森林法第5条等	○		
50	民有林の開発行為の許可	森林法第10条の2等	○		○
51	保安林の指定（一部）・管理	森林法第25条の2、第34条等	○		
52	市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
53	市町村立高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第2号等	○		
54	私立幼稚園の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
55	私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
56	学校法人（一部）の設立認可	私立学校法第4条、第30条等	○		
57	博物館の登録	博物館法第10条等	○	○	
58	史跡名勝天然記念物の仮指定 重要文化財等の管理に係る技術的指導等 政府が補助金を交付する重要文化財の管理等に 係る指揮監督 文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務	文化財保護法第35条、第110条、第184条、第187条、第188条、令第5条等	○	○	
59	商工会議所の定款変更の認可（一部）、事業 状況等の報告の受理・警告等	商工会議所法第46条、第57条～第59条、第84条、令第7条等	○	○	○
60	全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤 施設計画・連携計画の認定	商工会及び商工会議所による 小規模事業者の支援に関する 法律第5条、第18条、第22 条の2、令第2条等	○		○
61	一般旅券の発給申請受理・交付	旅券法第3条、第8条等	○	○	○
62	砂利採取計画の認可 岩石採取計画の認可	砂利採取法第16条、採石法 第33条等	○	○	○
63	高圧ガスの製造・貯蔵許可	高圧ガス保安法第5条、第1 6条等	○	○	○
64	火薬類の製造（一部）・販売・消費許可	火薬類取締法第3条、第5条、 第25条、第56条の2、令第 16条等	○	○	○
65	災害時の応急救助の実施	災害救助法第2条等	○		

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
66	防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	自衛隊法第83条等	○		
67	市町村消防の支援のための航空消防隊の設置	消防組織法第30条等			
68	都道府県警察の設置	警察法第36条等			
69	道路における交通の規制	道路交通法第4条等	○		
70	公害健康被害の補償給付	公害健康被害の補償等に関する法律第4条等	○		
71	第一種フロン類回収業者の登録	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条等	○		
72	工業用水の採取許可	工業用水法第3条等	○	○	○
73	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、対策計画の策定	ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第31条等	○	○	

- ※1 指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査（平成24年10月～平成25年2月）において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
- ※2 同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
- ※3 地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

出典：第30次地方制度調査会答申別表（平成25年6月）

※第30次地方制度調査会答申以降、令和4年12月現在までに移譲されている事務もあります。

VII 大都市制度

新たな大都市制度「特別市*」の実現に向けて

*「特別自治市」の通称として、「特別市」を使用しています。

本市では、急速に進むと予測される人口減少・超高齢社会など、多くの課題に対応し、市民の暮らしをしっかりと支え、また、経済を活性化させて大都市としての力を最大限に発揮していくために、新たな大都市制度「特別市」の早期実現に向けて取り組んでいます。

「特別市」は、横浜市を分割して新たな自治体をつくるのではなく、市内のことが市で完結する、横浜市の一体性を生かした効率的・効果的な制度です。

大都市横浜が抱える課題

○市と県の二重行政

市と県の間で、事務・権限が分かれていることにより、窓口が分散し、子育て支援、福祉・保健・衛生、まちづくりなど様々な分野で非効率な二重行政が生じています。

○不十分な税制上の措置

指定都市である本市は市の事務に加え、県に代わって保健所や土木事務所など多くの事務を担っています。しかし、仕事量に見合う税源が十分に措置されていません。

○人口減少社会の到来・超高齢化の進行 ○公共施設の老朽化対策 など

こうした指定都市制度特有の課題を抜本的に解決し、厳しい社会経済情勢においても、将来にわたってより良い行政サービスを市民の皆様へ提供していくためには、指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別市」の実現が必要です。

新たな大都市制度「特別市」が課題を解決

二重行政の解消による行政サービスの向上

市と県の二重行政が解消され、市域内の事務や行政サービスを特別市が一元的に担うことで、より効率的・効果的な行政サービスを提供します。

積極的な政策展開による経済の活性化

成長分野への投資など積極的な政策展開により、市域内の経済・産業活動を活性化させます。その影響を周辺地域や国全体に広がっていきます。

指定都市制度（現在）



特別市



VII 大都市制度

「特別市」実現に向けて着実に進めています ～現在の状況と今後の取組～

◇ 本市の取組

令和3年3月、本市が実現を目指す特別市制度の骨子等をまとめた「横浜特別自治市大綱（平成25年3月策定）」について、国の動向や社会経済情勢の変化を踏まえ、8年振りに改訂しました。

特別市制度は法制化されていないため、まずは国における法制化が必要です。法制化に向けた機運を醸成するためには、市民の皆様のご理解が不可欠です。広報紙やSNSなど、あらゆる媒体を活用したPRのほか、市民の皆様へ直接ご説明する講演会や意見交換を行う説明会等を開催し、市民の皆様のご理解促進に取り組んでいます。

横浜市・川崎市・相模原市の3市共同会見



◇ 他の指定都市と連携した取組

特別市の実現に向けては、全国に20ある指定都市とも連携して取り組んでいます。神奈川県には本市のほか、川崎市、相模原市の2指定都市が存在しますが、道府県内に3つの指定都市があるのは、全国で神奈川県だけです。川崎市・相模原市とも現行制度の課題を共有しており、「特別市」の法制化に向けて、両市と連携して取組を推進しています。

◇ 「特別市」実現に向けた今後の取組

引き続き、特別市制度の必要性について市民の皆様へ広報し、実現に向けた機運を醸成していきます。あわせて、法制化に向けて、国での議論が進むよう、他の指定都市とも連携・協調しながら、国や関係機関等への提案・要望を行います。

なお、現行制度の下においても、県との二重行政の弊害が解消され、市民サービスの向上につながる事務については、権限と財源の移譲について県と協議を進め、実質的に特別市に近づけていきます。

地域との意見交換会



VII 大都市制度

本市が目指す「特別市」制度

「横浜特別自治市大綱」（令和3年3月改訂）では、本市が目指す「特別市」制度の内容をとりまとめています

市の
サービス

国以外の仕事は全て横浜市が 担います

●県が市域で実施している事務と基礎自治体として市が担っている事務を統合するため、行政の無駄がなくなり、市民のニーズに沿った、きめ細かな行政サービスが迅速に提供できます。

近接
市町村

県や近接市町村と協力して 行政運営を行います

●生活圏・経済圏など影響が強く及ぶ 周辺地域も含めた都市圏全体を考慮して 行政を運営していくことで、引き続き、圏域の中核都市としての役割を果たします。

市の
税金

横浜市の役割・仕事量に見合った 公平な税制にします

●市域での国以外の仕事は全て特別市が行うため、財政中立の観点から、役割・仕事量に見合った新たな税財政制度とします。

区

区役所機能・住民自治を強化します

●市内に東京の特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、区役所機能・住民自治を強化する行政区とします。横浜の強みである都市の一体性を生かして、効率的・効果的な行政運営を行います。

◇ 特別市の実現により期待できる効果

特別市が実現すると子育て支援や安全対策、まちづくりなど、市民の皆様の暮らしに関わる様々な分野で、二重行政の無駄がなくなり、より効率的・効果的に行政サービスを提供することができます。

子育て支援

市が行っている保育所に関する業務に加え、県が行っている幼稚園の検査などの業務も市が全て担うため、市内の保育所・幼稚園に対するきめ細かい指導や支援が可能となるなど、より安心して子育てができる環境づくりを進めることができます。

崖地の安全対策

県が行っている急傾斜地（崖地）の指定や、改善に向けた工事などの業務を市で行うことが可能となり、避難体制の整備や助成金制度等を含む総合的な崖地対策により、市民の安全・安心につながるまちづくりを進めることができます。

横浜特別市大綱

平成 25 (2013) 年 3 月 策定

令和 3 (2021) 年 3 月 改訂

令和 4 (2022) 年 12 月 改訂 (令和 6 (2024) 年 4 月 第 2 版)

横浜市

政策経営局 大都市制度推進本部室 制度企画課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10